

令和7年度版

川口市の福祉



「福祉の日デザイン画」 最優秀賞 荒井 花江

福祉都市宣言

昭和43年12月25日 宣言

地方自治の本旨は、住民の福祉向上にあることは言をまたない。

本市は、鑄物工業を中心として発展してきたが、近年、東京都に隣接するという地理的条件と相まって、産業、経済及び文化等に著しい発展を見せている。

しかし、反面、産業公害、交通事故、火災、犯罪、水害など向上の影に発生している各種災害は、年々増加の傾向にあり、市民の日常生活をおびやかしている現状を決してゆるがせにはできない。

又、高度の経済成長は、市民生活水準の向上をもたらしたが、一方においては、社会の進展に、いまだ遅れ、恩恵に浴さない市民の存在も見逃しにはできない事実である。

これら、数多くの悲惨な災害や事故を絶滅し、同時に社会保障制度の充実をはかるため、全市民の協力のもとに、総力を結集して強力に施策を推進していかねばならない。

市民のすべてが憲法で保障された、健康で文化的な生活を営めるよう、全市民が一体となり、明るく住みよい都市の建設を決意し、ここに川口市を「福祉都市」とすることを宣言する。

目 次

第 1 部 川口市の概要

第 1 章 令和 7 年度 当初予算

1	当初予算	3
2	一般会計予算	3
3	一般会計予算の構成割合	4
4	福祉部・子ども部予算	5

第 2 章 福祉部・子ども部 行政機構

1	福祉部・子ども部 行政組織	9
2	事務分掌	10

第 3 章 川口市福祉計画の概要

第 1 節	川口市地域共生社会推進計画	14
第 2 節	川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	16
第 3 節	川口市障害者福祉計画	20
第 4 節	川口市こども未来計画	24

第 2 部 社会福祉

●	令和 7 年度 社会福祉事業の予算概要	27
---	---------------------	----

第 1 章 社会福祉

第 1 節	一般社会福祉	30
1	民生委員推薦会	30
2	民生委員	30
3	「福祉の日」推進事業	33
4	福祉資金	34
5	戦傷病者・戦没者遺族等援護	35
6	罹災者の援護	37
7	日赤事業	38
8	更生保護事業	38
9	生活困窮者自立支援事業	39
10	中国残留邦人等支援事業	40
11	社会福祉施設人材養成・確保支援事業	40
12	社会福祉施設等指導監査	41
13	拉致問題啓発事業	42
14	重層的支援体制整備事業	42

第 3 部 生活福祉

●	令和 7 年度 生活福祉事業の予算概要	47
---	---------------------	----

第 1 章 生活福祉

第 1 節	生活保護	50
1	被保護世帯及び人員の推移	50
2	単身保護世帯と 2 人以上保護世帯の推移	51
3	保護率(人口百人比)の推移	51
4	保護の開始・廃止の理由別構成	52

5	保護世帯類型及び労働力類型	53
6	病類別医療扶助人員の推移	54
7	生活保護扶助費の推移(決算額)	54
8	生活保護の予算	55
9	生活保護受給者就労支援事業	56

第4部 高齢福祉

●	令和7年度 高齢者福祉事業の予算概要	59
	第1章 長寿支援	
第1節	高齢者人口	62
1	高齢者人口の推移	62
2	ねたきり・ひとり暮らしの高齢者	63
第2節	在宅福祉サービス	64
1	軽度生活支援事業	64
2	自立生活支援員派遣事業	64
3	日常生活用具給付事業	64
4	福祉機器貸与事業	65
5	寝具乾燥消毒事業	65
6	認知症高齢者相談事業	65
7	配食サービス事業	65
8	福祉電話の貸与	66
9	緊急通報装置の貸与	66
10	社会福祉法人利用者負担軽減補助	66
11	重度要介護高齢者福祉手当	66
12	外国人高齢者等福祉手当	67
第3節	健康と生きがい	67
1	老人クラブ助成	67
2	高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助	68
3	生きがいづくりアドバイザー	68
4	地域支え合いあんしんカード事業	68
第4節	敬老及び啓発	69
1	敬老祝金の贈呈	69
2	敬老祝賀事業	69
第5節	生活環境整備	69
1	高齢者世帯住替家賃助成	69
2	高齢者住宅改善整備費補助事業	70
3	入居保証支援事業	71
第6節	施設	72
1	サンテピア	72
2	老人デイサービスセンター	73
3	施設措置	73
第7節	地域支援事業・地域包括支援センター	74
1	地域支援事業	74
2	地域包括支援センター運営事業	76

第5部 介護保険

● 令和7年度 介護保険事業の予算概要	79
第1章 介護保険	
第1節 被保険者の状況	82
1 第1号被保険者の推計	82
2 要支援・要介護認定者数の推計	82
3 居宅サービス利用者数の推計	82
4 地域密着型サービス利用者数の推計	82
5 施設サービス利用者数の推計	83
第2節 財政状況	83
1 令和6年度決算	83
第3節 保険料の状況	84
1 第9期（令和6年度から令和8年度）の第1号被保険者保険料（年額）	84
2 保険料所得段階別賦課徴収状況（令和6年度決算）	85
第4節 保険給付	86
1 保険給付サービスの種類と内容	86
2 介護サービスの利用者負担	90
3 利用者負担額の軽減	90
第5節 要介護認定者の状況	92
1 要介護認定申請状況	92
2 介護認定審査会	92
3 要介護度判定状況	92
4 要介護認定者内訳	92
第6節 介護保険給付状況	92
1 居宅サービス受給者数	92
2 施設サービス受給者数	92
3 居宅サービス利用者負担額補助	92
4 介護（介護予防）サービス給付状況	93
5 高額介護（介護予防）サービス給付	93
6 高額医療合算介護サービス給付	93
7 特定入所者介護（介護予防）サービス給付	93
第7節 川口市介護保険運営協議会	94
1 委員の構成	94
2 協議会の開催状況	94
第8節 介護サービス事業者への支援事業	95
1 介護人材の育成に関する支援	95
2 介護サービス事業者への補助	95

第6部 障害福祉

● 令和7年度 障害福祉事業の予算概要	97
第1章 障害福祉	
第1節 障害者手帳登録状況	100
1 身体障害者手帳	100
2 療育手帳	100
3 精神障害者保健福祉手帳	100

第2節	相談・指導	101
1	相談支援事業	101
2	相談員	101
第3節	手当・年金	102
1	福祉手当	102
2	特別児童扶養手当	103
3	心身障害者扶養共済制度	103
第4節	医療	104
1	重度心身障害者医療費助成	104
2	更生医療給付	105
3	育成医療給付	105
第5節	給付	106
1	補装具	106
2	日常生活用具	106
3	居宅改善費助成	106
4	自動車改造費助成	107
5	自動車運転免許取得費助成	107
6	重度心身障害者福祉タクシー利用料助成	108
7	重度心身障害者福祉ガソリン利用料助成	108
第6節	サービス	109
1	入浴サービス	109
2	紙おむつ支給	109
3	広報紙等点字訳・録音発行	109
4	リフト付自動車貸出	109
5	障害児（者）生活サポート	110
6	生活ホーム	110
第7節	障害者自立支援事業	111
1	自立支援給付事業	111
第8節	行事	112
1	「彩の国ふれあいピック」春季大会	112
2	「彩の国ふれあいピック」秋季大会	112
3	川口市障害者週間記念事業	112
第9節	住みよいまちづくり	113
1	公共施設改修整備	113
第2章 心身障害福祉センターわかゆり学園		
第1節	心身障害福祉センターわかゆり学園	115
1	就労移行支援事業所・就労継続支援B型事業所及び生活介護事業所	115
2	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所	117
3	地域活動支援センター	118

第7部 児童福祉

●	令和7年度 児童福祉事業の予算概要	121
第1章 子ども育成		
第1節	児童健全育成	124
1	児童センター	124
2	アドベンチャープレイ事業	124

3	おやこの遊びひろば事業	124
4	子育てサポートプラザ事業	125
5	鳩ヶ谷こども館事業	125
6	南鳩ヶ谷地域子育て支援センター事業	125
7	ファミリー・サポート・センター事業	126
8	緊急サポートセンター事業	126
9	病児・病後児保育事業	127
10	訪問型病児・病後児保育利用助成制度	128
11	パパ・ママ応援ショップ事業	129
12	「赤ちゃんの駅」設置事業	129
13	赤ちゃんにっこり応援事業	129
14	子どもの生活・学習支援事業	130
第2節	児童手当制度	131
1	児童手当	131
第3節	子ども医療費	132
1	子ども医療費支給事業	132
第4節	母子父子福祉	133
1	母子父子寡婦福祉資金貸付	133
2	ひとり親家庭等医療費支給事業	134
3	児童扶養手当	135
4	ひとり親家庭自立支援給付金事業	136
5	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	136
6	養育費確保支援事業	137
7	母子・父子自立支援プログラム策定事業	137
第5節	施設	138
1	児童遊園	138
2	児童センター	138
第6節	青少年健全育成事業	139
1	青少年センター	139
2	野外活動施設	139
3	青少年体験活動事業	140
4	親子ふれあい事業	140
5	明るい街づくり推進事業	141
6	青少年団体活動支援事業	141
第7節	いじめ防止推進事業	142
1	いじめ防止推進事業	142
第2章 子育て相談		
第1節	児童保護	144
1	こども家庭センター	144
2	子ども家庭相談室	145
3	要保護児童対策地域協議会	145
4	子どものショートステイ事業	146
5	子どものトワイライトステイ事業	146
6	養育支援訪問事業	146
7	未就園児等全戸訪問事業	146
8	ヤングケアラー支援事業	147
9	発達相談支援事業	147
10	子育て世帯訪問支援事業	148

第2節	助産制度	149
1	助産施設	149
第3節	母子父子福祉	149
1	母子生活支援施設への入所	149
2	母子等緊急一時保護	149
第3章	保 育	
第1節	保 育	151
1	保育所等運営	151
2	認可外保育施設	158
3	地域子育て支援センター・育児相談	159

第8部 外郭団体等

第1章 社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

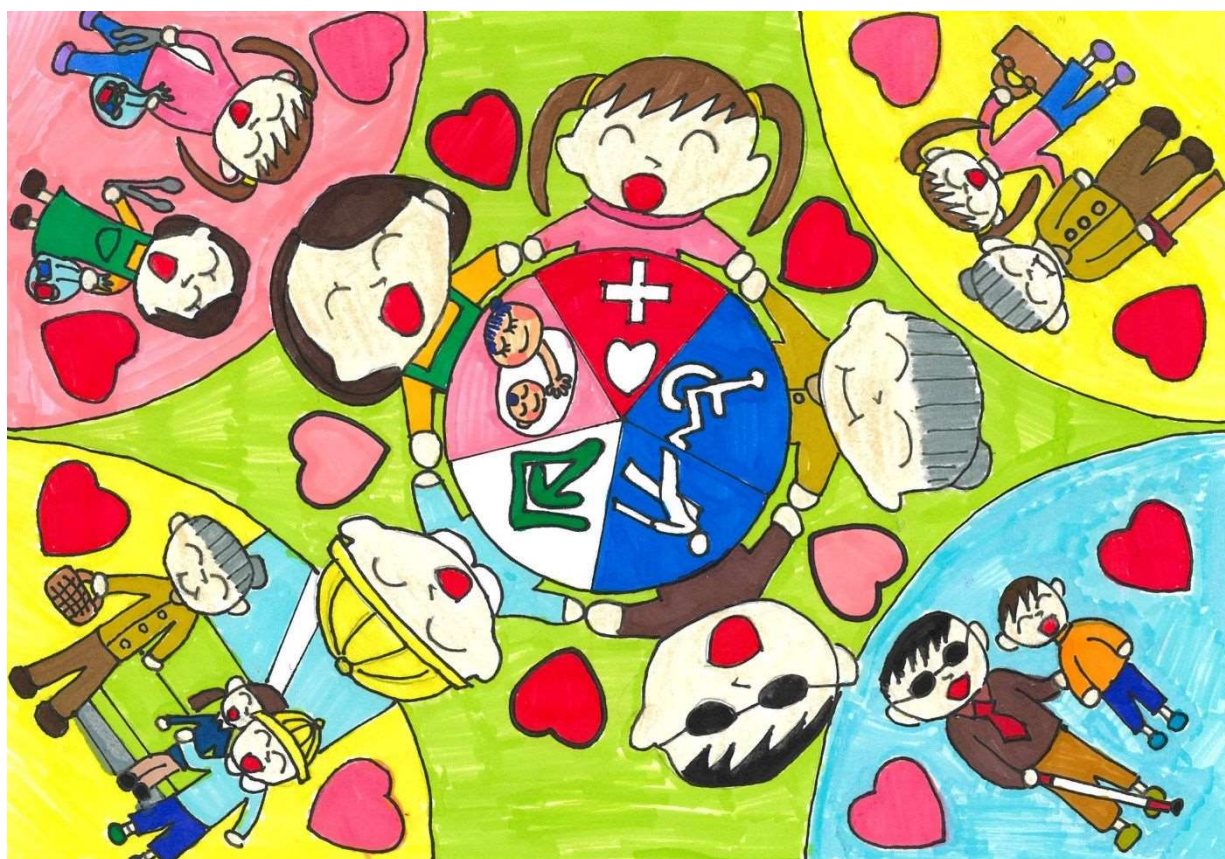
●	令和7年度 社会福祉協議会事業の予算概要・事業計画	163
第1節	社会福祉協議会の概要	165
1	組 織	165
第2節	令和7年度当初予算	166
第3節	実施事業	167
1	会員募集と啓発事業	167
2	地域福祉活動推進事業	167
3	ボランティア活動推進事業	169
4	共同募金配分事業	174
5	放課後児童クラブ事業	175
6	子育てサポートプラザ事業	176
7	ファミリー・サポート・センター事業	180
8	高齢者福祉事業	182
9	老人居宅介護等事業	183
10	高齢者自立支援事業	183
11	障害福祉サービス事業	183
12	障害者相談支援事業	184
13	手話通訳者派遣事業	185
14	障害者居宅サービス技術援助事業	186
15	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	187
16	生活福祉資金貸付事業	187
17	やすらぎ会館事業	188
18	住民参加型福祉サービス事業	188
19	交通遺児育英事業	190
20	老人福祉センター青木たたら荘	191
21	居宅介護支援事業	191
22	地域包括支援センター	192
23	成年後見センター	193
24	生活困窮者自立相談支援事業	195
25	生活支援体制整備事業	196
26	多機関協働事業	197
27	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	197
28	参加支援事業	198

第2章 社会福祉法人 川口市社会福祉事業団

● 令和7年度 社会福祉事業団事業の予算概要	201
第1節 社会福祉事業団の概要	203
1 組織等	203
2 令和7年度当初予算	204
第2節 老人福祉施設	205
1 老人福祉センター「たたら荘」	205
2 高齢者総合福祉センター「サンテピア」	206
3 やすらぎの家	207
4 老人デイサービスセンター「れんげそう」	207
5 居宅介護支援事業所	209
6 社会福祉センター（神根福祉センター）	211
7 地域包括支援センター	212
8 鳩ヶ谷福祉センター	213
第3節 児童福祉施設	214
1 児童センター	214
第4節 障害福祉施設	215
1 相談支援事業	215
2 地域活動支援センター事業	215
3 生活介護事業	216
4 就労継続支援B型	216

福祉関係団体名簿	218
----------	-----

第1部 川口市の概要



「福祉の日デザイン画」 優秀賞 植田 芽来

第1章
令和7年度
当初予算

第 1 章 令和 7 年度 当初予算

1 当初予算

(単位：千円)

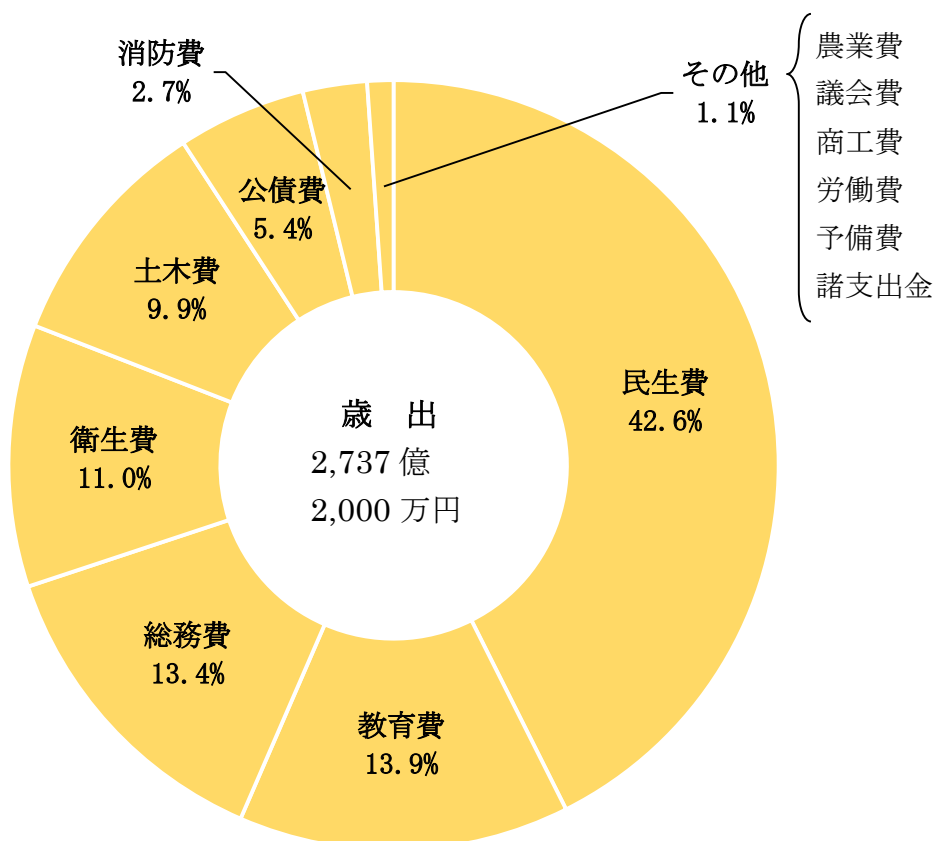
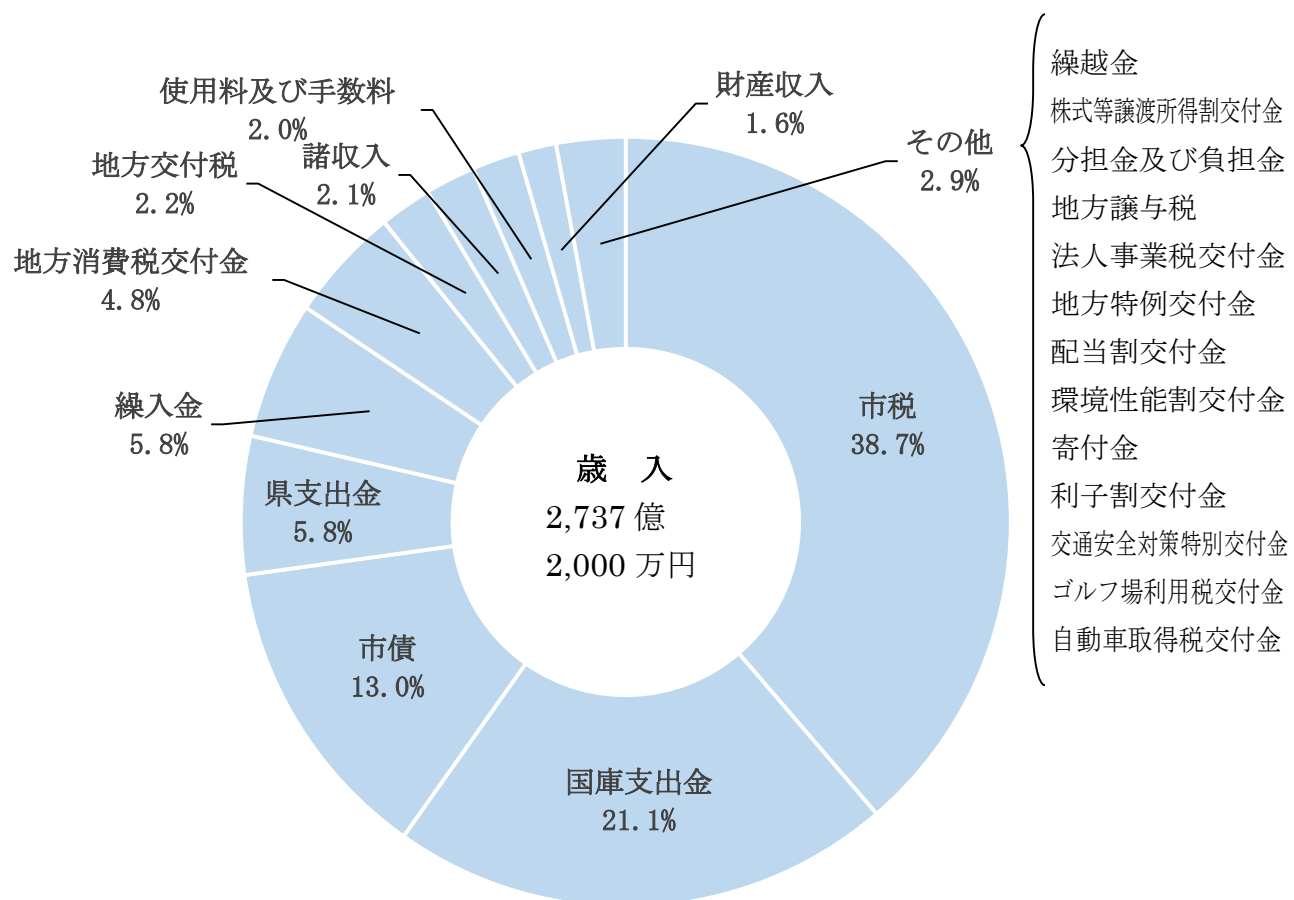
区 分	予 算 額	構成比(%)
一 般 会 計	273,720,000	56.7
特 別 会 計	145,469,700	30.1
企 業 会 計	63,795,000	13.2
計	482,984,700	100.0

2 一般会計予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
1 市 税	105,834,761	1 議 会 費	904,376
2 地 方 譲 与 税	969,000	2 総 務 費	36,688,354
3 利 子 割 交 付 金	80,000	3 民 生 費	116,579,460
4 配 当 割 交 付 金	600,000	4 衛 生 費	30,228,822
5 株式等譲渡所得割交付金	1,100,000	5 労 働 費	287,760
6 法 人 事 業 税 交 付 金	940,000	6 農 業 費	1,138,286
7 地 方 消 費 税 交 付 金	13,200,000	7 商 工 費	629,178
8 コ ー プ 場 利 用 税 交 付 金	7,500	8 土 木 費	27,123,188
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	9 消 防 費	7,407,495
10 環 境 性 能 割 交 付 金	230,000	10 教 育 費	37,900,141
11 地 方 特 例 交 付 金	680,000	11 公 債 費	14,632,939
12 地 方 交 付 税	5,960,000	12 諸 支 出 金	1
13 交通安全対策特別交付金	49,000	13 予 備 費	200,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金	1,035,270		
15 使 用 料 及 び 手 数 料	5,408,415		
16 国 庫 支 出 金	57,658,095		
17 県 支 出 金	15,991,623		
18 財 産 収 入	4,355,320		
19 寄 附 金	133,051		
20 繰 入 金	15,789,145		
21 繰 越 金	2,500,000		
22 諸 収 入	5,653,219		
23 市 債	35,545,600		
計	273,720,000	計	273,720,000

3 一般会計予算の構成割合



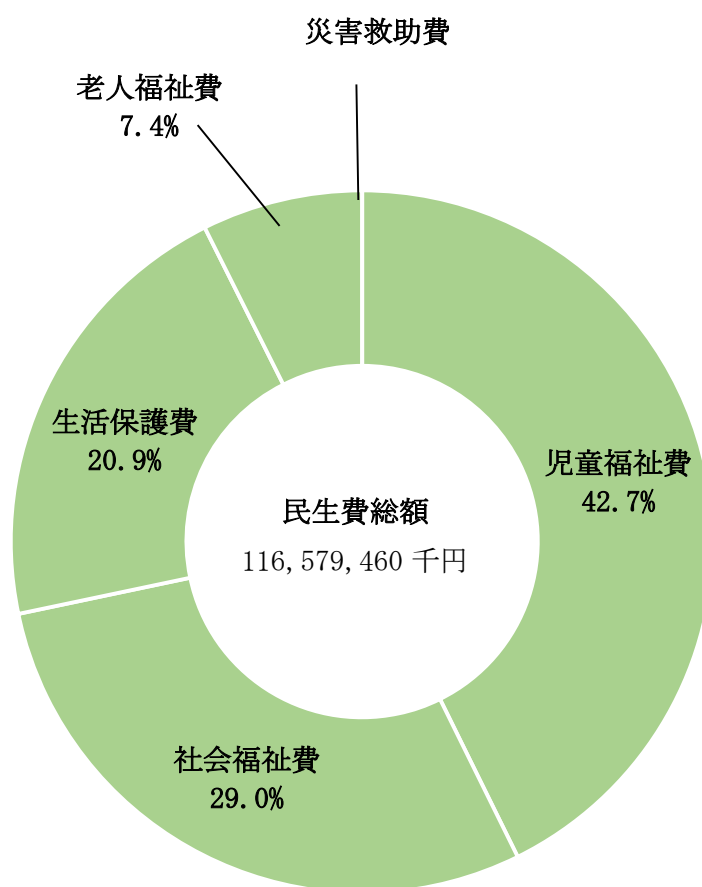
4 福祉部・子ども部予算

民生費予算

(単位：千円)

項	目	予 算 額
社 会 福 祉 費	社 会 福 祉 総 務 費	16,031,154
	障 害 者 福 祉 費	2,654,338
	障 害 者 総 合 支 援 事 業 費	13,324,353
	障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 費	695,260
	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 費	55,329
	住 民 税 非 課 税 世 帯 等 臨 時 特 別 支 援 事 業 費	1,010,785
	小 計	33,771,219
老 人 福 祉 費	老 人 福 祉 総 務 費	7,608,508
	老 人 福 祉 費	332,959
	老 人 福 祉 施 設 費	686,365
	小 計	8,627,832
児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 総 務 費	1,472,704
	ひ と り 親 家 庭 福 祉 費	1,955,933
	保 育 所 費	23,356,460
	児 童 健 全 育 成 費	272,764
	家 庭 児 童 相 談 費	95,538
	障 害 児 通 所 支 援 費	4,370,058
	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 費	184,370
	児 童 発 達 支 援 事 業 所 費	56,940
	入 院 助 産 費	15,176
	児 童 手 当 費	13,079,384
	子 ど も 医 療 費	2,832,378
	私 立 幼 稚 園 支 援 費	1,982,040
	青 少 年 対 策 費	24,146
	保 育 所 建 設 費	52,064
	小 計	49,749,955
生 活 保 護 費	生 活 保 護 総 務 費	1,274,647
	扶 助 費	23,155,800
	小 計	24,430,447
災 害 救 助 費	災 害 救 助 費	7
合 計		116,579,460

民 生 費 内 訳



特別会計予算

(単位：千円)

区 分		本年度	構成比	前年度	比 較	増減率
特別会計合計		145,469,700	100.0%	144,955,600	514,100	0.4%
福祉部・子ども部関係	川口市介護保険事業特別会計	47,032,400	32.3%	45,616,000	1,416,400	3.1%
	川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	112,000	0.1%	141,000	△ 29,000	△ 20.6%
	小 計	47,144,400	32.4%	45,757,000	1,387,400	3.0%

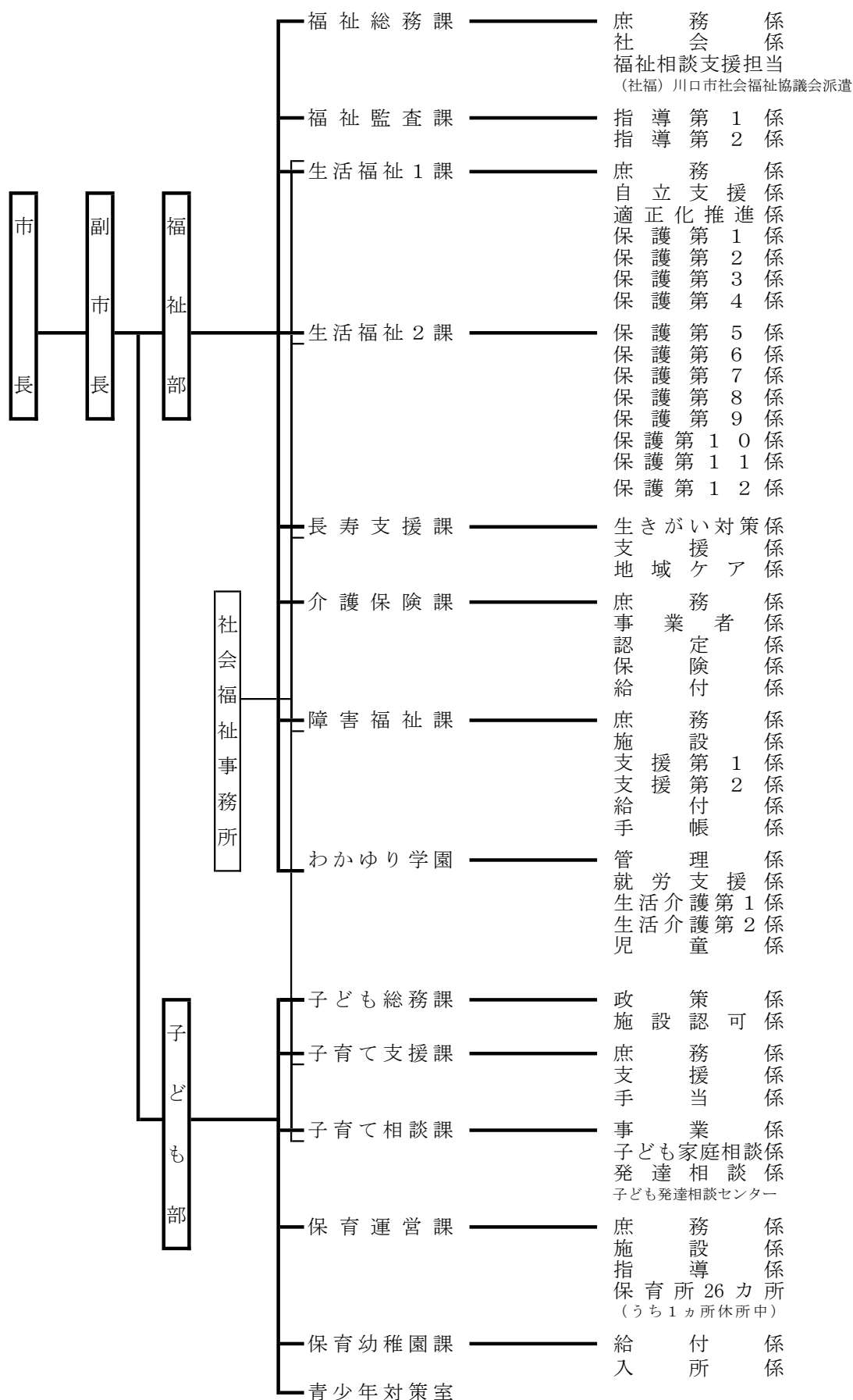
第2章

福祉部・子ども部 行政機構

第2章 福祉部・子ども部 行政機構

1 福祉部・子ども部 行政組織

令和7年4月1日現在



2 事務分掌

福 祉 部

福 祉 総 務 課

- (1) 部内の連絡調整に関すること。
- (2) 福祉に係る施策の調査研究及び企画調整に関すること。
- (3) 福祉資金に関すること。
- (4) 被災者の援護に関すること。
- (5) 戦没者遺族等の援護に関すること。
- (6) 民生委員・児童委員に関すること。
- (7) 更生保護事業の援助に関すること。
- (8) 北朝鮮による拉致問題の解決に向けた支援に関すること。
- (9) 第三庁舎の管理に関すること。
- (10) 福祉に係る相談及び支援の調整に関すること。
- (11) 青木会館に関すること。

福 祉 監 査 課

- (1) 社会福祉施設等の指導監査に関すること。
- (2) 社会福祉施設整備工事検査に関すること。
- (3) 介護サービス事業者等の指導監査に関すること。
- (4) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。

生 活 福 祉 1 課・生 活 福 祉 2 課

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 生活困窮者に対する支援に関すること。
- (3) 中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

長 寿 支 援 課

- (1) 高齢者の援護に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (4) 高齢者の社会参加及び生きがい推進に関すること。
- (5) 敬老祝金に関すること。
- (6) 重度要介護高齢者福祉手当に関すること。
- (7) 高齢者福祉施設の整備に関すること。
- (8) 地域支援事業に関すること。

介 護 保 険 課

- (1) 介護保険に関すること。

障 害 福 祉 課

- (1) 障害者及び障害児の援護に関すること。
- (2) 障害者及び障害児に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (4) 重度心身障害者医療費に関すること。
- (5) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (6) 指定障害福祉サービス事業所の指定に関すること。
- (7) 指定通所支援の事業所の指定に関すること。

わ か ゆ り 学 園

- (1) 児童発達支援センター通園児の支援に関すること。
- (2) 児童発達支援事業所通園児の支援に関すること。
- (3) 生活介護事業所利用者の支援に関すること。
- (4) 就労移行支援事業所利用者の支援に関すること。
- (5) 就労継続支援B型事業所利用者の支援に関すること。
- (6) 地域活動支援センター事業に関すること。
- (7) 障害児者相談支援事業に関すること。
- (8) 保育所等訪問支援事業に関すること。

子 ど も 部

子 ど も 総 務 課

- (1) 部内の連絡調整に関すること。
- (2) 子どもの福祉に係る施策の調査研究及び企画調整に関すること。
- (3) 児童福祉施設の設置認可に関すること。
- (4) 認可外保育施設の届出に関すること。

子 育 て 支 援 課

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- (3) 子ども医療費に関すること。
- (4) ひとり親家庭等医療費に関すること。
- (5) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。

子 育 て 相 談 課

- (1) 家庭児童相談に関すること。
- (2) 発達相談及び発達支援に関すること。

保 育 運 営 課

- (1) 公立保育所の運営に関すること。
- (2) 保育施設への立入に関すること。

保 育 幼 稚 園 課

- (1) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用に関すること。
- (3) 特定子ども・子育て支援施設等の利用に関すること。
- (4) 私立幼稚園に係る補助に関すること。
- (5) 乳児等通園支援事業に関すること。

青 少 年 対 策 室

- (1) 青少年に係る行政施策の総合調整に関すること。
- (2) 青少年に係る相談、育成及び指導に関すること。
- (3) 青少年に係る行政機関及び団体との連絡調整に関すること。

第3章 川口市 福祉計画の概要

第3章 川口市福祉計画の概要

第1節 川口市地域共生社会推進計画

1 はじめに

地域福祉とは、地域に暮らす一人ひとりが地域のことに関心を持ちながら、そこに暮らす様々な人たちとのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりするような関係を築いていこうという考えです。

本市では、地域福祉を総合的かつ効率的に推進していくための基本指針として平成15年度に10年間を計画期間とする「川口市地域福祉計画」を策定し、平成25年度には、同じく10年間を計画期間とする「第2期川口市地域福祉計画」を策定し、計画の中間年にあたる平成30年度に見直しを図り、地域福祉の推進に努めてきたところです。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会情勢の変化に伴い、分野横断的な対応が求められる課題・制度の狭間にある課題等を解決するため、国においては「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法などの関係法令を改正しています。そして、市町村においては、既存制度の縦割りにとらわれず、福祉の領域を超え、他分野（保健医療・住まい・就労及び教育等）との連携により、様々な課題を解決していくことが求められています。

上記を踏まえ、本市においても、重層的支援体制整備事業の本格実施など、支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」にしていく視点を重視し、「地域共生社会」の実現に向けた新しいステージへ舵を切る必要があります。そのため、「第2期川口市地域福祉計画」の計画期間が令和5年度に終了したことに伴い、計画の名称を従来の「川口市地域福祉計画」から「川口市地域共生社会推進計画」とし、計画期間を社会情勢等の変化の速さや高齢者福祉計画・介護保険事業計画をはじめとした、本計画に関連する各計画や制度の見直し時期等を踏まえ、計画期間を10年間で3年間へと変更しました。

2 基本的な考え方

(1) 基本理念 「全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち」

(2) 基本目標

- ①包括的な支援体制の整備及び充実
- ②高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展
- ③障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

- ④生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備
- ⑤全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

3 基本施策

(1) 包括的な支援体制の整備及び充実

- ①属性（高齢・障害など）別から属性を問わない相談支援へ
- ②支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ
- ③地域の共生と交流の推進
- ④孤独・孤立を解消する体制整備

(2) 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展

- ①介護予防・フレイル対策の充実
- ②高齢者の生きがいと安全安心な暮らしを支える施策の充実
- ③介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保
- ④在宅医療と在宅介護の連携強化

(3) 障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

- ①障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化
- ②障害者の暮らしを支える基盤の充実
- ③社会参加の充実
- ④障害児とその家庭への支援の充実
- ⑤保健・医療体制の充実
- ⑥障害者にとって安全・安心のまちづくり

(4) 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

- ①生活困窮世帯の就労支援の充実
- ②生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実
- ③生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化

(5) 全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

- ①子育てと就労を安心して両立できる環境づくり
- ②全ての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実
- ③心身の健やかな成長の支援
- ④個性を伸長する教育と次世代育成
- ⑤子育て・子育て参加の意識啓発と実践
- ⑥様々な状況にある子育て家庭への支援

第2節 川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

やさしさ あんしん いきいきプラン

1 第9期（令和6年度から令和8年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成12年度の介護保険制度の開始以降、本市では制度の円滑な運営に努めるとともに、総合的な保健福祉サービスの一層の充実を図り、保健・福祉・介護に関する施策を一体的に進めて参りました。

第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、「高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する」という第8期計画の基本理念を継承しつつ、新たに第9期計画の基本方針を掲げ、令和6年度から令和8年度までの3年間の達成すべき目標やそれに基づく具体的な施策を定めました。

2 基本方針

高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展

3 4つの基本目標とそれに基づいた施策

（1）介護予防・フレイル対策の充実

高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、健康づくりや介護予防の取組を推進します。

○ フレイル予防の推進

- ・ 早期発見・早期対応に向けた取組の充実

○ 介護予防をはじめとする地域支援事業の充実

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の充実
- ・ 住民主体による支援制度の創設
- ・ 一般介護予防事業の推進

○ 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

- ・ 多様な主体によるサービスの充実
- ・ サービスの活用等に向けた情報発信の強化
- ・ 自立支援・重度化防止を支える体制の整備

（2）高齢者の生きがいと安全安心な暮らしを支える施策の充実

高齢者一人ひとりがいきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図ります。

また、認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、本人や家族介護者への支援を充実させます。

- 在宅福祉・生活支援サービス等の充実
 - ・ サービス利用に関する利便性向上
 - ・ 在宅生活・日常生活の安心を支えるサービスの提供
- 高齢者の住まいの確保
 - ・ 住まいの改善に向けた支援
 - ・ 入居の支援
- 認知症施策の推進
 - ・ 認知症に関する普及啓発
 - ・ 早期発見・早期対応の強化
 - ・ 本人及び家族支援の充実
 - ・ 認知症になっても安心できる地域づくり
- 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
 - ・ 成年後見制度の利用促進
 - ・ 権利擁護を支える体制の整備
- 高齢者虐待防止対策の推進
 - ・ 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化
 - ・ 介護従事者による虐待への対応
- 生きがいづくりと社会参加の場の充実
 - ・ 生きがい活動と社会参加の支援
 - ・ 長寿の祝い等の推進
- 家族介護者への支援
 - ・ 情報交換・交流の場の提供
 - ・ 相談支援体制の充実
- 安全で安心なまちづくりの推進
 - ・ 災害・感染症対策の推進
- 地域包括支援センターの効果的な運営
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化
 - ・ 効果的な運営体制の構築

(3) 介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保

一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの状態に応じた質の高いサービスが確保されるよう、必要な人材確保をはじめとする介護サービスの基盤整備に努めます。

また、中長期的な視点に立った整備目標の設定をはじめ、将来にわたって持続可能な介護保険事業運営に努めます。

- 在宅サービスのニーズへの対応
 - ・ 在宅サービスの普遍的かつ安定的提供
- 地域密着型サービスの整備促進
 - ・ 地域密着型サービス事業所の整備

- 施設サービスの充実
 - ・ ニーズに合わせた受入体制の整備
 - ・ 施設の長寿命化の推進
- 介護人材の確保・定着・質の向上に向けた支援
 - ・ 介護人材の確保に向けた取組の強化
 - ・ 事業所における人材育成等に係る支援
- 介護事業所の安定的運営に向けた支援
 - ・ 介護サービスの質の確保
 - ・ 介護現場における安全性の確保とリスクマネジメントの推進
 - ・ 介護現場の生産性向上に向けた支援
- 利用しやすく持続可能な介護保険事業の運営
 - ・ 介護保険事業の普及啓発
 - ・ 介護給付費の適正化の推進
 - ・ 低所得者対策の推進

(4) 在宅医療と在宅介護の連携強化

保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実により、一人ひとりの意思を尊重した生活の実現を目指します。

- 切れ目のない在宅医療・介護の相談・提供体制の構築
 - ・ 相談支援の充実
 - ・ 切れ目のない医療・介護サービスの提供体制の構築
- 関係者間の連携・情報共有の支援
 - ・ 在宅医療・介護連携に関する課題の抽出
 - ・ 関係者間における情報連携の推進
- 終活支援の充実
 - ・ ACP（人生会議）の普及啓発
 - ・ 終活支援の推進

4 重点施策

(1) フレイル予防の推進

早期発見・早期対応に向けた取組の推進により、高齢者がフレイル状態に陥らないよう予防すること、また既にフレイル状態にある高齢者の進行を防ぐことを目指します。

(2) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱の中間評価や、令和5年6月に成立した認知症基本法を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、本人や家族介護者のニーズに合わせた総合的な認知症施策の推進を図ります。

(3) 地域密着型サービスの整備促進

本市においては、質の高いサービスの提供体制の確立を目指し、より良いサービスを提供できる事業者を適正かつ公平公正に選定するため、公募によりサービス事業所の選定を実施しております。

今後、医療や介護の双方についてニーズのある高齢者や、日中及び夜間を通じて支援が必要な高齢者等、個々のニーズに即した多様な支援が求められる中、可能な限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの整備を進めていきます。

(4) 切れ目のない在宅医療・介護の相談・提供体制の構築

今後、医療や介護の双方についてニーズのある高齢者が増加することを踏まえ、医療・介護を効率的、効果的に提供する体制の構築を推進します。

第3節 川口市障害者福祉計画

全ての人が地域で支えあい 元気に安心して暮らせるまち

1 策定の背景と趣旨

障害者の権利に関する条約の発効にともない、同条約の締結に向けた国内法の整備をはじめとする障害者制度改革が進められ、平成26年1月に日本も批准しました。障害者基本法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を踏まえ、市町村が実施主体となり、地域福祉の実現を目指し、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした施策を総合的に展開することが求められています。

本市では、平成30年3月に川口市障害者福祉計画（平成30年度～令和5年度）を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めてきました。

障害者福祉を取り巻く環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らす全ての人が生き生きと生活できる社会の実現をめざして、既存の障害者福祉計画を見直し、令和6年3月に川口市障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）を策定しました。

2 計画対象者の範囲

本計画では、障害者基本法第2条第1項に基づき、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）並びに難病も対象とします。

3 基本理念「全ての人が地域で支えあい 元気に安心して暮らせるまち」

- 全ての市民は、障害の有無に関わらず一人ひとりの尊厳が尊重されるとともに、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。障害のある人もない人も地域の中で社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化・その他のあらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- 本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域の中で健康で安心して暮らせることが正常な状況であるとする考え方（ノーマライゼーション）と、障害は心身機能の障害と社会の様々なバリアとの相互作用であり、バリアのない社会をめざして、合理的配慮を行わないことは差別に該当すると定めている障害者の権利に関する条約の理念のもとに推進します。
- 全ての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン」、そして子ども・高齢者・障害者など全ての人々が役割を持ち、自分らしく暮らすことができる社会という「地域共生社会」の視点も踏まえ、障害者が地域の一員としてみんなで支えあう社会の実現をめざします。

4 6つの基本目標と施策

1 障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化

- (1) 障害者の権利擁護の推進
- (2) 啓発活動・福祉教育の推進
- (3) 地域における支えあい活動の促進
- (4) 障害者への合理的配慮の推進
- (5) 障害児への合理的配慮の推進

2 障害者の暮らしを支える基盤の充実

- (6) 相談体制の充実
- (7) 日常生活を支える福祉サービスの充実
- (8) 地域生活への移行促進
- (9) 生活支援のための施策・制度の推進

3 社会参加の充実

- (10) 雇用・就労の促進
- (11) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実
- (12) 障害者の外出支援と移動手段の確保

4 障害児とその家庭への支援の充実

- (13) 早期発見・早期療育
- (14) 発達相談支援
- (15) 障害児保育と療育体制の充実
- (16) 特別支援教育の推進

5 保健・医療体制の充実

- (17) 保健活動の充実
- (18) 医療体制の充実と経済的負担の軽減

6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

- (19) バリアフリーのまちづくりの推進
- (20) 防災・防犯対策等の充実

5 重点施策とその基本的な考え方

(1) 障害者と家族の高齢化への対応

障害者とその家族が抱えている不安を解消するため、グループホームや短期入所施設の充実を図るとともに、在宅サービスの利用促進、地域生活支援拠点の体験の場の利用促進、地域における自立した生活の確立のための居住支援などを行います。

[施策]

- 重層的支援体制整備事業の本格実施
- 障害に関する総合的な相談体制の充実
- 障害者短期入所施設の充実
- 共生型サービスの導入と介護事業所における障害者支援に係る人材の育成
- 地域生活支援拠点等の充実
- 障害者の住まいの確保に係る支援
- 障害福祉サービス基盤の充実
- 日中サービス支援型グループホームの拡充
- 重度心身障害者への支援

(2) 障害者の地域生活支援

障害者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、サービス提供方法の改善に引き続き取り組むとともに、必要なときに必要な支援を受けられるよう、障害者相談支援センターの周知など相談支援体制の充実を図ります。さらには、ホームヘルパーの研修への参加を促進し、サービス事業所の質の向上に努めます。

[施策]

- 障害に関する総合的な相談体制の充実
- 障害福祉サービス基盤の整備
- 共生型サービスの導入と介護事業所における障害者支援に係る人材の育成
- 介助者の人材育成
- 地域生活支援拠点等の充実

(3) 障害者の雇用・就労支援

働く意欲のある障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を進めるとともに、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。また、障害者就労施設等における工賃の引上げに向けた取組について、障害者や事業者の意見を取り入れながら、ニーズに見合った施策を進めていきます。

[施策]

- 一般就労の促進
- 障害福祉サービス基盤の充実
- 就労移行支援事業所の拡充

- 障害者就労施設等における工賃引上げに向けた取組
- 障害者就労施設等への物品等の発注促進

(4) 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づく取組

全ての子どもが共に学び成長するためには、障害の種別や程度に応じて子ども一人ひとりに寄り添う社会の醸成に最優先で取り組む一方で、行政や市民のそれぞれの役割を明確にし、果たすべき責務を実行するための目的に特化した環境整備が必要です。

[施策]

- 市民への障害に関する正しい理解の促進
- 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づく取組
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子供教室の推進
- インクルーシブ保育の推進
- 障害児サービス基盤の充実
- 医療的ケア児支援の充実
- 重症心身障害児を受け入れる事業所の拡充
- 障害児（者）生活サポート事業
- わかゆり学園の児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実
- 障害児を抱える保護者への支援
- 地域生活支援拠点等の充実
- 重層的支援体制整備事業の本格実施
- 特別支援教育の推進

6 ライフステージに応じた支援

6つの基本目標の展開にあたっては、

- 乳幼児期（胎児期・新生児期から5歳まで）
- 就学期（おおむね6歳から17歳まで）
- 青年期・壮年期（おおむね18歳から64歳まで）
- 高齢期（おおむね65歳以上）
- 生涯を通じて

など、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組めます。

第4節 川口市こども未来計画

みまもる目 つながる手 こどもが笑顔で健やかに成長できるまち かわぐち

1 計画策定の背景と目的

現在のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルの変容や価値観、ニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も顕在化しています。こうした社会状況を背景に、平成27年度から全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業がはじまりました。本市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「川口市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「川口市こども未来計画」を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するべく、総合的かつ計画的に子育て支援の充実を図っています。

本計画は、川口市のこども・子育て支援をはじめとするこども施策に関する総合的な計画で、他の子ども・子育て関連計画を包含するものとして位置付けています。

本計画に基づき、市民・企業・関係団体等と協力・連携して、より質の高い教育・保育を提供するとともに、すべてのこどもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

2 川口市こども未来計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

みまもる目 つながる手 こどもが笑顔で健やかに成長できるまち かわぐち

(2) 基本目標と施策の方向性

目標1 すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います

基本施策

【妊娠期から幼児期まで】

- ① 切れ目のない母子の保健・医療の確保
- ② 親子の居場所や相談支援の充実
- ③ 子育てと就労を安心して両立できる保育環境の充実

【学童期・思春期】

- ① 教育環境の充実
- ② 豊かな心と体づくり
- ③ 安心して学ぶことのできる環境づくり

【青年期】

- ① 若者の修学・就職支援
- ② 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援

目標２ 子育て・子育てを支援します

基本施策

- ① こどもの権利の保障
- ② 多様なこどもの居場所の確保
- ③ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
- ④ 障害や発達の特徴があるこどもの支援の充実
- ⑤ 児童虐待の未然防止、早期発見、支援
- ⑥ こどもが健やかに過ごせる体制づくり
- ⑦ こどもが安心して外出できる環境づくり

目標３ 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

基本施策

- ① 妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減
- ② 地域における子育て支援の充実
- ③ 多様な働き方と子育ての両立支援
- ④ ひとり親家庭への支援

３ 本計画とSDGs

平成２７年９月、国連では「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が全会一致で採択され、国際社会が一体となって「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた取組を進めています。国では、平成２８年に政府内に推進本部が設置され、同年１２月に実施方針が決定されており、地方公共団体においても、SDGsの達成に向けた取組の推進が求められています。

本市においても、「第５次川口市総合計画」では、各施策にSDGsの目標を併せて示すことで、それぞれの施策がSDGsの達成に向けた取組であることがわかる計画として策定しています。

また、令和６年度には、内閣府が選定する「SDGs未来都市」に本市が選定され、加えて本市の提案した取組が「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。

本計画においても、川口市こども未来計画と特に関連性の強い１０のゴールの達成を目指し、各施策の推進を図ります。

第2部 社会福祉



「福祉の日デザイン画」 優秀賞 田口 陽波

令和7年度 社会

事業名	予算額（千円）
民生委員推薦会経費(市)	73
民生委員・児童委員活動事業(市)	67,926
遺族会援護事業(市)	504
戦没者追悼事業(市)	1,978
更生保護活動事業(市)	4,376
福祉の日推進事業(市)	1,397
罹災者援護事業(市)	1,650
福祉資金貸付事業(市)	2,000
生活困窮者自立支援事業(重)	85,917
中国残留邦人等支援事業	41,832
行旅病人・行旅死亡人援護費	1,146
国民生活基礎調査費	834
社会福祉施設人材養成・確保支援事業(市)	1,440
社会福祉施設等指導監査費(市)	8,451
社会福祉協議会補助事業(市)	230,274
社会福祉事業団補助事業(市)	129,279
拉致問題啓発事業(市)	649
重層的支援体制整備事業(重)	62,320

社会福祉施策

福祉事業の予算概要

①は、市単独事業

②は、重層的支援体制整備事業

事業内容
地域から推薦された民生委員・児童委員候補者の選考に係る経費
地域における民生委員・児童委員及び同協議会の活動の支援に係る経費
戦没者遺家族の援護とその福祉の増進を目的とする遺族会への助成金
戦没者に対する追悼式等の諸行事に係る経費
社会を明るくする運動をはじめとした犯罪者の更生・青少年の非行防止等の活動に対する保護観察協会への助成金
10月25日を「福祉の日」と定め、福祉の心を啓発する社会福祉大会を中心に各種啓発事業を実施するもの
災害により被害を受けた者又はその遺族に対する見舞金、弔慰金の支給
臨時の出費による一時的な生活困窮者への貸付金
生活困窮者自立支援法に定める必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、任意事業として就労準備支援事業を実施するもの
中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援給付事業
行旅病人及び行旅死亡人の援護
保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を把握するもの
社会福祉施設職員の資格取得とスキルアップ等に係る費用の助成及び産休代替職員設置費等の助成
社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査業務
社会福祉協議会の本部経費への助成
社会福祉事業団の本部経費への助成
拉致問題解決を求める世論の高揚を図るための啓発活動に係る経費
重層的支援体制整備事業のうち多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を実施するもの

第1章 社会福祉

第 1 章 社会福祉

第 1 節 一 般 社 会 福 祉

1 民生委員推薦会

民生委員の選出にあたっては、民生委員法に定めるところにより市町村に設置される民生委員推薦会の推薦が必要であり、本市においては、昭和 51 年 5 月から設置されています。

選挙権等を有する者のうち、法等で定める基準を満たす民生委員候補を推薦します。

2 民生委員（民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された方々です。）

民生委員は、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行って地域社会の福祉の増進に努めるために熱意のある人の中から選ばれた民間の奉仕者です。そして、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に活用するために必要な情報の提供をはじめ、その他の援助を行うなど、社会福祉行政の協力者として活動しています。なお、民生委員は児童委員を兼ねています。

児童委員は、児童や妊産婦、母子家庭の福祉の増進を図るための適切な援助や指導を行います。その具体的な活動は、担当する区域内における個別援助、児童健全育成、子育て支援等にわたって、主任児童委員と連携を図りながら推進しています。

主任児童委員は、平成 6 年 1 月 1 日、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として設置されました。以来、児童委員活動を円滑に推進するために児童福祉関係機関との連絡調整をはじめとして、各区域を担当する児童委員との連携を図りながら、必要となる援助と協力を行っています。

(1) 地区別民生委員数

(令和7年4月1日現在)

地 区 名	定 数	現 員 数	内 訳	
			男	女
中 央	5 7	5 2	1 7	3 5
飯 塚	2 6	2 6	8	1 8
横 曽 根	2 5	2 3	4	1 9
青 木	3 8	3 4	8	2 6
上 青 木	2 6	2 6	5	2 1
前 川	2 0	2 0	1	1 9
南 平	4 0	3 6	1 0	2 6
朝 日	3 3	3 0	3	2 7
新 郷	3 8	3 8	1 2	2 6
神 根	5 1	5 1	1 0	4 1
芝 東	5 1	5 0	9	4 1
芝 西	5 2	4 8	1 3	3 5
安 行	2 9	2 3	1 1	1 2
戸 塚	5 2	5 2	9	4 3
鳩ヶ谷第1	2 9	2 6	9	1 7
鳩ヶ谷第2	3 3	3 3	7	2 6
鳩ヶ谷第3	3 3	3 1	4	2 7
合 計	6 3 3	5 9 9	1 4 0	4 5 9

(主任児童委員 38名含む)

(2) 民生委員活動状況

年度 区分		3	4	5	6
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在宅福祉	369	364	384	487
	介護保険	378	484	533	518
	健康・保健医療	867	948	680	823
	子育て・母子保健	164	369	277	338
	子どもの地域生活	1,048	1,399	870	920
	子どもの教育・学校生活	944	1,333	1,277	1,900
	生活費	258	248	252	305
	年金・保険	64	47	44	65
	仕事	48	64	48	60
	家族関係	323	438	452	511
	住居	205	253	245	210
	生活環境	787	735	709	580
	日常的な支援	1,644	1,879	1,848	2,001
	その他	2,142	3,047	2,852	2,953
	計	9,241	11,608	10,471	11,671
分 野 別 支 援 件 数 ・ 相 談	高齢者に関すること	5,077	6,370	6,072	6,467
	障害者に関すること	271	551	282	364
	子どもに関すること	2,389	3,136	2,601	3,158
	その他	1,504	1,551	1,516	1,682
	計	9,241	11,608	10,471	11,671
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	24,833	25,219	25,926	16,862
	行事・事業・会議への参加・協力	6,037	9,378	12,581	15,075
	地域福祉活動・自主活動	12,127	16,161	19,941	23,230
	民児協運営・研修	13,875	17,748	16,671	18,041
	証明事務	469	532	478	579
	要保護児童の発見の通告・仲介	68	81	43	64
訪 問 回 数	訪問・連絡活動	37,133	40,535	39,431	44,758
	その他	48,839	46,707	48,683	52,096
連 絡 回 数 ・ 門 訪	委員相互	43,825	56,559	64,710	66,131
	その他の関係機関	18,466	22,390	24,374	27,517
活動日数		70,794	77,650	81,023	87,231

(3) 年齢別委員数

(令和7年4月1日現在)

	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合 計	平均年齢
民生委員	9	6 6	2 1 3	2 7 1	2	5 6 1	6 7 . 7
主任児童委員	3	2 0	1 5	0	0	3 8	5 7 . 2

(4) 在職年数別委員数

(令和7年4月1日現在)

	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 40年未満	合 計	平 均 在職年数
民生委員	1 7 2	1 2 6	7 6	1 5 3	3 4	5 6 1	8 . 3
主任児童委員	7	9	9	1 3	0	3 8	8 . 4

(5) 民生委員協力員

本市では、民生委員の活動に対する負担軽減を図るとともに、新たな地域福祉の担い手となる人材を育成することにより、地域福祉の増進を図るため、民生委員活動の補佐・協力をする「民生委員協力員」制度を、令和元年12月1日から開始しました。

・協力員数 44名（令和7年4月1日現在）

3 「福祉の日」推進事業

これからの福祉を推進するためには、地域社会のもつ社会連帯機能を重視し、健康で安らぎのある地域づくりを進めるとともに、特にボランティア活動を核とした総ぐるみの福祉という環境をつくり「思いやり」「いたわりあい」「たすけあい」の精神を広く市民各層に涵養する必要があります。

そのため、本市では毎年10月25日を「福祉の日」と定め、福祉の心を啓発する各種事業を実施しております。

(1) 川口市社会福祉大会

- ・ 日 時 令和6年10月24日（木） 13時30分～16時00分
- ・ 会 場 川口駅前市民ホール『フレンジア』
- ・ 内 容 金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚賀詞贈呈、社会福祉功労者表彰ほか

(2) その他の事業

- ・ デザイン画募集事業
令和6年度応募総数 753作品

4 福祉資金

直近の臨時的な出費により、一時的に生活が窮迫した世帯に対して資金を貸し付け、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、昭和44年4月1日から実施しています。

※「一時的」とは、上記出費から次の収入を得て以降の生活が安定するまでの短い期間とします。

(1) 資 格

- ・ 市内に3ヵ月以上居住し、世帯の生計中心者であること。
- ・ 生活保護を受けていないこと。
- ・ 他からの融資を受けることができないこと。
- ・ 返済能力があり、かつ、市内（市長が特別の事由があると認めるときは、近隣の交通至便で、かつ、債権を回収するために赴くことが容易である区域）に引き続き1年以上居住する独立して生計を営む確実な連帯保証人が得られること。
- ・ 市長が貸付けを適当と認めるものであること。

(2) 貸付限度額

- ・ 1世帯につき10万円を限度とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは25万円を限度とする。
- ・ 助産費の貸付については、出産育児一時金支給見込額の80%を限度とする。

(3) 貸付状況

(単位：千円)

年度 区分	2		3		4		5		6	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活資金	1	100	3	270	2	165	3	250	1	100
住宅資金	0	0	2	275	1	250	1	250	1	220
就学資金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	200
医療費	0	0	0	0	0	0	1	250	0	0
就職支度金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助産費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葬祭費	0	0	0	0	0	0	0	0	1	250
合 計	1	100	5	545	3	415	5	750	4	770

5 戦傷病者・戦没者遺族等援護

戦没者の遺族をはじめ、戦傷病者等の各種施策については、国家補償の精神に基づき関係法律により、援護が行われています。

(1) 恩給法関係

種 類			対 象 者
本人 に 対 す る 給 付	普 通 恩 給		最短恩給年限以上在職して退職したかた
	傷病恩給	増 加 恩 給	公務に起因する傷病により、重度の障害を有するかた（在職年数に関係なく普通恩給が併給される）
		傷 病 年 金	公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定以上の障害を有するかた
		特例傷病恩給	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連する傷病により障害を有する旧軍人等
	一 時 恩 給		引き続き実在職年が3年以上あるかた
	一 時 金		断続した実在職年が合算して3年以上ある旧軍人等
	傷 病 賜 金		公務に起因する傷病により、傷病年金が支給される程度に至らない軽度の障害を有する下士官以下の旧軍人
遺 族 に 対 す る 給 付	普 通 扶 助 料		普通恩給受給者又は受給権者の遺族
	公務関係 扶助費	公 務 扶 助 料	公務に起因する傷病により死亡したかたの遺族（在職年の長短に関係はないです。）
		増 加 非 公 死 扶 助 料	公務以外の事由により死亡した増加恩給受給者の遺族
		特 例 扶 助 料	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人の遺族
	傷病者遺族特別年金		公務以外の事由により死亡した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族
	一 時 扶 助 料		一時恩給の受給権を有するかたの遺族
	遺 族 一 時 金		一時金の受給権を有するかたの遺族

(2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

区 分		対 象 者
年 金	遺 族 年 金	軍人・軍属・準軍属、障害年金受給者が公務傷病により死亡した場合、その遺族に支給
	特例遺族年金	軍人・軍属・準軍属、障害年金受給者が勤務関連傷病により死亡した場合、その遺族に支給
	特 設 年 金	軍人・軍属・準軍属、障害年金受給者が併発死した場合、その遺族に支給
	障 害 年 金	公務傷病又は勤務関連傷病により一定以上の障害になった軍人、軍属、準軍属
	障 害 者 遺 族 特 例 年 金	公務傷病により第2款症以下又は勤務関連傷病による障害年金受給者が平病死した場合、その遺族に支給
	平 病 死 遺 族 年 金	公務傷病により第1款症以上の障害年金受給者が平病死した場合、その遺族に支給
国庫債券	弔 慰 金	公務傷病又は勤務関連傷病にかかり、軍人、軍属、準軍属が死亡した場合、その遺族に弔慰のために支給

※その他、戦没者等の妻及び父母等に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金があります。

(3) 関連団体

戦没者の英霊顕彰及び遺家族の処遇改善を目的として組織された川口市遺族会の支援を行っています。

事業内容

- ・ 遺家族の処遇改善運動の実施
- ・ 川口市戦没者追悼式への参加
- ・ 定期総会の開催
- ・ 会員の見識の向上を図るために県外研修を実施
- ・ 組織の拡充を期し、県遺族連合会等の各種研修会に参加

6 罹災者の援護

災害により、被害を受けたかた又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を交付しています。

(1) 見舞金等交付基準（令和6年7月1日～）

被害区分	見舞金等
住家の全部の焼失又は損壊	1件につき 100,000円
住家の3分の1以上の焼失又は損壊及び床上浸水並びに水損	1件につき 50,000円
死亡	50,000円
重傷	20,000円
軽傷	10,000円

※ 受給資格は、市内に居住し住民基本台帳に記録されているかた。（特別措置もあり）

(2) 災害見舞金等交付状況

（単位：円）

年 度	全焼・壊		1/3以上焼・壊 (水損)		床上浸水		死者 重軽傷者		住民登録無		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	人 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2	10	500,000	0	0	3	60,000	死2	100,000			34	965,000
	6	120,000	(6) 0	120,000 0	3	30,000			1	5,000		
3	5	250,000	(3) 3	30,000 60,000	0	0	死7	350,000			37	1,025,000
	9	180,000	(6) 2	120,000 20,000	0	0			1	5,000		
4	5	250,000	(4) 3	40,000 60,000	0	0	死2	100,000			31	720,000
	6	120,000	(5) 2	100,000 20,000	0	0			2	10,000		
5	7	350,000	(6) 4	60,000 80,000	21	420,000	死5	250,000			81	1,595,000
	4	80,000	(1) 1	20,000 10,000	34	340,000	重1 軽1	20,000 10,000	1	5,000		
6	7	700,000	(1) 6	10,000 260,000	0	0	重1 軽1	20,000 10,000	0	0	15	990,000

※上段：2人以上の世帯 / 下段：単身世帯

※令和6年7月1日より、見舞金交付要綱改正（見舞金の一部を増額／複数・単身の区分なし）

※令和5年度の床上浸水は台風2号関連

7 日赤事業

日本赤十字社は世界各国の赤十字社と手を握って、人類の福祉と世界平和のため、国の内外にわたり活動を続けています。また、日赤埼玉県支部川口市地区においても、次のような事業を行っています。

(1) 事業内容

- ・ 災害援護活動〔令和6年度交付状況〕ふとん(45セット)・日用品(7個)・毛布(45枚)
- ・ 献血事業の推進
- ・ 家庭看護法、救急法等講習会の開催
- ・ 会員増強運動の実施
- ・ 重度身体障害児援護事業
- ・ 日赤奉仕団による奉仕活動
- ・ その他、赤十字思想普及に関する事業

(2) 日赤活動資金募集状況(市民からの募金)(単位:円)

区分 年度	日赤埼玉県支部から の 割 当 目 標 額	実績額	達成率
2	34,062,700	19,566,758	57.4%
3	32,440,600	19,476,908	60.0%
4	31,630,200	19,720,596	62.3%
5	31,630,200	18,871,557	59.7%
6	31,630,200	18,381,993	58.1%

8 更生保護事業

更生保護は、罪を犯した人たちの更生や、青少年の非行防止、健全育成などを目的としており、保護司をはじめ各団体に属する市民に支えられています。

活動状況

区 分	目 的	内 容
川口地区保護司会	保護司の職務は、罪を犯したかたの更生を助けたり、犯罪及び再犯防止のための啓発を行い、個人及び公共の福祉に貢献することを目的とします。	1. 社会を明るくする運動 2. 定期駐在(更生保護相談) 3. 公開事例研究(非行防止教室等) 4. 少年院等の激励慰問
川口地区 更生保護女性会	ボランティア精神に基づいて国が行う更生保護事業に女性の立場から協力し、罪を犯したかたを助け、非行少年の健全育成と地域社会の犯罪防止を通し明るい社会の実現につくすことを目的とします。	1. 社会を明るくする運動に協力 2. ミニ集会(スライド映写などによる活動報告会) 3. 少年院等の激励慰問

9 生活困窮者自立支援事業

(1) 事業概要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、及び就労準備支援事業を実施し、生活困窮状態からの早期自立を支援するものです。

① 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、適切な情報提供を行うとともに、課題の評価分析、自立に向けたプランを作成し、関係機関と連携しながら生活全般にわたる包括的な支援を実施するものです。

② 住居確保給付金支給事業

(家賃補助)

2年以内の離職等により経済的に困窮し、住居を喪失したかた又は喪失するおそれのあるかたに対し、求職活動を要件に、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うため、有期で家賃相当分の補助を行います。

(転居費用補助) ※令和7年度から拡充

2年以内の離職等により経済的に困窮し、住居を喪失したかた又は喪失するおそれのあるかたのうち、転居費用の捻出が困難で、家計改善の支援において転居により家計が改善することが認められたかたに対し、転居費用相当分の補助を行います。

③ 就労準備支援事業

直ちには就労が困難な生活困窮者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため対象者一人ひとりの状況に応じ、日常生活の自立・社会生活の自立・就労自立に関する支援を実施するものです。

(2) 実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 自立相談支援相談件数	970件	983件	956件
②住居確保給付金 新規決定件数 年度支給額	197件 44,552,602円	53件 15,345,200円	39件 6,567,384円
③ 就労準備支援利用件数	2件	3件	1件

10 中国残留邦人等支援事業

(1) 事業概要

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援策に係る経費を給付するもので、平成20年度から実施しています。

(単位：円)

令和6年度決算額		令和7年度予算額		構成比
生活支援給付費	13,544,371	生活支援給付費	15,000,000	36.7%
住宅支援給付費	6,527,650	住宅支援給付費	6,279,000	15.4%
医療支援給付費	9,382,254	医療支援給付費	16,800,000	41.1%
介護支援給付費	1,164,760	介護支援給付費	1,200,000	2.9%
その他の支援給付費	0	その他の支援給付費	430,000	1.1%
配偶者支援金	1,084,920	配偶者支援金	1,128,000	2.8%
合計	31,703,955	合計	40,837,000	100.0%

※給付世帯数14世帯、給付人員数20人（令和7年3月31日現在）

11 社会福祉施設人材養成・確保支援事業

(1) 事業概要

市内に在所する社会福祉法人が設置する社会福祉施設等において、質の高いサービスの提供、職員の意欲及び技術の向上、女性職員の仕事と家庭の両立を図るため、キャリアアップ事業補助金、子育て事業補助金を交付し、福祉人材の定着を目的として実施しています。

① キャリアアップ事業補助金

資格取得と処遇技術の向上を支援し、社会福祉施設におけるサービスの向上を図るため、施設が職員の資格取得費用や研修費用を負担した場合に、その費用の一部について補助金を交付しています。

② 子育て支援事業補助金

出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合において、当該職員の勤務を行わせるための産休等代替職員の臨時的任用を促進し、もって職員の母体の保護、又は専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的とし、当該社会福祉施設に対し、補助金を交付しています。

また、家庭と仕事の両立を支援し、社会福祉施設の職員が育児短時間勤務をすることに対応するため、職員の加配を行った施設に対し、補助金を交付しています。

(2) 実績

	令和4年度 (予算額 1,800,000 円)	令和5年度 (予算額 1,800,000 円)	令和6年度 (予算額 1,800,000 円)
① キャリアアップ支援事業補助金	6 施設 (34 人) 1,351,900 円	9 施設 (36 人) 1,438,466 円	9 施設 (46 人) 1,395,600 円
② 子育て支援事業補助金	0 施設	0 施設	0 施設

12 社会福祉施設等指導監査

事業概要

社会福祉法人、社会福祉施設等の健全かつ適正な運営及び利用者への適切なサービスの提供を確保するため、各施設において指導監査を行っています。

指 導 監 査 対 象	件 数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社会福祉法人	9 件	9 件	14 件
児童福祉施設等	198 件	195 件	198 件
老人福祉施設、介護保険施設、介護サービス事業所等	284 件	292 件	183 件
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	192 件	213 件	209 件
合 計	683 件	709 件	604 件

1 3 拉致問題啓発事業

(1) 概要

川口市には「消えた川口の 5 人」として、国が北朝鮮による拉致被害者として認定している田口八重子さんのほか、特定失踪者の井上克美さん、藤田進さん、新木章さん、佐々木悦子さんの 4 人がいます。北朝鮮による拉致問題に関し、啓発活動を通じ国民世論を喚起し、市民意識の高揚を図ることを目的として実施するものです。

① 写真展

「拉致問題を考える川口の会」との連携により、政府認定の拉致被害者である田口八重子さんが拉致された 6 月と、1 2 月の北朝鮮人権問題啓発週間に合わせ、拉致被害者の写真展を実施しています。

② 拉致問題を考える川口の集い

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参加者	約 2 0 0 名	約 3 2 0 名	約 3 0 0 名
署名数	1 5 4 筆	3 5 1 筆	2 9 5 筆
開催 内容	・家族の訴え ・映画観賞・監督による 解説（めぐみへの誓い）	・家族の訴え ・講演（北朝鮮から帰国 した拉致被害者 曾我 ひとみ氏）	・家族の訴え ・講演（北朝鮮から帰国 した拉致被害者 蓮池 薫氏）

③ その他啓発活動

- ・署名活動
- ・広報紙への拉致問題特集記事の掲載
- ・政府への要望書と署名簿の提出
- ・「川口市拉致被害者等の早期帰国帰郷を望む条例」制定(令和 5 年 1 2 月)
- ・北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」共同公開収録 in 蕨 後援
- ・イオンモール川口パネル展
- ・北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」共同公開収録 in 川口 共催

1 4 重層的支援体制整備事業

(1) 事業概要

近年、8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、高齢化や人口減少、家族や地域の関係性の変化などにより、一人一人が抱える問題が複雑化・複合化しています。「重層的支援体制整備事業」は、これまでの高齢、障害、子ども、生活困窮といった対象者の属性分野や世代別の支援体制では、対応しきれないような地域住民のさまざまな支援ニーズに対応するため、「属性や世代を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施していく取り組みです。

(2) 重層的支援体制整備事業における各事業の概要

重層的支援体制整備事業では、3つの支援を行うために、5つの事業を実施しています。それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出ると考えています。

① 包括的相談支援事業

- ・既存の相談支援機関で、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めます
- ・必要な支援機関に丁寧につなぎ、ネットワークで対応します
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぎます

② 多機関協働事業

- ・市全体で包括的な相談支援体制を構築します
- ・複雑化・複合化した課題の解きほぐしを行います
- ・支援関係機関の役割分担を図り、支援状況のモニタリングを行います

③ アウトリーチ等を通じた継続的相談支援

- ・支援が届いていない人に支援を届けます
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置いて、つながること目的とします

④ 参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行います
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行います
- ・利用者にあった個別のメニューをつくります

⑤ 地域づくり支援事業

- ・属性や世代を超えて交流できる場や居場所をつくります
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートします
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります

(3) 実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①多機関協働事業 相談受理件数	66件	47件	97件
②支援会議数（重層的支援会議含む）	32回	50回	64回
③支援プラン作成数	2件	8件	11件

※令和4年度、5年度は、重層的支援体制整備事業への移行準備事業により実施

社会福祉審議会

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項の規定により都道府県、指定都市、中核市に設置することとなっており、社会福祉法をはじめ、民生委員法や身体障害者福祉法、児童福祉法等の法令に基づき、広く社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関です。

(1) 委員の定数 50名以内

(2) 委員の資格

下記の者から市長が任命する。

- ・ 議会の議員
- ・ 社会福祉事業に従事する者
- ・ 学識経験者

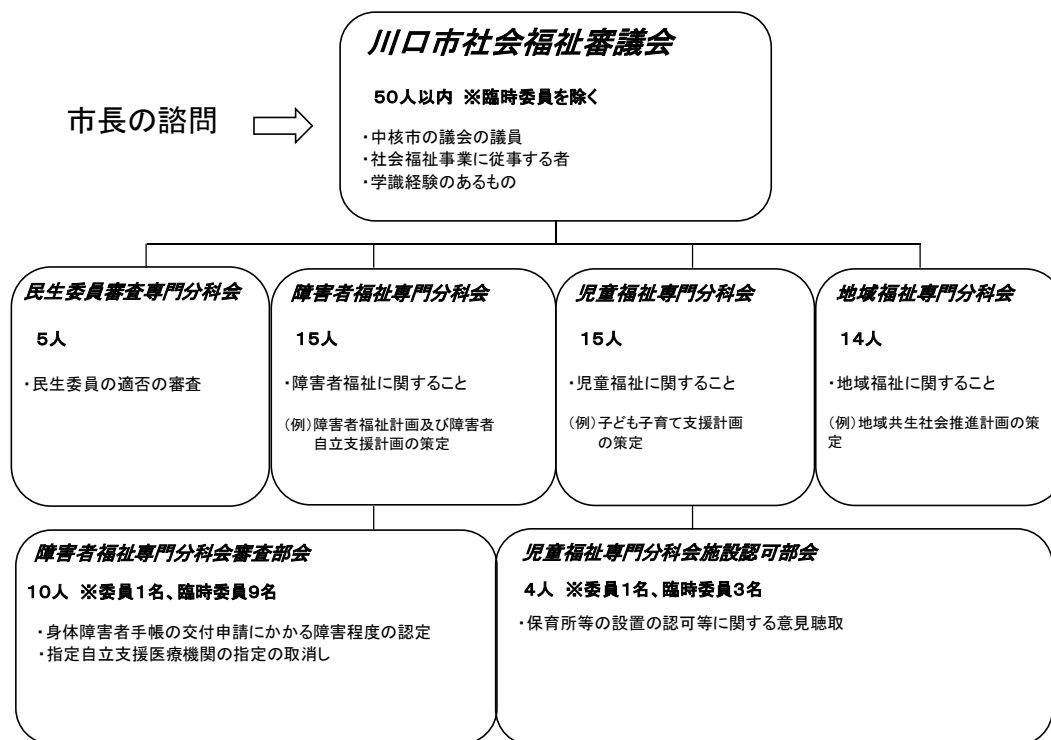
(3) 役割

社会福祉審議会は、調査・審議内容が社会福祉という広範な分野に関わることから、複数の専門分科会や部会で構成され、通常は、専門分科会等において調査・審議が執り行われることになります。

専門分科会や部会では具体的・専門的な案件について審議することから、専門分科会及び部会における決議を、審議会全体の決議とすることができます。

(4) 構成

専門分科会等の設置については、法令で義務付けられているもの（法定必置）と、必要に応じて設置するもの（任意設置）があり、川口市社会福祉審議会は、民生委員審査、障害者福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会と障害者福祉専門分科会審査部会、児童福祉専門分科会施設認可部会で構成されます。

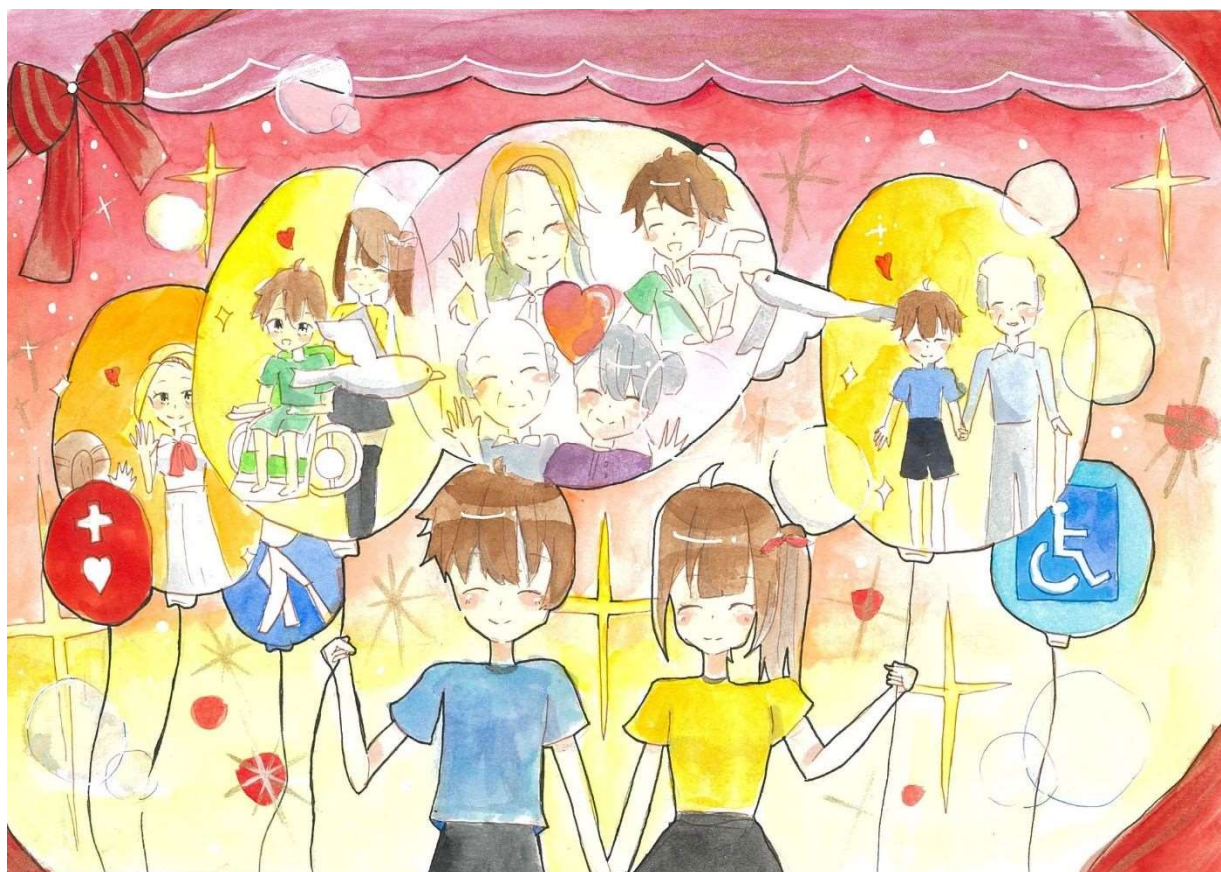


【委員総数】(臨時委員は除く。)
委員41名 うち兼任8名 部会との兼任2名



「福祉の日デザイン画」 佳作 包 林鑫

第3部 生活福祉



「福祉の日デザイン画」 優秀賞 中村 みこ

生活保護施策

生活保護

生活保護扶助費

23,155,800

生活保護受給者自立支援事業

48,562

福祉事業の予算概要

㊦は、市単独事業

生活扶助費	食費、衣類、光熱水費などの費用
住宅扶助費	家賃、住宅の補修などの費用
教育扶助費	義務教育における学用品費、給食費などの費用
介護扶助費	介護などの費用
医療扶助費	治療、薬剤などの費用
出産扶助費	出産等の費用
生業扶助費	自立のために技能を修得するなどの費用
葬祭扶助費	葬祭等の費用
施設事務費	救護施設等へ入所している場合に必要な費用
就労自立給付金	就労による自立の促進及び保護脱却後の税負担等を補填するための費用
進学・就職準備給付金	大学等への進学や就職により保護を必要としなくなる際の新生活立ち上げ費用
委託事務費	日常生活支援住居施設において社会生活支援を受けているかたがいる場合に必要な費用
生活保護受給者のうち、就労経験や資格・技能がない、就労意欲が低下しているなどの困難を抱えたかたに対し、技能習得や支援員による求職活動支援を行うもの	

第1章

生活福祉

第1章 生活福祉

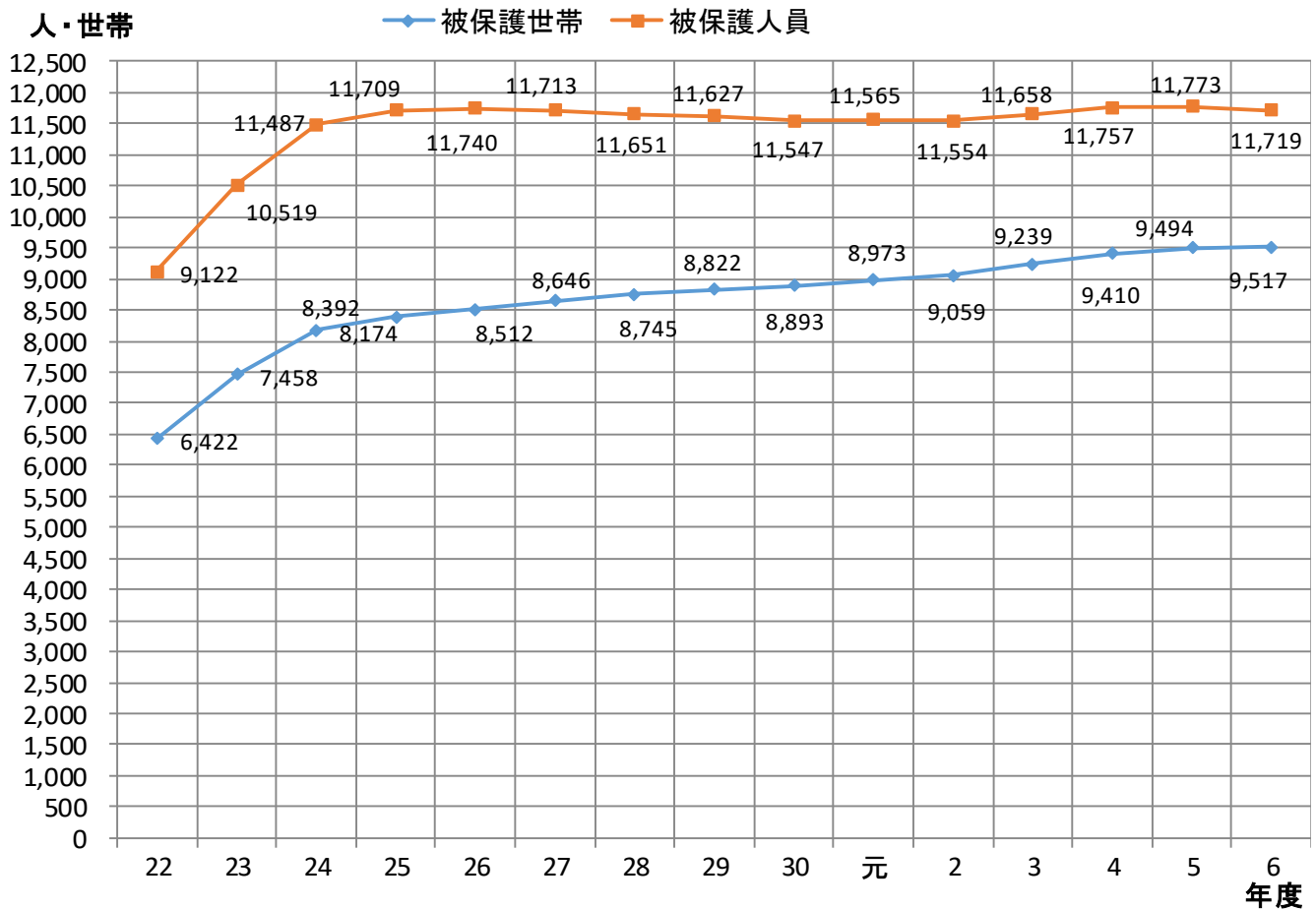
第1節 生活保護

生活保護法は、憲法第25条の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。保護は、生活に困窮するが、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

1 被保護世帯及び人員の推移

平成20年度以降、不況の影響を受け、被保護世帯、被保護人員ともに急激な伸びを示していましたが、平成25年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。単身高齢者世帯は増加傾向にあり、被保護世帯は微増しています。

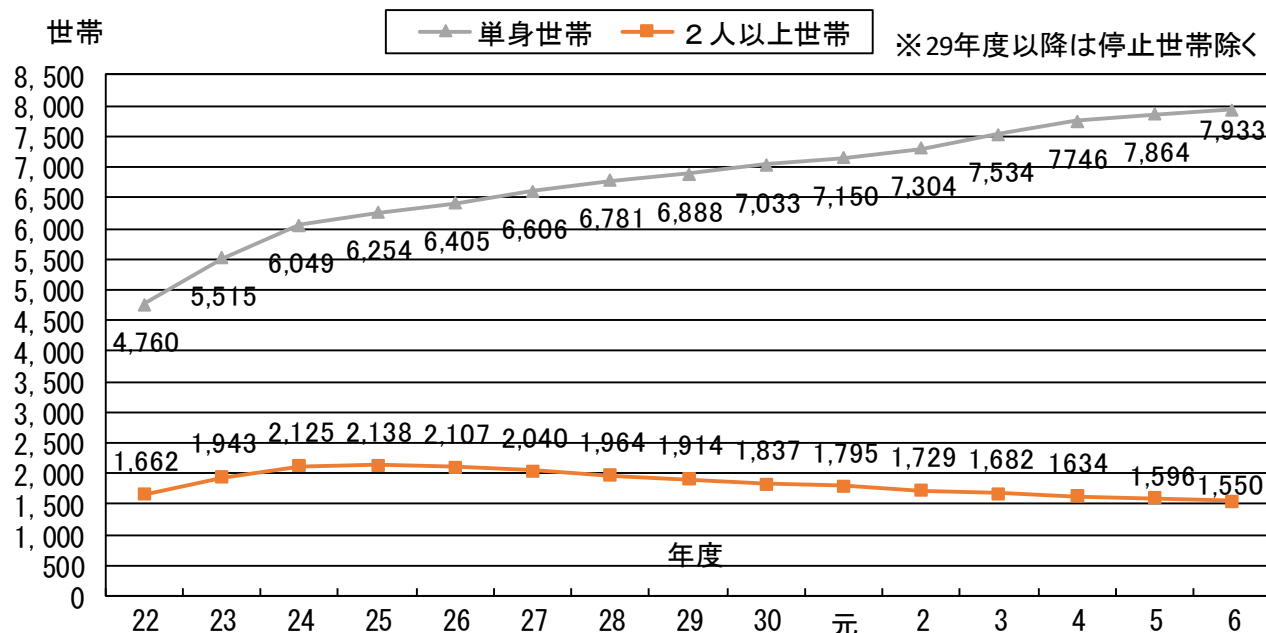
被保護世帯及び人員の推移(各年度月平均)



2 単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移

単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移を比較すると、平成20年度以降、単身保護世帯の増加が目立っています。

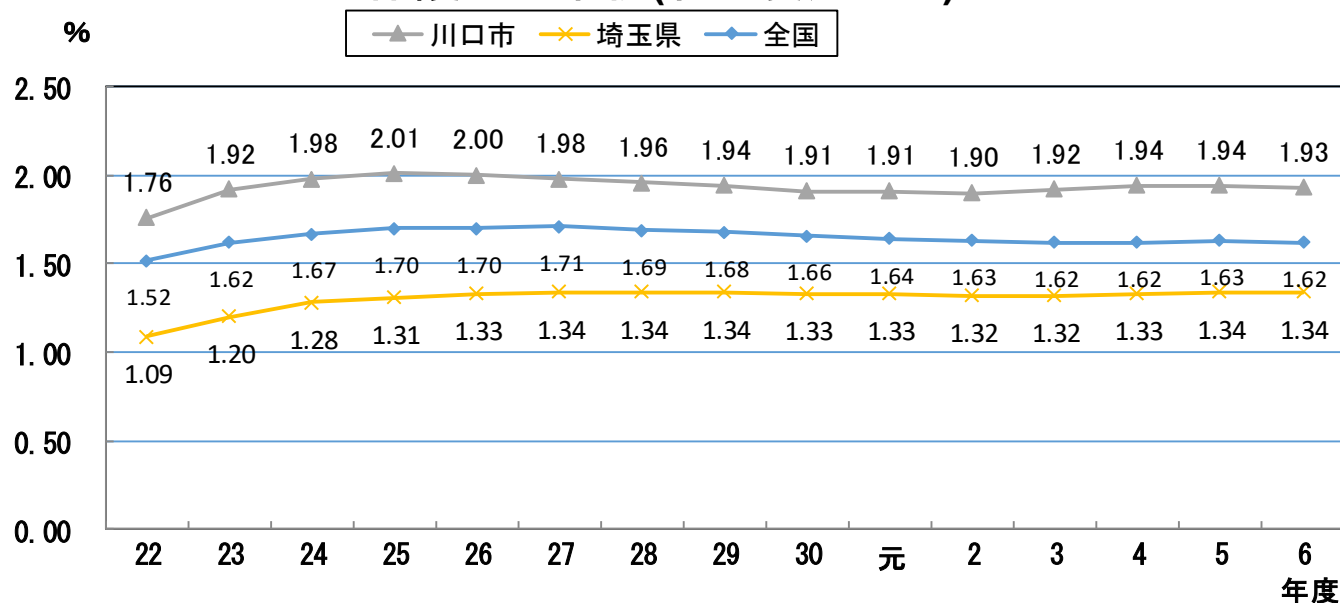
単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移(各年度月平均)



3 保護率（人口百人比）の推移

保護率は、東京都に隣接する地域的特性を反映して県下でも高い保護率を示しており、全国平均、県平均とともに上回った状態が続いています。

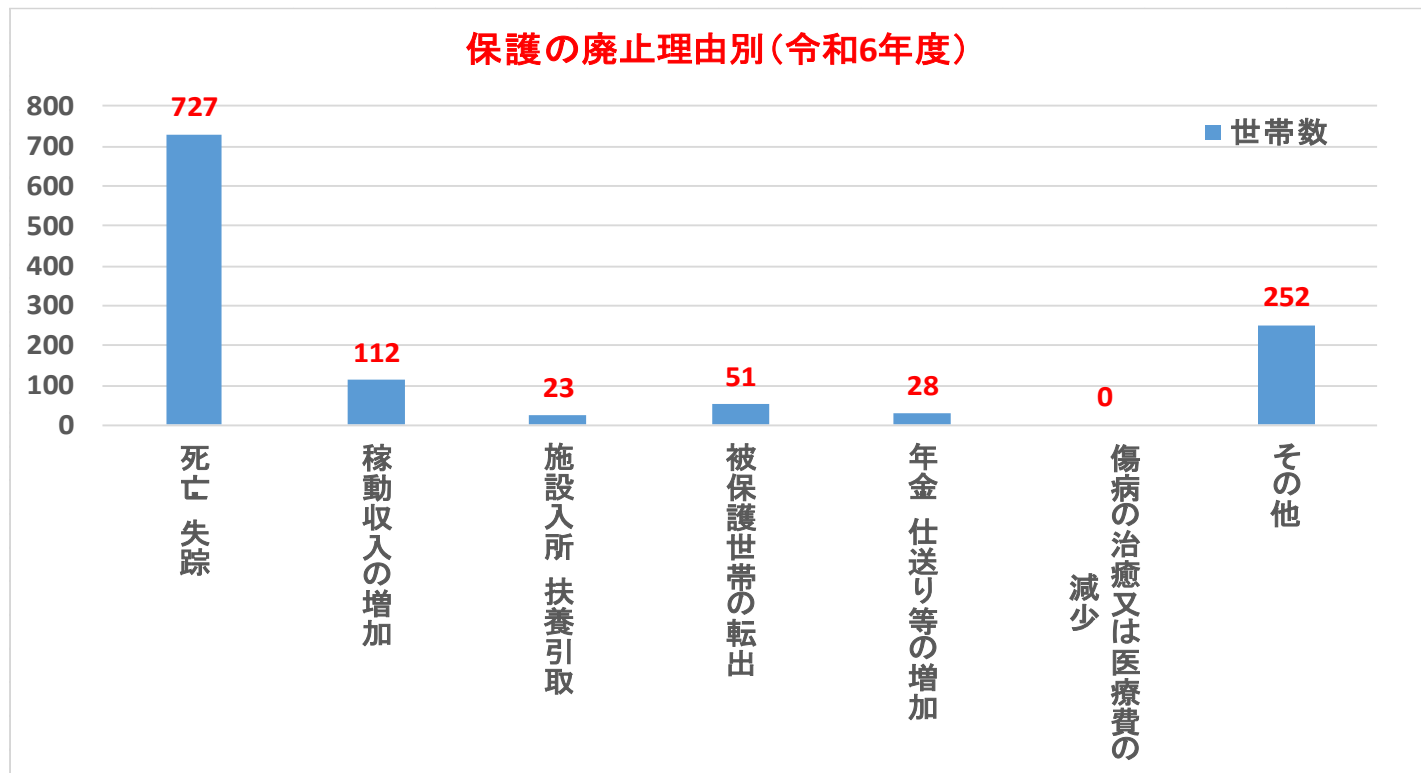
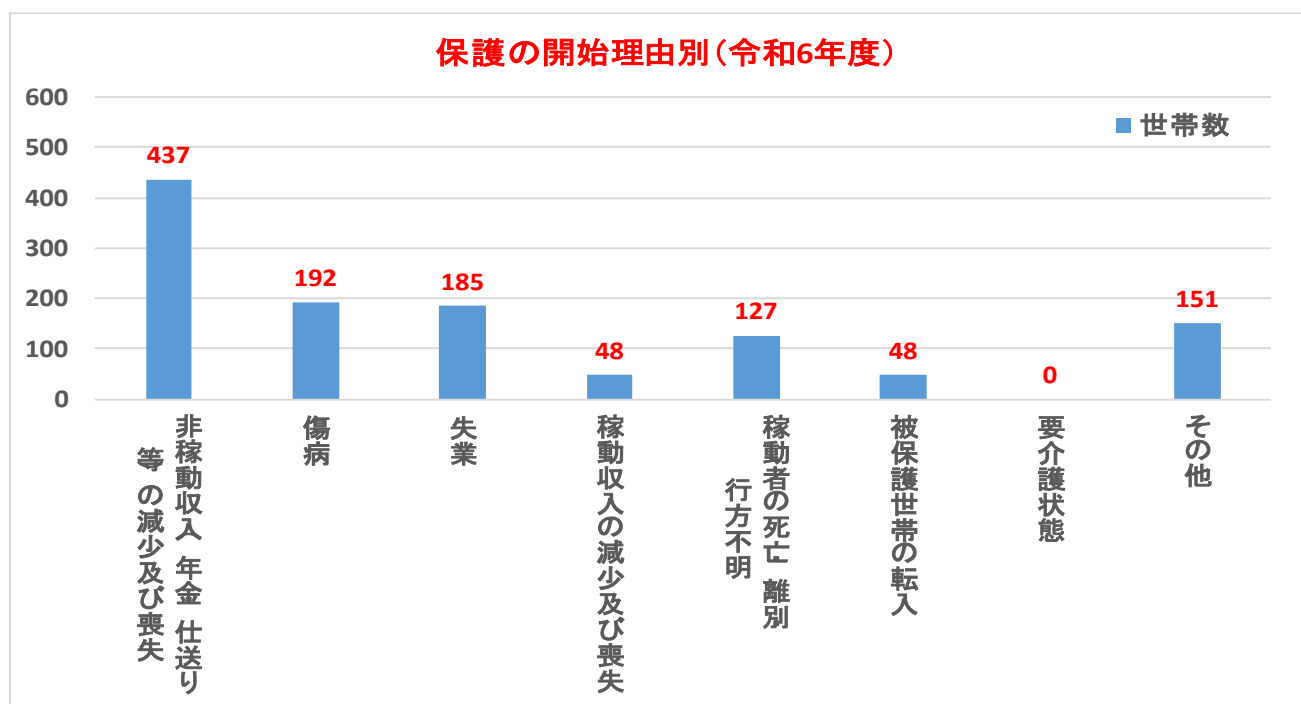
保護率の推移(各年度月平均)



4 保護の開始・廃止の理由別構成

保護の開始理由は、世帯主の非稼働収入の減少及び喪失に起因するものが最も多く、437世帯となっています。

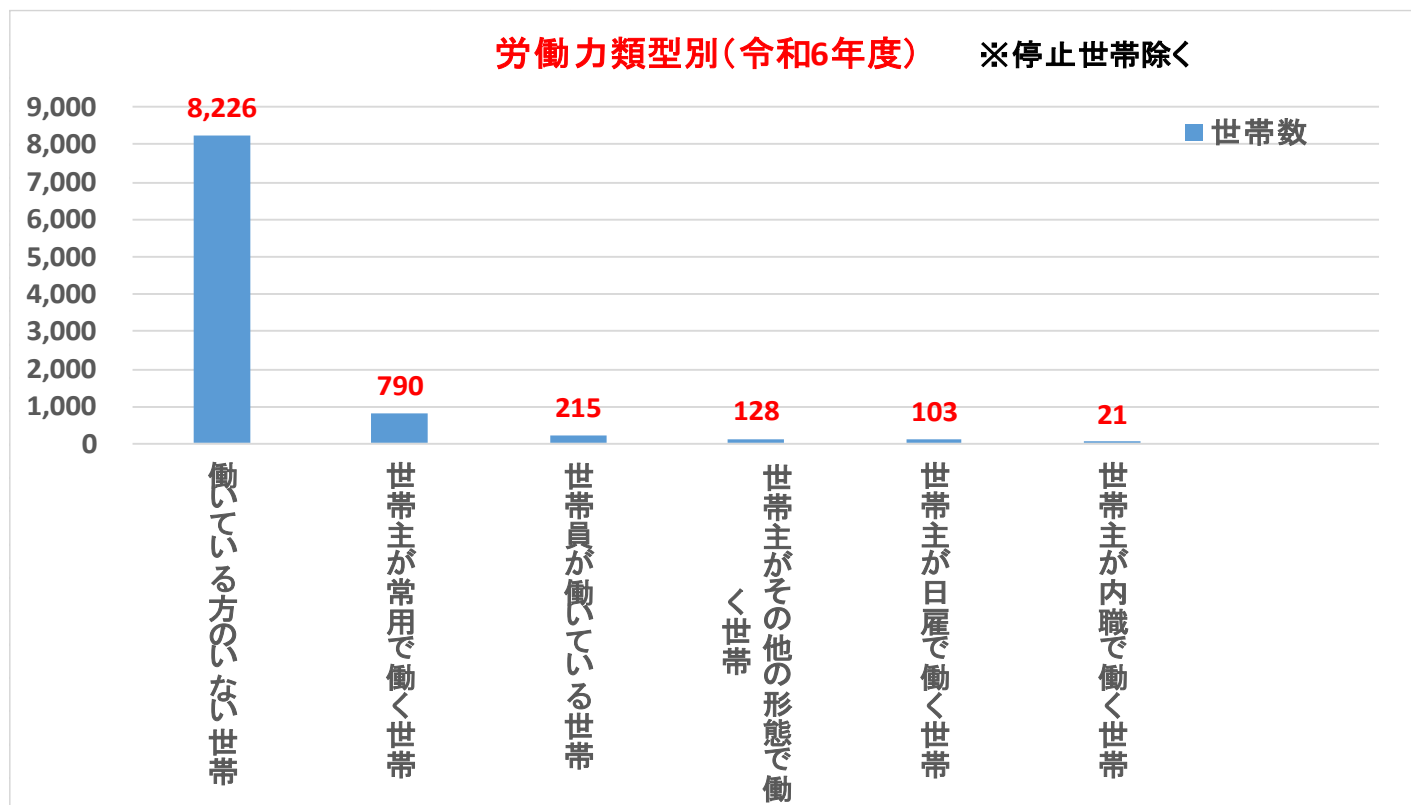
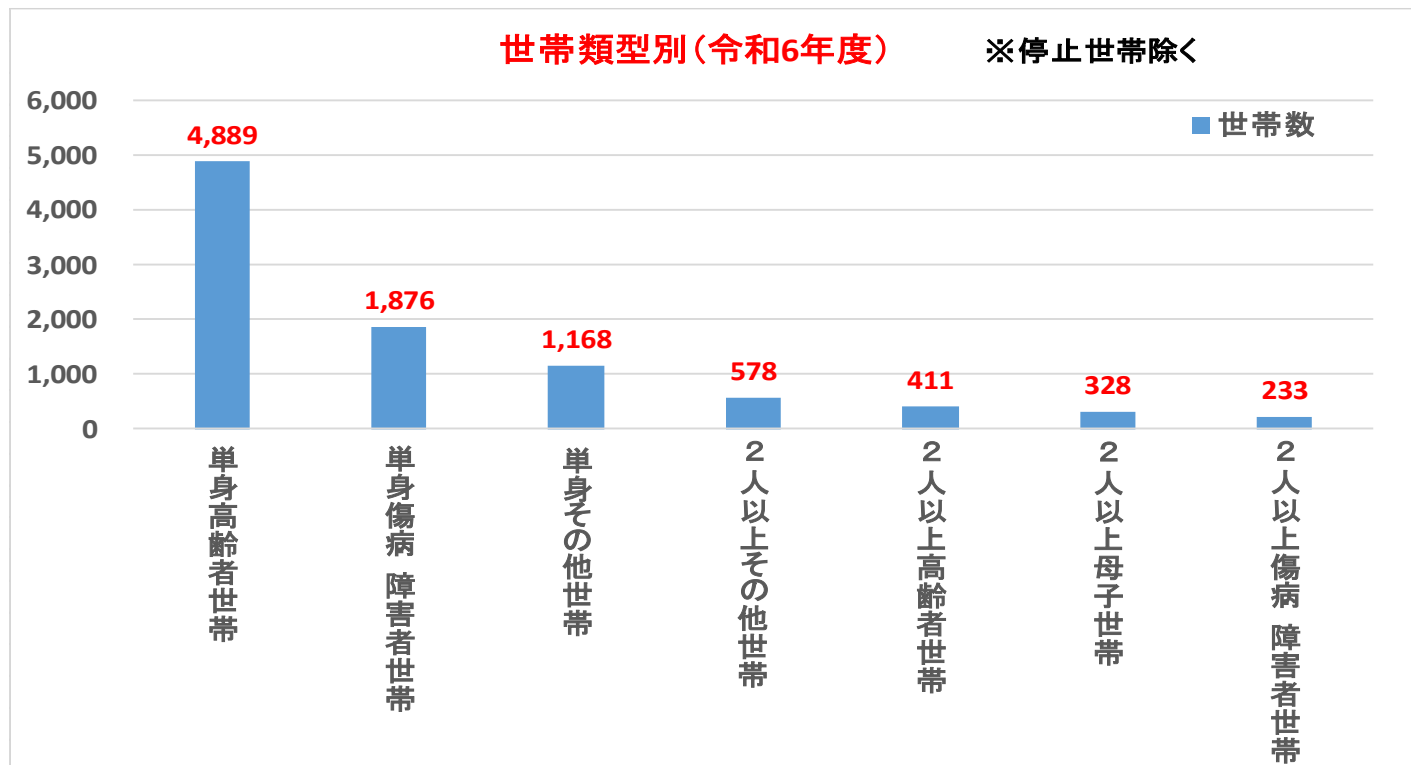
また、保護の廃止理由では、死亡・失踪に起因するものが最も多く、727世帯となっています。



5 保護世帯類型及び労働力類型

世帯類型別では、単身高齢者世帯が最も多く、4,889世帯となっています。

また、労働力類型別では、働いているかたのいない世帯が最も多く、8,226世帯となっています。



6 病類別医療扶助人員の推移

医療扶助人員の合計をみると、令和3年度までは減少傾向でしたが、令和4年度からは微増となっています。

(各年度月平均)

年度	入 院			入 院 外			合 計		
	精神	一般	計	精神	一般	計	精神	一般	計
2	135 38.2%	218 61.8%	353	309 4.0%	7,500 96.0%	7,809	444 5.4%	7,718 94.6%	8,162
3	137 38.8%	216 61.2%	353	299 3.8%	7,486 96.2%	7,785	436 5.4%	7,702 94.6%	8,138
4	126 40.3%	187 59.7%	313	337 4.2%	7,603 95.8%	7,940	463 5.6%	7,790 94.4%	8,253
5	114 39.3%	176 60.7%	290	348 4.3%	7,671 95.7%	8,019	462 5.6%	7,847 94.4%	8,309
6	101 39.5%	155 60.5	256	376 4.7%	7,650 95.3%	8,026	477 5.8%	7805 94.2%	8,282

(注) 下欄は構成比

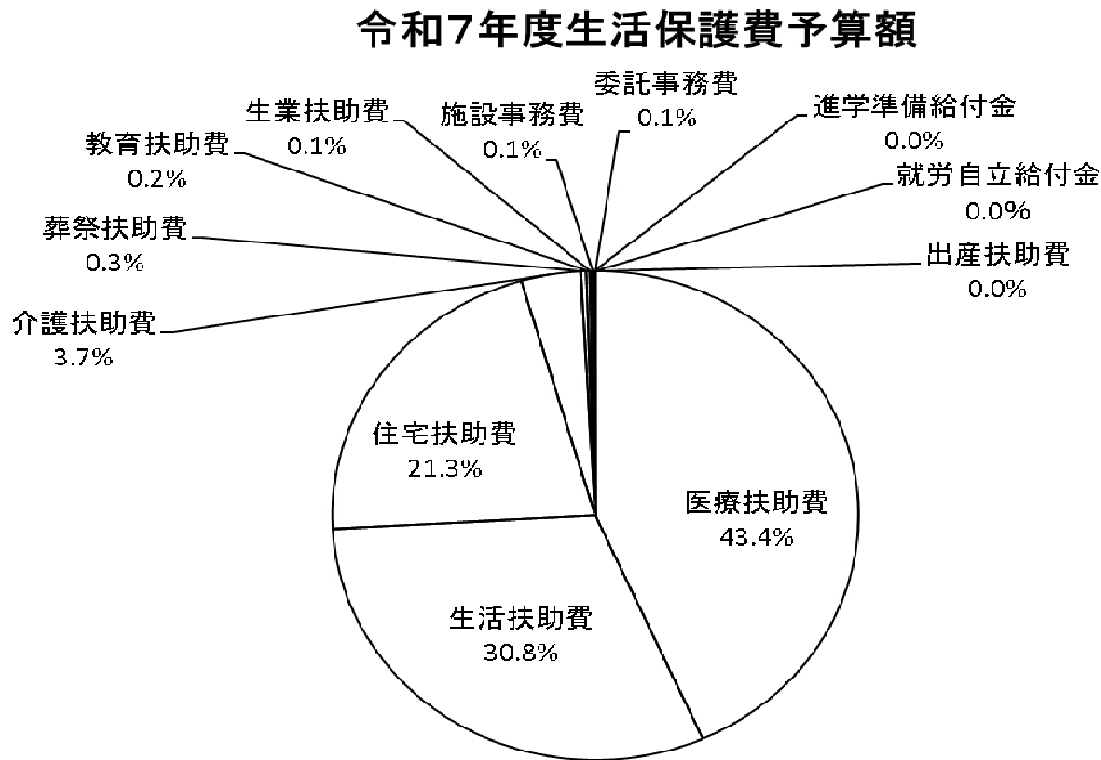
7 生活保護扶助費の推移（決算額）

(千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活扶助費	6,738,905	6,820,235	6,877,235	6,899,147	6,860,904
住宅扶助費	4,607,183	4,686,530	4,748,227	4,798,360	4,775,851
教育扶助費	64,145	56,124	51,234	49,165	45,626
介護扶助費	652,870	678,852	742,711	769,241	752,035
医療扶助費	8,836,682	9,125,961	9,236,913	9,740,719	9,990,011
出産扶助費	344	267	44	315	317
生業扶助費	30,050	28,883	28,029	26,445	23,733
葬祭扶助費	68,995	72,882	74,013	71,485	76,935
施設事務費	24,419	24,137	24,631	23,663	22,857
就労自立給付金	3,313	2,203	3,093	2,409	4,023
進学準備給付金	3,300	2,300	3,200	1,700	2,400
委託事務費	2,248	7,472	9,689	12,245	12,677
合 計	21,032,454	21,505,846	21,799,019	22,394,894	22,567,369

8 生活保護の予算

扶助費は市予算（一般会計歳出）の8.5%を占めています。また、扶助費の総額中、医療扶助費は43.4%を占めており、毎年度増加傾向にあります。



(単位：円)

区 分	予 算 額	構 成 比
生 活 扶 助 費	7,135,835,000	30.8%
住 宅 扶 助 費	4,936,953,000	21.3%
教 育 扶 助 費	51,927,000	0.2%
介 護 扶 助 費	847,887,000	3.7%
医 療 扶 助 費	10,028,733,000	43.4%
出 産 扶 助 費	1,000,000	0.0%
生 業 扶 助 費	26,736,000	0.1%
葬 祭 扶 助 費	77,400,000	0.3%
施 設 事 務 費	25,200,000	0.1%
就 労 自 立 給 付 金	3,600,000	0.0%
進 学 準 備 給 付 金	3,400,000	0.0%
委 託 事 務 費	17,129,000	0.1%
合 計	23,155,800,000	100.0%

9 生活保護受給者就労支援事業

(1) 事業概要

被保護世帯に属するかたで稼働能力があり、かつ就労を阻害する要因がないかたを対象に、支援を実施することにより就労意欲を助長し、自主的な求職活動により就労を実現し、経済的自立を促進することを目的として実施するものです。

職業相談等の経験者である就労支援員が、履歴書の書き方や面接の受け方の指導等、就職活動の基本的訓練や公共職業安定所への同行訪問等の専門的な支援を行うものです。また、就労に向けた準備が整っていないかたに対しては、基礎能力の形成及び職業訓練を行うものです。

(2) 実 績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就労支援を行った支援件数	3, 5 2 2件	4, 5 2 1件	5, 6 5 1件
就労開始人数	1 2 7人	1 2 1人	1 5 2人



「福祉の日デザイン画」 佳作 橋本 加恵

第4部 高齢福祉



「福祉の日デザイン画」 優秀賞 宇田川 祐希

令和7年度 高齢者

在宅福祉施策

在宅福祉サービス

事業名	予算額(千円)
軽度生活支援事業	410
自立生活支援員派遣事業	8,441
日常生活用具給付事業	686
福祉機器貸与事業	316
寝具乾燥消毒事業	6,177
認知症高齢者相談事業	7,770
配食サービス事業	74,406
福祉電話の貸与事業	367
緊急通報装置の貸与事業	13,974
社会福祉法人利用者負担軽減補助	1,947
重度要介護高齢者福祉手当	56,480
外国人高齢者等福祉手当	120
成年後見制度利用促進事業	27,369
ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業	4,667
補聴器購入費補助事業	5,150

生きがい

老人クラブ助成	11,939
高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助	4,295
老人福祉センター事業費助成	72,700
老人福祉センター運営委託	111,472
生きがいづくりアドバイザー(相談員)制度	1,934

敬老及び啓発

敬老祝金	31,406
長寿者慰問	690

生活環境整備

世帯住替家賃助成	2,028
住宅改善整備費補助	2,600
高齢者入居保証支援事業	50

施設福祉施策

施設利用・措置

施設保護措置	117,961
特別養護老人ホーム(定員100人)運営委託	110,968
養護老人ホーム(定員50人)運営委託	133,620
老人デイサービスセンター運営委託	126,664
短期入所生活介護措置	528
介護老人福祉施設措置	477
ケアハウス(定員50人)運営委託	74,485
社会福祉センター運営委託	55,486

施設整備

老人福祉施設管理	7,976
福祉施設整備	19,208

重層的支援体制整備事業

地域介護予防活動支援事業	2,101
総合相談事業	379,505
権利擁護事業	60,000
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	100,000
生活支援体制整備事業	92,999

福祉事業の予算概要

(注) (市)は市単独事業 (重)は重層的支援体制整備事業

事業内容
おおむね65歳以上の単身者又は高齢者世帯で、日常生活上の軽度な作業の支援を実施
おおむね65歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかたを対象に、自立生活支援員(ホームヘルパー)を派遣
おおむね65歳以上で日常生活機能の低下した高齢者を対象に日常生活用具を給付
おおむね65歳以上で心身の機能低下や傷病等で、日常生活に支障のあるかたを対象に、福祉機器を貸与
おおむね65歳以上のねたきりのかたで、寝具を十分に乾燥させることができない世帯を対象に、寝具の乾燥消毒を実施
認知症高齢者の家族からの相談に対応する
おおむね65歳以上の食事を作ることが困難な単身又は虚弱高齢者世帯に、毎日夕食を宅配し、安否確認を行う
おおむね65歳以上で、所得の少ない単身のかたに電話を貸与し、定期的な安否確認を行う
おおむね65歳以上の急変をきたすおそれがある疾患のある高齢者を対象に貸与 緊急時に受信センターにつながり、必要に応じて救急搬送を要請する
社会福祉法人が行う介護保険サービス利用者負担軽減に対し、その一部を補助
65歳以上の在宅高齢者で、要介護4・5、介護保険料段階1～5段階のかたに月額5,000円の手当を支給
大正15年4月1日以前に出生した外国人及び昭和57年1月1日において満20歳以上の身体障害者の外国人に月額5,000円の手当を支給
成年後見センターを設置し、制度の普及啓発や制度利用における相談・支援、市民後見人の養成や活動支援を行う
市民税非課税でおおむね65歳以上のねたきり等で失禁状態にあるかたを対象に紙おむつを支給(要支援・要介護認定者を除く)
市民税非課税で65歳以上の障害者手帳に該当しない聴力だが、補聴器を必要と医師から認められたかたを対象に上限20,000円を支給

おおむね60歳以上の高齢者で構成する単位老人クラブに対し、それぞれ会員数に応じて助成
65歳以上の高齢者に敬老の日や福祉の日、毎週土曜日に入浴料の割引を行う公衆浴場組合に対する補助
川口市社会福祉事業団が運営するたたら荘及びやすらぎの家、鳩ヶ谷福祉センターの事業費を助成
老人福祉センター安行・神根・芝・新郷・仲町・青木たたら荘等の管理運営を指定管理者へ委託
高齢者の日常生活の悩み事の相談や、各種アドバイスなどの情報提供を行うアドバイザー(相談員)を置く

賀寿を迎えられたかたに対し、敬老と長寿を祝福するため祝金10,000～30,000円を贈呈
100歳を迎えたかたに、国および市の祝辞を贈呈

民間賃貸住宅居住の取り壊し等により、転居を迫られた住民税非課税の高齢者世帯に対し、転居前と後の家賃の差額を助成(2万円を限度)
65歳以上で要支援、要介護のかたが、車イス段差解消機・階段昇降機等を設置する場合、費用の3分の2を補助(20万円を限度)
保証人が得られないため、賃貸住宅の契約が困難な高齢者世帯に対し、市と協定を結ぶ家賃保証会社と契約を締結した場合に、その初回保証料の一部を助成

養護老人ホームに入所されているかたを扶助する
特別養護老人ホーム入所者に対し、介護や日常生活上の世話をを行う
65歳以上で、経済的理由等のため居宅で養護を受けられないかたに生活の場を提供
在宅の要介護者等に対し、デイサービスセンターへの通所サービスを提供
65歳以上のかたで、居宅で介護を受けることが困難となり、介護保険法の適用も図れない場合の短期入所。また、必要に応じ緊急的に高齢者を一時的に保護する
65歳以上で介護が必要なかたが、居宅で介護を受けることが困難となり、介護保険法の適用も図れない場合の施設入所
65歳以上で、環境上の理由のため在宅生活に支障のあるかたに低額料金で生活の場を提供
在宅の要介護者等に対し、リハビリ・入浴等のサービスを行う

指定管理施設等に係る小破修繕や建築物・建築設備定期点検、施設賠償責任保険、除草等委託
高齢者福祉施設の整備・運営等についての助成等

元気な高齢者を対象に、高齢者元気づくり推進リーダー養成事業や介護支援ボランティア事業を実施し、介護予防に係る地域における自主的な活動の育成及び支援を実施
本人、家族、近隣住人、地域ネットワーク等を通じた様々な相談への対応を行う。
成年後見制度の利用支援、及び普及啓発。高齢者への虐待等の実態把握、関係団体との連絡調整。
地域のケアマネジャーに対する専門的見地からの指導、助言。地域における、医療機関等の関係機関との連携体制の構築、及びケアマネジャーのネットワークの形成。
地域の高齢者のために、元気な高齢者やNPO、社会福祉法人等と連携しながら、多様な生活支援サービス体制の充実・強化を図る

第 1 章

長寿支援

第1章 長 寿 支 援

第1節 高齢者人口

1 高齢者人口の推移

高齢者人口の割合は、令和7年4月1日では60歳以上28.8%、65歳以上22.9%で県及び全国の高齢化率に比べて低くなっています。しかし、高齢者人口は年々増加の一途をたどっており、65歳以上の高齢化率は、徐々に県全体の数値に近づいています。

(1) 高齢者人口年次推移

(各年4月1日)

区 分 年 度	総 人 口	60 歳 以 上			65 歳 以 上			割 合	
		男	女	合 計	男	女	合 計	60歳以上	65歳以上
3	607,750	78,319	90,955	169,274	62,704	76,597	139,301	27.8	22.9
4	605,067	78,789	91,625	170,414	62,516	76,797	139,313	28.1	23.0
5	604,894	79,369	92,238	171,607	62,362	76,774	139,136	28.4	23.0
6	607,279	80,054	93,022	173,076	62,258	76,934	139,192	28.5	22.9
7	607,943	80,990	93,944	174,934	62,058	77,055	139,113	28.8	22.9

(2) 高齢者人口の比較

(国勢調査人口)

区 分	年 度	川 口 市			埼 玉 県			全 国		
		総 人 口	60歳以上	65歳以上	総 人 口	60歳以上	65歳以上	総 人 口	60歳以上	65歳以上
人 口	12	千人 460	千人 86	千人 56	千人 6,938	千人 1,316	千人 889	千人 126,926	千人 29,741	千人 22,005
	17	480	109	75	7,036	1,674	1,157	127,286	34,217	25,672
	22	500	132	95	7,195	2,045	1,465	128,056	39,283	29,246
	27	578	162	129	7,267	2,259	1,789	127,095	41,920	33,465
	2	594	167	138	7,345	2,331	1,935	126,146	42,633	35,336

区分	年 度	川 口 市			埼 玉 県			全 国		
		総 人 口	60歳以上	65歳以上	総 人 口	60歳以上	65歳以上	総 人 口	60歳以上	65歳以上
人 口 構 成 比	12	% 100.0	% 18.7	% 12.2	% 100.0	% 19.0	% 12.8	% 100.0	% 23.4	% 17.3
	17	100.0	22.7	15.6	100.0	23.8	16.4	100.0	26.9	20.2
	22	100.0	26.3	18.9	100.0	28.4	20.4	100.0	30.7	22.8
	27	100.0	28.0	22.4	100.0	31.0	24.6	100.0	33.0	26.6
	2	100.0	28.1	23.2	100.0	31.7	26.3	100.0	33.8	28.6

※平成27年度及び令和2年度の全国65歳以上の人口割合は不詳補完値により算出。

2 ねたきり・ひとり暮らしの高齢者

ねたきり及びひとり暮らしの高齢者は、高齢者人口の増加及び少子化の傾向に伴い、今後さらに増加することが考えられます。

ねたきり・ひとり暮らしの高齢者数年次推計(各年10月1日現在の高齢者世帯調査による)

区分 年度	75歳以上人口	単身ねたきり高齢者		単身高齢者		高齢者世帯
		人 数	比 率	人 数	比 率	世帯数
2	70,776	30	0.04	13,073	18.5	6,977
3	71,577	41	0.06	13,201	18.4	6,850
4	74,695	41	0.05	14,087	18.9	7,321
5	77,848	30	0.04	15,124	19.4	7,904
6	80,646	29	0.04	16,351	20.3	8,445

第2節 在宅福祉サービス

1 軽度生活支援事業

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続、要介護状態の進行予防等を図るものです。平成13年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

おおむね65歳以上の単身高齢者又は高齢者世帯で、傷病等により軽度な作業の支援を必要とするかた

(2) 内容

庭木の水やり、草取り、家具転倒防止器具等の取付

(3) 令和6年度実績 60件

2 自立生活支援員派遣事業

要介護認定の対象にならないかたについて訪問介護が必要な場合、在宅生活を円滑にし要介護状態になること等を予防するための支援を行います。平成12年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

要介護認定で自立と認定されたかた、またはおおむね65歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかた

(2) 内容

自立生活支援員（ホームヘルパー）の派遣により、家事援助（掃除、洗濯、買い物、調理等）、及び身体介護（入浴、清拭、排せつ介助）を本人一部負担により週2回を限度に実施しています。

(3) 令和6年度実績 1,604回

3 日常生活用具給付事業

高齢者の在宅生活支援を目的として、日常生活用具を給付しています。平成13年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

日常動作機能の低下した高齢者や、ねたきりの高齢者で在宅のかた

(2) 内容

本人一部負担により次の日常生活用具を給付しています。

- ・シルバーカー、杖： 要介護認定において、要支援1以上のかた
- ・電磁調理器： 高齢者世帯で要支援1以上のかたのいる世帯
- ・布団一式： 要介護4・5のかた
- ・火災警報器： 非課税世帯で持ち家に居住する単身及び高齢者世帯
又は要介護4・5のかた（無料）
- ・QRコード見守りシール： 認知症等により徘徊のおそれのある要支援1以上のかた

(3) 令和6年度実績

シルバーカー7件、電磁調理器2件、布団1件、T字杖23件、火災警報器4件
QRコード付き見守りシール7件

4 福祉機器貸与事業

要介護認定の対象にならないかたについて、在宅生活を円滑にして要介護状態になること等を予防するため介護機器の貸与を行なっています。平成12年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

要介護認定で自立認定のかた、又はおおむね65歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかた

(2) 内 容

介護機器として、介護用ベッド、エアーマット、車いす、手すりの貸与を行なっています。

(3) 令和6年度実績

介護用ベッド25人、エアーマット0人、車いす5人、手すり14人

5 寝具乾燥消毒事業

寝具を十分に乾燥できない状況にある場合、衛生を保持するため寝具の乾燥消毒・洗濯を行なっています。平成6年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

おおむね65歳以上で、寝具を十分に乾燥できない状況にあるかた

(2) 内容

寝具乾燥消毒を月1回（夏秋は月2回）、洗濯を年2回

(3) 令和6年度実績

乾燥消毒726回 ・ 洗濯113回

6 認知症高齢者相談事業

認知症高齢者及びその家族等が抱える保健、医療、福祉等に係わる各種の心配ごと、悩みごとに対し、専門相談員及び専門医による医療相談（月2回要予約）を実施しています。平成6年4月1日から実施しています。

(1) 設置場所

川口 6-5-14（川口市高齢者在宅サービスセンター3階）

電話 048-258-1476

(2) 令和6年度相談件数 延2,303件

7 配食サービス事業

食事をつくることが困難なおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または虚弱な高齢者世帯に、夕食を毎日宅配するとともに安否の確認を行なっています。

平成9年10月1日から実施しています。

(1) 対象者

食事をつくることが困難なおおむね65歳以上の単身者、または虚弱な高齢者世帯

(2) 内容

夕食を毎日宅配するとともに安否の確認を行なっています。利用者負担は1食400円

(3) 令和6年度実績

利用者数 565人 配食数 161,524食

8 福祉電話の貸与

ひとり暮らし高齢者等に対し、電話を貸与し、定期的に通話を行なうことにより、当該高齢者の孤独感を和らげることを目的に、昭和54年5月1日から実施しています。

(1) 対象者

おおむね65歳以上で、市県民税非課税世帯に属する単身高齢者及びこれに準ずる高齢者

(2) 費用

設置費は市負担とし、基本料金及び通話料金は本人負担

(3) 実施方法

週2回のさわやかコールにより電話訪問サービスを実施しています

(4) 令和6年度末 貸与台数 47台

9 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活上の不測の事態における不安の解消を図るため、当該高齢者の住居に緊急通報装置を設置して、急病、事故等の緊急事態が発生した場合にボタンを押すと受信センターが通報を受信し、必要に応じて消防へ救急車の出動要請を依頼します。また、受信センターには看護師が24時間体制で常駐し健康・生活相談や月1回安否の確認を実施しています。

昭和62年4月1日から実施し、平成19年4月1日システムを一部変更しました。

令和2年8月より疾患要件は不要で、市と業務協定した事業者と契約し、有料で利用する方式を開始しました。

(1) 対象者

①おおむね65歳以上で急変をきたすおそれのある発作性、慢性疾患のあるかたで単身及び高齢者世帯

②おおむね65歳以上で単身及び高齢者世帯

(2) 費用

①緊急通報装置の貸与は無料

②有料（金額は協定事業者による）

(3) 実施方法

ア 受信センターが通報を受信し、必要に応じて消防局に救急車の出動要請をします

イ 消防局は、出動要請に応じ、ただちに救助を行います

(4) 令和6年度末 貸与台数 ①643台 ②38台

10 社会福祉法人利用者負担軽減補助

社会福祉法人が、所得の少ない利用者を対象に、介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設等）の利用者負担を軽減する場合、市に申請した当該社会福祉法人に対し補助をします。平成13年4月1日から実施しています。

11 重度要介護高齢者福祉手当

身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むことに著しく支障があり、かつ、所得の少ない高齢者の福祉の増進を図るために支給しています。

(1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）

- ア 川口市に住民登録がある65歳以上のかた
- イ 川口市が行う介護保険の被保険者で要介護状態4・5のかた
- ウ 介護保険料段階が第1～5段階のかた
- エ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護保険施設に入所していないかた
- オ 生活保護の適用を受けていないかた

(2) 手当の額及び支給時期

月額 5,000円（10月と4月の2回に分けて支給）

(3) 令和6年度支給者数 1,321人

1.2 外国人高齢者等福祉手当

市内在住外国人の高齢者及び障害者の福祉の増進を図るために支給しています。

(1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）

- ア 大正15年4月1日以前に出生したかた、または、昭和57年1月1日で満20歳以上で重度の障害者手帳の交付を受けているかた
- イ 川口市に住民登録があり、1年以上居住しているかた
- ウ 永住許可を受けているかた
- エ 公的年金を受けていないかた

(2) 手当の額及び支給時期

月額 5,000円（10月と4月の2回に分けて支給）

(3) 令和6年度支給者数 3人

第3節 健康と生きがい

1 老人クラブ助成

教養の向上、健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流を柱として自主的な活動をしている老人クラブに活動状況・会員数に応じ助成しています。

(1) クラブ数・助成額年次推移

ア 単位老人クラブ

区分	年度	2	3	4	5	6
ク	ラ					
ブ	数	179	178	178	175	170
会	員					
数	数（人）	12,097	11,541	11,211	10,877	10,448
1	クラブ平均会員数（人）	68	65	63	62	61
助	成					
金	金（年額円）	40,000 ～109,000	40,000 ～109,000	40,000 ～103,000	10,000 ～115,000	10,000 ～115,000

イ 地区老人クラブ連合会

区分	年度	2	3	4	5	6
地 区 連 合 会 数		30	30	30	30	30
助 成 金（年額円）		45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 55,000	0	0

ウ 老人クラブ連合会

区分	年度	2	3	4	5	6
連 合 会 数		1	1	1	1	1
助 成 金（年額円）		500,000	500,000	500,000	0	0

※令和5年度より各単位老人クラブにのみ助成

2 高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助

高齢者の福祉の向上を目的に、埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合川口支部が行う高齢者公衆浴場入浴料減免事業に対して助成金を交付しています。（協力店舗数5店舗）

対 象 者	内 容	日数	利用者延数	助成額
入浴サービス 65歳以上であんしんカードを有するかた	毎週土曜日に1日1回に限り半額程度で入浴できる	52日	17,054人	4,345,500円
特定日入浴サービス 65歳以上であんしんカードを有するかた	敬老の日・福祉の日に1日1回に限り半額程度で入浴できる	2日	328人	

（令和6年度実績）

3 生きがいつくりアドバイザー

高齢者の健康と生きがいつくりの啓発を目的として、平成8年度から実施しています。

生きがいつくりアドバイザー（相談員）が、市内の各たたら荘及び鳩ヶ谷福祉センターを巡回し、たたら荘利用者の日常生活での悩み事の相談や余暇の活動機会の情報提供等を行っています。

令和6年度実績 相談件数 1, 1 6 5 件

4 地域支え合いあんしんカード事業

外出時における高齢者の緊急時の迅速な身元確認と連絡手段の確保を図るとともに、高齢者を地域で見守り・支え合う体制の強化を目的とし、65歳以上のかたに、あんしんカードを配付しています。平成27年6月1日から実施しています。

第4節 敬老及び啓発

1 敬老祝金の贈呈

本市では、高齢者に敬老の意を表するとともに長寿を祝福し、敬老祝金の贈呈を昭和57年4月1日から実施しています。この制度は毎年8月31日において市内に1年以上居住している高齢者で、賀寿を迎えたかたに年1回9月に贈呈しています。

令和6年度は贈呈者総数9,787人のかたに総額96,200,000円を贈呈しました。

対象者・贈呈実績

年 齢	祝 金 の 種 類	祝金の額	6年度贈呈者数
満77歳	喜 寿 の 祝 金	5,000円	6,854人
満88歳	米 寿 の 祝 金	20,000円	2,824人
満99歳	白 寿 の 祝 金	50,000円	109人

※令和7年度から満77歳廃止、祝金の額変更

2 敬老祝賀事業

高齢者に敬老の意を表するとともに長寿を祝福し、9月の敬老月間に市長からのお祝いのメッセージと粗品を贈呈しています。（平成28年より実施令和7年度事業廃止）

令和6年度実績 80歳 5,152人
 90歳 2,114人

第5節 生活環境整備

1 高齢者世帯住替家賃助成

民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等により転居を求められた高齢者世帯に対して、転居後の家賃の差額を助成することにより、住まいの安定を図り福祉の向上に寄与することを目的として、平成5年4月1日から実施しています。

（1）対象者（次の要件をすべて満たすかた）

- ア 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のかたを含む高齢者世帯であること
- イ 市内に引き続き2年以上住所を有していること
- ウ 生活保護を受けていないこと
- エ 世帯の構成員全ての住民税が非課税であること
- オ 市内の住宅への転居であること
- カ 転居後の家賃（共益費を除く）が月額70,000円未満であること
- キ 転居による新たな賃貸借契約を締結してから10年間を超えない期間であること

(2) 助成金の額

助成金の額は、転居前後の家賃の差額とし、月額2万円を限度としています。

(3) 助成状況年次推移

年度	対象者	助 成 金 額
2	10人	1,684,000円
3	9人	1,535,000円
4	7人	1,156,400円
5	7人	1,028,000円
6	7人	1,322,300円

※平成26年度以前の申請者は、(1)カ・キは該当しない。(2)限度額は月額3万円

2 高齢者住宅改善整備費補助事業

日常生活動作の低下した高齢者が、在宅での生活の利便を図るために住宅の改善整備を行うとき、その改善費用の一部を助成し、生活環境の改善と自力更生を促進し、もって高齢者の福祉を図ることを目的として、平成6年4月1日から実施しています。(平成12年度から介護保険制度優先)

(1) 対象者(次の要件をすべて満たすかた)

- ア 65歳以上の高齢者、またはそのかたと同居している親族
- イ 引き続き2年以上市内に住所を有し、市内における住宅改善であること
- ウ 自己所有の建物であること
- エ 平成12年4月1日以降に、この事業により補助金の交付を受けていないこと
- オ 要介護認定において、要支援及び要介護1～5のかた
- カ 市税の滞納がないこと

(2) 補助金額

補助金の額は、改善整備に要する費用の3分の2の額(限度額20万円)

(3) 補助状況年次推移

年度	対 象 者	補 助 金 額
2	12人	2,400,000円
3	13人	2,600,000円
4	14人	2,800,000円
5	12人	2,400,000円
6	9人	1,800,000円

3 入居保証支援事業

引き続き川口市内に居住することを希望しながら、身元保証人を確保することが困難である等の理由で民間賃貸住宅への転居が出来ない高齢者に対し、入居保証支援制度を実施し、もって高齢者の居住継続に資することを目的とし平成18年度より事業を開始しました。

(1) 対象者

- ア 市内に1年以上居住し、住民登録されており、引き続きその状況を有すること
- イ 65歳以上のひとり暮らし、又は世帯の構成員が65歳以上のかたを含む60歳以上のかたのみの世帯
- ウ 世帯の合計収入月額20万円以下である高齢者世帯
- エ 川口市内の民間賃貸住宅へ転居すること

(2) 保証内容

民間賃貸住宅の入居を希望する高齢者世帯が、市と協定を結ぶ保証会社の「家賃保証制度」を利用した場合、初回の保証料（共益費を含む家賃の半額）の1/2の額を助成します。

(3) 令和6年度対象者 0人

第 6 節 施 設

1 サンテピア（指定管理者 社会福祉法人川口市社会福祉事業団 平成18年4月1日）

（1）特別養護老人ホーム（定員100人）

65歳以上の寝たきりや重度の認知症等で、要介護の認定を受けており、自宅において介護を受けることが困難なかたの入所施設です。

（2）養護老人ホーム（定員50人）

経済的理由等のため居宅で養護を受けることが困難な65歳以上のかたに施設を提供し、生活指導等を目的として設置しています。

（3）軽費老人ホーム（ケアハウス・定員50人）

自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められるかたで、家族による援助を受けることが困難なかたが利用できる施設です。

（4）入所人員

特別養護老人ホーム（定員100人）

年 度	男	女	合 計
6	27人	73人	100人

養護老人ホーム（定員50人）

年 度	男	女	合 計
6	8人	14人	22人

軽費老人ホーム（ケアハウス・定員50人）

年 度	男	女	合 計
6	16人	25人	41人

※各年度末人員

2 老人デイサービスセンター

介護保険法による要介護者等に対し、通所介護により生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、家族の身体的精神的負担の軽減等を図るため、通所により各種のサービスを提供しています。「横曽根れんげそう」「新郷れんげそう」「芝南れんげそう」「芝れんげそう」「鳩ヶ谷れんげそう」「神根デイサービスセンター」の各施設を設置しています。

(指定管理者 社会福祉法人川口市社会福祉事業団 平成18年4月1日)

令和6年度実績 39, 315人(月別実利用者の合計)

3 施設措置

65歳以上で家庭においての養護又は介護を得られないかたに対し、施設での生活を援護するため施設に措置しています。なお、特別養護老人ホームについては平成12年度から介護保険制度が適用され、「やむを得ない事由」によると認められる場合に措置しています。

(1) 措置人員年次推移

※各年度末人員

年度	養 護 老 人 ホ ー ム				特 別 養 護 老 人 ホ ー ム				合 計
	措 置 施設数	措 置 人 員			措 置 施設数	措 置 人 員			
		男	女	計		男	女	計	
2	1 0	2 1	5 0	7 1	0	0	0	0	7 1
3	9	1 7	4 2	5 9	0	0	0	0	5 9
4	8	1 4	3 7	5 1	0	0	0	0	5 1
5	9	1 4	2 8	4 2	0	0	0	0	4 2
6	1 0	1 5	3 0	4 5	0	0	0	0	4 5

第7節 地域支援事業・地域包括支援センター

1 地域支援事業

○ サービス・活動事業

(1) 訪問型介護予防事業

生活機能の低下等により通所が困難である高齢者に対して、生活意欲の向上や生活活動の維持と向上を図り、要支援・要介護状態への移行防止を目的として、平成29年度から実施しています。

令和6年度実績 訪問回数 119回 訪問者数 14人

(2) 通所型介護予防事業(健康運動教室)

要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対して、介護予防を目的とした健康運動教室を平成18年度から実施しています。

令和6年度実績 開催回数44教室(1教室10回) 参加者数 543人

○ 介護予防普及啓発事業

元気な高齢者を対象に、介護予防に関する運動教室や知識の普及啓発を目的とした事業を実施しています。

(1) 生き生きデイサービス事業

生きがいや健康づくり、家庭での閉じこもり防止、及び要介護状態になることの防止等を目的として、市内たたら荘等を会場に、教養、体操等の諸活動を行います。平成13年6月から実施しています。

令和6年度実績 開催教室 526回 参加延人数 8,642人

(2) 運動教室事業(健康アップ教室)

運動器の機能向上を中心としながら、併せて栄養改善、口腔機能の向上などを網羅した総合的なプログラムを提供することにより対象者の生活意欲及び生活機能の維持向上を図ることを目的とし、平成21年10月から実施しています。

令和6年度実績 開催教室数 43教室(1教室8回) 参加者数 372人

(3) 介護予防ギフトボックス事業

高齢者が企業・団体等の様々な介護予防となり得る教室や活動に体験参加することにより、生活機能の維持向上を図り、継続して介護予防に取り組んでいけることを目的とし、平成28年12月から実施しています。

令和6年度実績 全133教室 参加者数 237人

(4) 口腔教室事業

口腔機能の向上を中心としながら、併せて栄養改善等を含めた総合的なプログラムを提供することにより、対象者の生活意欲を向上させ、生活機能の維持向上を図ることを目的とし、平成18年度から実施しています。

令和6年度実績 開催教室 21教室(1教室6回) 参加者数 139人

○ 地域介護予防活動支援事業

(1) 高齢者元気づくり推進リーダー養成講座

介護予防を促進するため、高齢者の心身の元気づくりに有効な知識を学び、地域での高齢者の支援を実践する人材の育成を図ります。平成17年5月から実施しています。

令和6年度実績 開催講座数 2講座(1講座5日間) 受講者数 24人

(2) 介護支援ボランティア事業

高齢者がボランティア活動を通じて、地域包括支援センターの活動を支援することにより、その地域における介護、保健、福祉、地域活動などさまざまな問題を見つめ、解決のための一助を行うことで、より住みやすい地域となることを目指し、併せて自らの介護予防を推進することを目的とし、平成23年1月から実施しています。

令和6年度実績 実施場所 15カ所 登録者数 242人

○ 生活支援体制整備事業

地域の高齢者のために、老人クラブ、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図って行きます。

令和6年度実績 生活支援コーディネーターの配置 第1層 1人 第2層 20人

○ 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進し、地域における介護予防の取り組みを総合的に支援することにより、高齢者の自立支援に資する取り組みを推進します。令和4年4月から実施しています。

令和6年度実績(派遣専門職数の延人数) 新規立ち上げ支援 114人 継続支援 39人

○ 紙おむつ支給事業

65歳以上の市民税非課税のかたで、要支援・要介護認定者のねたきりや認知症で失禁状態の高齢者を支援するため、月1回紙おむつを支給します。利用者負担は、1カ月1,300円。平成9年4月より実施しています。

令和6年度実績 延利用者数 20,845人

(ねたきりや認知症で失禁状態の高齢者については、高齢者一般施策で実施。

令和6年度 延利用者数 1,356人)

○ 成年後見制度利用支援事業

65歳以上の高齢者で、身寄り(2親等内)がなく、判断能力の不十分な認知症高齢者などに対して、市長が家庭裁判所に成年後見制度の後見等の審判の請求を申立てるものです。また、成年後見人への報酬助成も行っています。平成15年4月から実施しています。

令和6年度実績 申立件数 14件 報酬助成 96件

○ 認知症サポーター等養成事業

認知症について正しい知識を持ち、認知症のかたやその家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくための応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催しています。平成21年2月から実施しています。

(1) 令和6年度実績 開催回数 68回

(2) 令和6年 年間養成数 2,393人

2 地域包括支援センター運営事業

公正・中立な立場から、地域における①総合相談・支援、②包括的・継続的ケアマネジメント、③権利擁護を担う中核機関として、地域包括支援センターを20カ所設立しています。

川口市における地域包括支援センター

(令和7年4月1日現在)

名 称	管轄圏域	担当地区	開設時期
川口市中央 地域包括支援センター	中央	本町1丁目～4丁目・栄町1丁目～3丁目・金山町・舟戸町・幸町1丁目～3丁目・川口1丁目	平成19年6月
川口市横曽根 地域包括支援センター	横曽根	西川口1丁目～6丁目・仲町・宮町・南町1丁目～2丁目・緑町・並木元町・並木1丁目～4丁目	平成18年10月
川口市西 地域包括支援センター		川口2丁目～6丁目・飯塚1丁目～4丁目・飯原町・原町・荒川町	平成22年6月
川口市青木 地域包括支援センター	青木	青木1丁目～5丁目・中青木1丁目～5丁目・西青木1丁目～5丁目	平成18年4月
川口市上青木 地域包括支援センター		上青木西1丁目～5丁目・上青木1丁目～6丁目	平成21年6月
川口市前川 地域包括支援センター		前川町4丁目・南前川1丁目～2丁目・前上町・前川1丁目～4丁目・本前川1丁目～3丁目	平成28年10月
川口市南平 地域包括支援センター	南平	朝日1丁目～6丁目・末広1丁目～3丁目・新井町・弥平1丁目～4丁目	平成18年10月
川口市南平みなみ 地域包括支援センター		元郷1丁目～6丁目・東領家1丁目～5丁目・領家1丁目～5丁目・河原町	平成22年6月
川口市新郷 地域包括支援センター	新郷	大字赤井・大字東本郷・大字蓮沼・赤井1丁目～4丁目・江戸1丁目～3丁目・江戸袋1丁目～2丁目・本蓮1丁目～4丁目・東本郷1丁目～2丁目	平成21年1月
川口市新郷東 地域包括支援センター		大字東貝塚・大字大竹・大字峯・大字新堀・大字榛松・新堀町・榛松1丁目～3丁目・大字前野宿	平成27年10月
川口市神根 地域包括支援センター	神根	大字安行領在家・大字安行領根岸・大字木曽呂・在家町・大字東内野・大字道合	平成18年4月
川口市神根東 地域包括支援センター		大字赤芝新田・大字赤山・大字新井宿・大字石神・大字神戸・大字西新井宿・大字源左衛門新田	平成23年6月

(令和7年4月1日現在)

名 称	管轄圏域	担当地区	開設時期
川口市芝 地域包括支援センター	芝	芝中田1丁目～2丁目・芝新町・芝下1丁目～3丁目・芝1丁目～5丁目・芝樋ノ爪1丁目～2丁目	平成18年10月
川口市芝伊刈 地域包括支援センター		大字伊刈・芝高木1丁目～2丁目・芝宮根町・北園町・柳根町・芝東町・柳崎1丁目～5丁目	平成21年6月
川口市芝西 地域包括支援センター		大字芝・大字小谷場・芝富士1丁目～2丁目・芝園町・芝塚原1丁目～2丁目・芝西1丁目～2丁目	平成24年10月
川口市安行 地域包括支援センター	安行	安行地区全域	平成19年11月
川口市戸塚 地域包括支援センター	戸塚	大字久左衛門新田・大字藤兵衛新田・大字長蔵新田・東川口1丁目～6丁目・戸塚鉄町・戸塚境町・戸塚東1丁目～4丁目・長蔵1丁目～3丁目	平成19年11月
川口市戸塚西 地域包括支援センター		大字西立野・大字行衛・大字差間・北原台1丁目～3丁目・戸塚1丁目～6丁目・戸塚南1丁目～5丁目・差間1丁目～3丁目	平成28年10月
川口市鳩ヶ谷東部 地域包括支援センター	鳩ヶ谷	桜町1丁目～6丁目・鳩ヶ谷本町1丁目～4丁目・坂下町1丁目～4丁目・三ツ和1丁目～3丁目・八幡木1丁目～3丁目	平成19年4月
川口市鳩ヶ谷西部 地域包括支援センター		大字里・大字辻・大字前田・鳩ヶ谷緑町1丁目～2丁目・南鳩ヶ谷1丁目～8丁目	平成21年4月

第5部 介護保険



「福祉の日デザイン画」 佳作 小川 栞音

令和7年度 介護保険

介護保険施策	認定	事業名	予算額(千円)
		要介護認定調査	130,933
		主治医意見書作成	94,790
		介護認定審査会	67,668
	資格・賦課徴収	資格得喪、保険料賦課徴収事務	44,195
	保険給付	居宅サービス給付費	21,922,943
		地域密着型サービス給付費	5,063,663
		施設介護サービス給付費	12,671,964
		福祉用具購入費	70,680
		住宅改修費	151,488
		サービス計画給付費	2,534,921
		高額介護サービス等費	1,062,619
		高額医療合算介護サービス等費	159,720
		特定入所者介護サービス等費	859,116
	地域支援事業	サービス・活動事業	859,199
		介護予防ケアマネジメント事業	94,511
		介護予防把握事業	21,609
		介護予防普及啓発事業	46,606
		地域リハビリテーション活動支援事業	2,580
		家族介護支援事業	49,468
		成年後見制度利用支援事業	29,278
		認知症サポーター等養成事業	366
		在宅医療・介護連携推進事業	15,439
		認知症総合支援事業	55,402
		地域ケア会議推進事業	26,440
	趣旨普及	広報啓発	① 1,959
	利用促進	利用料補助金	① 261,676

事業の予算概要

(注) ①は市単独事業

事業内容
居宅介護支援事業者等による要介護認定のための調査
要介護認定申請者における主治医意見書の作成
介護認定審査会の開催
介護保険資格の取得、喪失及び介護保険料の賦課、徴収
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が地域密着型サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者が施設サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付
要介護認定者等が居宅において福祉用具を購入した場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅において住宅改修を行った場合、一部負担金を除き残りを支給
要介護認定者等が居宅介護支援事業者に居宅介護サービス計画等の作成を依頼した場合に給付
要介護認定者等の一部負担金が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
要介護認定者等の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が一定の限度額を超えた場合に超えた分を支給
所得の少ないかたの負担軽減を図るため、介護保険施設入所者等の居住費及び食費の一部を補足給付
要支援認定者等が介護予防・生活支援サービスを利用した場合、一部負担金を除き残りを給付するほか、運動教室や訪問による介護予防事業を実施
地域包括支援センターが要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントを実施した場合に給付
基本チェックリストの配布・回収により、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者の把握を行う
元気な高齢者を対象に、生き生きデイサービス事業や口腔教室など、介護予防に関する運動教室や知識の普及啓発を図る
住民主体の通いの場等へリハビリテーション専門職等を派遣し、地域における介護予防の取組みを総合的に支援する
失禁状態にあるかたを対象に月1回紙おむつの給付や、認知症による徘徊のおそれがあるかたを対象にQRコード付き見守りシールを給付
身寄りのない認知症の高齢者等を対象に法定後見制度の利用を支援
認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、関係者の連携を図る
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、認知症のかたやその家族のかたを支援できる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて研修等を実施し、認知症ケアの向上を図る
医療・介護等の多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等から地域課題を把握し、解決に必要な資源開発や地域づくりにつなげる地域ケア会議を推進
介護保険制度等パンフレット作成
要介護認定者等が居宅サービスを利用した場合、所得の低いかたに利用者負担金の一部を補助

第 1 章 介護保険

第1章 介護保険

第1節 被保険者の状況

1 第1号被保険者の推計（第9期介護保険事業計画値）

各年10月1日現在

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65歳以上	139,508人	139,596人	139,747人

2 要支援・要介護認定者数の推計（第9期介護保険事業計画値）

各年9月末現在

要介護度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	2,924人	2,976人	3,015人
要支援2	2,448人	2,450人	2,462人
要介護1	5,865人	5,956人	6,051人
要介護2	4,883人	5,029人	5,147人
要介護3	3,762人	3,876人	3,995人
要介護4	3,240人	3,297人	3,397人
要介護5	2,450人	2,519人	2,586人
計	25,572人	26,103人	26,653人

3 居宅サービス利用者数の推計（第9期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	4,703人	4,835人	4,973人
訪問入浴介護	400人	410人	427人
訪問看護	3,172人	3,256人	3,348人
訪問リハビリテーション	392人	402人	413人
居宅療養管理指導	5,649人	5,806人	5,989人
通所介護	4,908人	5,046人	5,181人
通所リハビリテーション	1,252人	1,281人	1,311人
短期入所生活介護	854人	880人	911人
短期入所療養介護(老健)	99人	100人	104人
短期入所療養介護(介護医療院)	3人	3人	3人
福祉用具貸与	9,594人	9,841人	10,100人
特定福祉用具購入費	131人	134人	139人
住宅改修費	112人	113人	116人
特定施設入居者生活介護	1,775人	1,817人	1,861人
居宅介護支援	13,733人	14,077人	14,426人
計	46,777人	48,001人	49,302人

4 地域密着型サービス利用者数の推計（第9期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	131人	145人	158人
夜間対応型訪問介護	19人	23人	27人
地域密着型通所介護	1,975人	2,026人	2,076人
認知症対応型通所介護	128人	141人	153人
小規模多機能型居宅介護	88人	98人	109人
認知症対応型共同生活介護	575人	595人	616人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	99人	100人	101人
看護小規模多機能型居宅介護	39人	44人	50人
計	3,054人	3,172人	3,290人

5 施設サービス利用者数の推計（第9期介護保険事業計画値）

一月当たり

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	2,453人	2,478人	2,506人
介護老人保健施設	842人	786人	794人
介護医療院	151人	213人	218人
計	3,446人	3,477人	3,518人

第2節 財政状況

1 令和6年度決算

（単位：円）

歳入	決算	歳出	決算
介護保険料	9,883,883,416	総務費	962,686,312
国庫支出金	9,381,851,579	保険給付費	41,688,306,592
国庫負担金	7,585,036,794	介護サービス等諸費	39,085,534,087
国庫補助金	1,796,814,785	介護予防サービス等諸費	647,766,709
支払基金交付金	11,541,492,063	その他諸費	29,304,080
県支出金	6,335,430,521	高額介護サービス等費	1,000,904,035
県負担金	6,172,874,579	高額医療合算介護サービス等費	130,447,351
県補助金	162,555,942	特定入所者介護サービス等費	794,350,330
財産収入	7,152,625	地域支援事業費	1,109,452,750
繰入金	7,375,875,908	基金積立金	352,185,649
繰越金	717,653,961	諸支出金	561,101,136
諸収入	27,482,243	予備費	0
歳入合計	45,270,822,316	歳出合計	44,673,732,439

歳入歳出差引額	597,089,877
---------	-------------

基金保有額

（単位：円）

介護保険保険給付費等支払基金	2,621,322,307
----------------	---------------

第3節 保険料の状況

1 第9期（令和6年度から令和8年度）の第一号被保険者保険料（年額）

所得段階	令和6年度から令和8年度
第1段階	20,780円
第2段階	35,360円
第3段階	49,950円
第4段階	61,980円
第5段階	72,920円
第6段階	80,210円
第7段階	94,790円
第8段階	109,380円
第9段階	123,960円
第10段階	138,540円
第11段階	153,130円
第12段階	167,710円
第13段階	175,000円
第14段階	189,590円
第15段階	196,880円
第16段階	204,170円
第17段階	218,760円

- ・ 保険料額は、公費による減額後のものです。

2 保険料所得段階別賦課徴収状況(令和6年度決算)

所得段階	特別徴収		普通徴収		併徴	計	
	人数①	調定金額	人数②	調定金額	人数③	人数①+②-③	調定金額
	人	円	人	円	人	人	円
第1段階	19,485	380,702,490	9,262	163,716,270	1,357	27,390	544,418,760
第2段階	11,043	370,475,900	1,018	19,479,120	702	11,359	389,955,020
第3段階	10,163	483,252,690	689	18,648,000	470	10,382	501,900,690
第4段階	13,112	776,355,480	4,307	210,856,480	719	16,700	987,211,960
第5段階	16,554	1,176,158,590	677	26,846,490	440	16,791	1,203,005,080
第6段階	13,827	1,064,666,520	2,410	138,931,370	696	15,541	1,203,597,890
第7段階	18,626	1,701,747,950	2,884	203,059,620	601	20,909	1,904,807,570
第8段階	9,071	953,984,890	2,601	210,863,360	475	11,197	1,164,848,250
第9段階	4,051	480,727,750	1,440	135,782,590	265	5,226	616,510,340
第10段階	2,010	266,057,520	790	82,522,710	135	2,665	348,580,230
第11段階	944	137,989,970	455	54,470,180	64	1,335	192,460,150
第12段階	617	99,037,050	278	36,509,910	37	858	135,546,960
第13段階	433	72,343,550	201	27,687,760	26	608	100,031,310
第14段階	539	97,027,660	269	40,478,610	29	779	137,506,270
第15段階	742	139,928,820	344	55,682,700	41	1,045	195,611,520
第16段階	351	68,858,770	179	29,327,370	24	506	98,186,140
第17段階	706	146,196,690	258	46,994,010	50	914	193,190,700
計	122,274	8,415,512,290	28,062	1,501,856,550	6,131	144,205	9,917,368,840
過年度賦課	—	—	1,039	13,057,270	—	1,039	13,057,270
合 計	122,274	8,415,512,290	29,101	1,514,913,820	6,131	145,244	9,930,426,110
収納額	8,415,512,290		1,426,160,110		—	9,841,672,400	
収納率	100.0%		94.1%		—	99.1%	

※併徴とは、年度途中で徴収方法（特別徴収・普通徴収）の切り替えがあることです。

第４節 保険給付

１ 保険給付サービスの種類と内容

☐介：要介護１～５ ☐予：要支援１・２のかたが利用可能なサービスです。

（１）居宅サービス

サービス名	概 要
訪問介護 (ホームヘルプ) ☐ 介	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。 ※介護予防訪問介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスに移行しました。
訪問入浴介護 ☐ 介 ☐ 予	看護師、介護士が居宅を入浴車等で訪問し、入浴介助を行います。
訪問看護 ☐ 介 ☐ 予	主治医が必要と認めた場合、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション ☐ 介 ☐ 予	主治医が必要と認めた場合、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 ☐ 介 ☐ 予	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護 (デイサービス) ☐ 介	定員が１９名以上の通所介護施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護や支援、心身の機能維持等のための機能訓練等が受けられます。 ※介護予防通所介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」の通所型サービスに移行しました。
通所リハビリテーション (デイケア) ☐ 介 ☐ 予	主治医が必要と認めた場合、介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士等による、リハビリテーションが受けられます。
短期入所 (ショートステイ) ☐ 介 ☐ 予	○短期入所生活介護 介護老人福祉施設等へ短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。 ○短期入所療養介護 介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練、必要な医療等が受けられます。
特定施設入居者生活介護 ☐ 介 ☐ 予	有料老人ホームやケアハウス等に入居しているかたが、入浴・排泄・食事等の介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練等が受けられます。

サービス名	概 要
福祉用具貸与 介 予	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車いす ※1 ・車いす付属品（クッション、電動補助装置等）※1 ・特殊寝台 ※1 ・特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）※1 ・床ずれ防止用具（エアーマット等）※1 ・体位変換器 ※1 ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ※1 ・移動用リフト（つり具部分を除く）※1 ・自動排泄処理装置 ※2 ※1 要支援1・2及び要介護1のかたは原則として、利用できません。 ※2 要支援1・2及び要介護1～3のかたは原則として、利用できません。
福祉用具販売 介 予	排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。 同一年度内10万円を上限として購入費の9割（一定以上所得のあるかたは7割または8割）を支給します。 ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分 ・排泄予測支援機器 ・固定用スロープ ・歩行器（歩行車を除く） ・歩行補助つえ（松葉づえを除く）

（2）住宅改修費の支給

サービス名	概 要
住宅改修費 介 予	手すりの取り付けや床段差の解消などの小規模な住宅改修の費用を支給します。 20万円を上限として改修費の9割（一定以上所得のあるかたは7割または8割）を支給します。 （住宅改修費支給の対象となる住宅改修の範囲） ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これらの改修に付帯して必要な改修

(3) ケアプランの作成

サービス名	概 要
介護予防支援 予	介護予防サービスの適切な利用が可能となるよう、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所）の保健師等が、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：介護予防支援事業所
居宅介護支援 介	介護サービスの適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等の心身の状況、置かれている環境、意志や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います。 提供機関：居宅介護支援事業所

(4) 介護保険施設サービス

サービス名	概 要
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 介	ねたきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかたが入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練や療養上の世話等が受けられます。 ※原則として要介護3以上のかた
介護老人保健施設 介	病状が安定しているかたに対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーション等を行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰を支援します。
介護医療院 介	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための介護施設の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

(5) 地域密着型サービス

サービス名	概 要
夜間対応型訪問介護 ☐ 介	夜間の定期的な巡回、又は利用者からの連絡によって居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護サービスを行います。
認知症対応型通所介護 ☐ 介 ☐ 予	認知症のかたを対象に、専門的なケアを提供する通所介護サービスです。
小規模多機能型居宅介護 ☐ 介 ☐ 予	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせる多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ☐ 介 ☐ 予	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。 ※要支援1のかたは利用できません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 介	「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。 ※原則として要介護3以上のかた
地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 介	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、定員が29人以下の小規模な施設となります。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 介	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排泄、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス） ☐ 介	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
地域密着型通所介護 ☐ 介	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

2 介護サービスの利用者負担

介護サービスを利用するとき、費用の1割から3割を利用者が負担する。
また、施設サービスの場合、食費や居住費、日常生活費も負担する。

(1) 在宅サービスの費用のめやす

在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	限度基準単位	支給限度額のめやす	利用者負担（月額）
要支援1	5,032単位	50,320円	支給限度額の範囲内で原則としてサービスにかかった費用の1割から3割を負担する。
要支援2	10,531単位	105,310円	
要介護1	16,765単位	167,650円	
要介護2	19,705単位	197,050円	
要介護3	27,048単位	270,480円	
要介護4	30,938単位	309,380円	
要介護5	36,217単位	362,170円	

※川口市内の事業者については、1単位の単価はサービスの種類により10円から10,7円までの幅あり

(2) 施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の利用者負担

サービス費用の1割から3割	+	食費	+	居住費	+	日常生活費
---------------	---	----	---	-----	---	-------

短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費、通所介護と通所リハビリテーションの食費も全額利用者の負担。

食費	食材料費＋調理コストに相当する費用	
居住費	施設の利用代（減価償却費）＋光熱水費等に相当する費用	
日常生活費	理美容代や消耗品、教養娯楽費等の費用	
基準費用額 （1日あたり）	食費	1,445円
	居住費	ユニット型個室 2,066円
		ユニット型個室的多床室 1,728円
		従来型個室 1,728円 ※1
		多床室 437円 ※2

※1 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の基準費用額は1,231円

※2 介護老人福祉施設・短期入所生活介護を利用した場合の多床室は915円

介護老人保健施設・介護医療院の室料負担のある多床室の利用、短期入所療養介護利用時は697円

3 利用者負担額の軽減

(1) 居宅サービス等利用者負担額の補助

介護保険居宅サービス等を利用する所得の少ないかたに対し、利用者負担額の一部を補助する。

対象者	①高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかた ②世帯全員が住民税非課税のかたで、合計所得と課税年金収入額の合計が80.9万円以下のかた ③世帯全員が住民税非課税のかたで、②に該当しないかた（ただし、生活保護受給者・保険料滞納者を除く）	
補助率	上記①のかた	利用者負担額の10分の7
	上記②、③のかた	利用者負担額の10分の3

(2) 特定入所者介護サービス費

所得の少ないかたが施設を利用することが困難とならないよう、所得に応じた負担限度額までを負担する。

負担限度額（日額）

利用者負担段階		食費の負担限度額		居住費等の負担限度額			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得＋年金収入額が、80.9万円以下のかた	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得＋年金収入額が、80.9万円超120万円以下のかた	650円	1,000円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税であり合計所得＋年金収入額が、120万円超のかた	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の額

※第2・3段階の要件である年金収入額は、非課税年金を含む年金収入額

※各段階ごとに預貯金等が一定額を超える場合は対象外

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合（生活保護受給者を除く）

第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者は各段階ともに預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は対象外

（3）高額介護サービス費

利用者負担額（月額）が世帯合算で一定の上限額を超えた場合、超えた分が払い戻される。

対象者		上限額（世帯合計）
現役並み所得者	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
	課税所得380万円（年収約770万円）以上～同690万円（同約1,160万円）未満	93,000円
市民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満		44,400円
世帯全員が住民税非課税のかた		24,600円
- 課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円以下のかた - 老齢福祉年金の受給者		15,000円

（4）高額医療合算介護サービス費

医療費と介護費の両方で支払った1年間の負担が一定の上限額を超えた場合、払い戻される。

（8月1日から翌年7月31日までの1年間分を合算する。）

所得 (基礎控除後の 総所得金額)	70歳未満のかた	70歳以上のかた、後期高齢者医療制度で医療を受けるかた		
901万円超	212万円	課 税 所 得	690万円以上	212万円
			380万円以上 690万円未満	141万円
			145万円以上 380万円未満	67万円
600万円超901万円以下	141万円	一般		56万円
210万円超600万円以下	67万円	低所得者Ⅱ		31万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅰ※		19万円
住民税世帯非課税	34万円			

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

第5節 要介護認定者の状況

1 要介護認定申請状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）（単位：件）

	新 規	区分変更	更 新	計
件数	8,460	2,286	11,141	21,887
構成比	38.7%	10.4%	50.9%	100.0%

2 介護認定審査会 任期 2年 要介護・要支援の審査判定 委員 24合議体 120人 開催回数 542回（令和6年度）

3 要介護度判定状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）（単位：件）

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	特定疾病 非該当	計
件数	98	2,471	1,885	4,205	3,594	2,926	2,563	2,172	0	0	19,914
構成比	0.5%	12.4%	9.5%	21.1%	18.0%	14.7%	12.9%	10.9%	0.0%	0.0%	100.0%

4 要介護認定者内訳（令和7年3月末）（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	2,837	2,549	5,628	4,869	3,651	2,987	2,256	24,777
第2号被保険者	43	59	133	143	120	65	75	638
計	2,880	2,608	5,761	5,012	3,771	3,052	2,331	25,415
構成比	11.3%	10.3%	22.7%	19.7%	14.8%	12.0%	9.2%	100.0%

第6節 介護保険給付状況

1 居宅サービス受給者数（令和6年度月平均） ※地域密着型サービス受給者数を含む（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	867	1,112	5,505	4,838	3,085	2,081	1,377	18,865
第2号被保険者	21	37	117	131	112	60	66	544
計	888	1,149	5,622	4,969	3,197	2,141	1,443	19,409
構成比	4.6%	5.9%	29.0%	25.6%	16.5%	11.0%	7.4%	100.0%

2 施設サービス受給者数（令和6年度月平均）（単位：人）

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	計
第1号被保険者	2,378	776	0	134	3,288
第2号被保険者	27	17	0	3	47
計	2,405	793	0	137	3,335
構成比	72.1%	23.8%	0.0%	4.1%	100.0%

3 居宅サービス利用者負担額補助（令和6年度決算）

	補 助 率	件 数	金 額
第1段階	利用者負担額の10分の7	0件	0円
第2段階	利用者負担額の10分の3	83,447件	241,611,497円
第3段階			
計		83,447件	241,611,497円

4 介護（介護予防）サービス給付状況（令和6年度決算）

（上段件数、下段支給額 単位：千円）

種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
訪問通所サービス	12,871	16,775	104,435	115,703	82,761	65,721	53,244	451,510
	123,402	216,204	2,763,981	3,507,243	3,084,937	2,698,822	2,422,351	14,816,940
短期入所サービス	23	64	1,240	2,090	3,521	2,775	1,787	11,500
	491	2,984	71,844	141,675	395,387	378,563	235,090	1,266,033
特定施設入居者生活介護	1,022	713	4,431	4,866	3,960	4,467	3,143	22,602
	59,121	68,040	745,000	914,700	824,246	1,004,337	780,476	4,395,919
福祉用具購入費	196	147	428	355	335	190	75	1,726
	6,034	4,348	14,384	11,373	11,177	6,445	2,971	56,732
住宅改修費	249	183	351	236	164	78	23	1,284
	26,529	18,617	32,915	20,466	14,987	6,475	2,111	122,100
居宅介護（介護予防）支援	8,909	12,535	50,264	43,354	26,221	16,499	10,730	168,512
	43,864	61,001	729,898	630,467	467,489	289,534	190,081	2,412,334
地域密着型サービス	46	88	12,861	10,773	7,282	4,302	2,964	38,316
	2,245	14,016	817,822	1,072,606	1,159,076	849,243	695,912	4,610,921
介護老人福祉施設			184	877	8,151	11,135	8,808	29,155
			40,162	219,227	2,187,389	3,202,206	2,730,358	8,379,342
介護老人保健施設			880	1,832	2,304	3,212	1,797	10,025
			234,446	520,268	708,107	1,038,861	607,258	3,108,940
介護療養型医療施設			0	0	0	0	5	5
			0	0	0	0	1,478	1,478
介護医療院			11	47	160	523	986	1,727
			2,927	12,218	50,052	179,257	358,108	602,562
計	23,316	30,505	175,085	180,133	134,859	108,902	83,562	736,362
	261,685	385,211	5,453,378	7,050,242	8,902,848	9,653,744	8,026,193	39,733,301

5 高額介護（介護予防）サービス給付（令和6年度決算）

	生活保護受給者等	住民税世帯非課税	一般世帯	現役並み所得者	計
件数	18,676件	48,044件	5,996件	2,836件	75,552件
支給額	219,062千円	603,433千円	95,840千円	82,569千円	1,000,904千円

6 高額医療合算介護サービス給付（令和6年度決算）

件数	3,697件
支給額	130,447千円

7 特定入所者介護（介護予防）サービス給付（令和6年度決算）

（支給額 単位：千円）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
食費分	5	3	751	1,917	7,094	8,829	6,734	25,333
	5	22	9,050	23,626	99,498	135,789	112,142	380,133
居住費分	5	3	754	1,871	7,069	8,765	6,767	25,234
	10	23	5,941	19,636	124,447	148,888	115,272	414,217

※ 上記表の支給額は、各項目千円未満四捨五入しているため、合計欄と一致しない場合がある。

第7節 川口市介護保険運営協議会

川口市介護保険運営協議会は、川口市介護保険運営協議会条例に基づき、市長の諮問機関として設けており、介護保険事業の運営に関する重要事項について審議を行っている。

委員は、介護保険の円滑・適正な運営を図るため、知識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者各代表により組織する。

1 委員の構成（令和7年度）

知識経験者	2人
保健・医療・福祉関係者	8人
被保険者代表	5人

2 協議会の開催状況（令和6年度実績）

年 月 日	会 議 等
令和6年7月4日	第1回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 介護予防支援の指定について
令和6年11月12日	第2回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 第9期介護保険事業計画で定めた新規事業サポートメニューシートについて
令和7年1月21日	第3回川口市介護保険運営協議会 議題 ① 介護保険サービス事業者の選定について

第8節 介護サービス事業者への支援事業

1 介護人材の育成に関する支援（令和6年度）

・介護事業所相談支援

各事業所における、賃金改善や離職防止、加算取得などの困りごとに対し、社会保険労務士や中小企業診断士など専門家による無料相談を実施する。

実施事業所数	回数	事業費
2事業所	3回	117,000円

・介護職員資格取得等支援助成金

市内の事業所に勤務する介護従事者の介護福祉士受験手数料及び主任介護支援専門員新規・更新研修受講料を助成する。

資格種別	人数	助成額
介護福祉士	23人	230,000円
主任介護支援専門員	新規研修	5人 50,000円
	更新研修	9人 90,000円

・介護に関する入門的研修

介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施する。

日程	参加人数	委託料
1/11、18、25 2/1	36人	792,192円

2 介護サービス事業者への補助（令和6年度）

（1）運営に対する補助

○軽費老人ホーム運営助成事業

軽費老人ホームを運営する事業者に対して、入居者から徴収すべき費用の一部を減免した場合に費用の一部を補助する。

事業所名	サービス種別	補助金額
ベルハウス	軽費老人ホーム	軽費老人ホームサービス提供費補助金 19,985,200円

（2）整備に対する補助

○特別養護老人ホーム等整備促進事業

特別養護老人ホームを整備する事業者に対して、大規模修繕費用の一部を補助する。

事業所名	サービス種別	補助金額
特別養護老人ホーム 川口シニアセンター	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム等整備費補助金 78,602,000円

第6部 障害福祉



「福祉の日デザイン画」 佳作 池田 陽香

令和7年度 障害

		事業名	予算額(千円)
障害福祉施策	相談・指導	相談支援事業(重)	153,450
	手当	障害者等福祉手当	622,383
	医療	重度心身障害者医療費助成	960,553
		自立支援医療費給付	1,202,035
		歯科健康診査事業(市)	4,453
	給付	補装具交付・修理費給付	87,996
		日常生活用具給付	147,286
		居宅改善整備費助成	240
		自動車改造費助成	1,000
		自動車運転免許取得費助成	960
		重度心身障害者福祉タクシー利用料助成(市)	46,100
		重度心身障害者福祉ガソリン利用料助成(市)	26,012
	サービス	訪問入浴サービス事業	17,654
		紙おむつ支給事業	2,622
		広報紙等点字訳・録音事業	1,299
		リフト付自動車貸出事業	1,800
		障害児(者)生活サポート事業	10,000
		手話通訳者設置事業	2,884
		障害者就労支援事業(市)	9,900
		緊急通報システム事業(市)	628
		成年後見制度利用支援事業	13,172
		手話通訳者派遣事業	29,320
		移動支援事業	177,690
		日中一時支援事業	9,639
	施設	朝日しらゆりの家管理運営事業	77,000
		生活介護きじばと管理運営事業(市)	4,041
		就労継続支援きじばと管理運営事業(市)	2,329
		社会福祉センター管理運営事業(市)	46,677
		柳崎しらゆりの家管理運営事業(市)	22,500
		生活ホーム事業	1,796
		地域活動支援センター事業(重)	104,000
	障害者自立支援事業	介護給付	6,488,025
		訓練等給付	4,700,580
	障害児通所支援事業	障害児通所給付	4,298,939
	行事	障害者週間推進事業(市)	992
	心身障害福祉センターわかゆり学園		991,899

福祉事業の予算概要

(注) ㊦は市単独事業 ㊦は重層的支援体制整備事業

事業内容
在宅障害者に対する相談や支援、情報提供等総合的に実施
在宅重度障害者に対して、国または市の制度による手当を支給
重度心身障害者に対して、医療費の自己負担額を助成
障害の除去または軽減を目的とした医療費を給付
障害者総合支援法に基づく事業所に通所しているかたに対し、歯科検診等を行うもの
身体の障害を補うための補装具の交付及び修理費の給付
在宅障害者の日常生活を円滑にするための各種用具を給付、貸与
重度身体障害者の居宅を改善整備する場合の費用を一部助成
身体障害者が使用する自動車を改造する場合の費用を一部助成
障害者が自動車運転免許を取得する場合の費用を一部助成
重度心身障害者がタクシーを利用する場合の利用料を一部助成
重度心身障害者が自家用車を利用する際のガソリン料金を一部助成
在宅重度身体障害者の家庭に巡回入浴車が訪問
在宅で常時おむつを使用している障害者に紙おむつを支給
視覚障害者に対して点字訳や録音版の広報紙等を発行
在宅重度身体障害者が車いすで利用できるリフト付自動車を貸出
各種介護サービスの提供によって在宅障害者の地域生活を支援。一時預かり、外出時の介助等
聴覚障害者に行政サービスの伝達等のため庁舎内に手話通訳者を配置
障害者の一般就労の機会の拡大を図り生活の支援を行うもの
単身の重度身体障害者が災害時等受信センターに連絡できる通報装置を貸与し、緊急時消防局指令課に連絡
判断能力の不十分な知的障害者等を対象として、市が家庭裁判所に成年後見審判の申立てを行うもの
聴覚障害者等の外出時等に手話通訳者を派遣
移動が困難な障害者等について、外出時の支援を行うもの
介助を必要とする障害者等の日中の居場所を確保し、家族の一時的な休息を図るもの
市立の障害者短期入所施設で指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の生活介護事業所で、指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の就労継続支援B型事業所で、指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の地域活動支援センターで、指定管理者が管理、運営を行うもの
市立の障害者短期入所施設で指定管理者が管理、運営を行うもの
生活ホーム運営費等の助成
障害者等に対し、創作的活動又は生産活動の提供、及び社会との交流の促進等を図るもの
居宅介護・重度訪問介護・療養介護・生活介護等の自立支援給付
就労移行・就労継続・共同生活援助等の自立支援給付
放課後等デイサービスなどの障害児通所サービスの給付
「障害者週間」(12月3日から9日)を記念して各種啓発事業を実施
児童発達支援センター、児童発達支援事業所、生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターの6施設からなる多機能型事業所

第 1 章

障害福祉

第1章 障害福祉

第1節 障害者手帳登録状況

1 身体障害者手帳

身体障害者手帳交付登録者には各種援護施策を実施しています。

身体障害者登録状況（人）

（各年度3月31日現在）

年 度	2	3	4	5	6
視 覚 障 害	1,178	1,177	1,177	1,203	1,090
聴覚・平衡機能障害	1,277	1,300	1,312	1,326	1,176
音声・言語・そしゃく機能障害	215	221	218	222	187
肢体不自由障害	8,462	8,363	8,010	7,825	6,853
内 部 障 害	6,655	6,822	6,726	6,718	5,714
心臓機能障害	2,801	2,825	2,788	2,773	2,523
じん臓機能障害	2,118	2,161	2,121	2,124	1,806
呼吸器機能障害	258	260	254	241	168
ぼうこう・直腸機能障害	1,231	1,322	1,291	1,296	934
小腸機能障害	16	17	16	17	15
その他内部障害	231	237	256	267	268
合 計	17,787	17,883	17,443	17,294	15,020

2 療育手帳

知的障害者に対する療育手帳交付登録者には各種援護施策を実施しています。

知的障害者登録状況（人）

（各年度3月31日現在）

年 度	2	3	4	5	6
㊤ 最重度 IQ 20以下	715	740	756	777	801
A 重 度 IQ 21～35	815	837	853	896	939
B 中 度 IQ 36～50	1,160	1,191	1,237	1,291	1,315
C 軽 度 IQ 51～70	1,295	1,328	1,425	1,524	1,611
合 計	3,985	4,096	4,271	4,488	4,666

※IQ＝MA（精神年齢）/CA（暦年齢）×100

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳登録者には各種援護施策を実施しています。

精神保健福祉手帳登録状況（人）

（各年度3月31日現在）

級	2	3	4	5	6
1	422	417	446	450	478
2	2,899	3,131	3,412	3,684	4,090
3	1,528	1,643	1,857	2,025	2,203
計	4,849	5,191	5,715	6,159	6,771

第2節 相談・指導

1 相談支援事業

障害者、障害者の家族、障害者の介護をするかたなどからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的に以下の施設において実施しています。

(令和7年4月1日現在)

1	川口市障害者相談支援センター「わかゆり」
2	川口市障害者相談支援センター「きらり」
3	川口市障害者相談支援センター「グリーンハウス」
4	川口市障害者相談支援センター「みぬま」
5	川口市障害者相談支援センター「社協」
6	川口市障害者相談支援センター「いまむら」
7	川口市障害者相談支援センター「めだか」
8	川口市障害者相談支援センター「ひふみ」
9	川口市障害者相談支援センター「ひなぎく」
10	川口市障害者相談支援センター「ほっと」

2 相談員

市長から委嘱された身体障害者相談員13人、知的障害者相談員8人が障害者及びその家族などからの日常的な相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。

第3節 手当・年金

1 福祉手当

在宅の重度心身障害者に対し、障害によって生ずる特別な負担の一助として昭和45年4月1日から手当を支給しており、国の制度については昭和61年4月1日から現行の福祉手当に再編成されました。

(1) 対象者

(令和6年度)

区 分	対 象 者	手当月額
国 の 手 当	特別障害者手当 1. 20歳以上であって、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表2に定める障害を重複しているかた 2. 上記と同程度以上と認められるかた	28,840円 (～R7.3) 29,590円 (R7.4～)
	障害児福祉手当 1. 20歳未満であって、身体障害者手帳1級及び2級の一部のかた、または療育手帳Aのかた 2. 上記と同程度以上と認められるかた	15,690円 (～R7.3) 16,100円 (R7.4～)
	経過措置による福祉手当 20歳以上であって、制度改正前に福祉手当を受給しており、改正後特別障害者手当も障害基礎年金も受けられないかた	15,690円 (～R7.3) 16,100円 (R7.4～)
市 の 手 当	1. 身体障害者手帳1級、2級のかた 2. 療育手帳Aのかた 3. 精神障害者保健福祉手帳1級のかた 4. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bのかた 5. 身体障害者手帳3級かつ精神障害者保健福祉手帳2級のかた 6. 療育手帳Bかつ精神障害者保健福祉手帳2級のかた 7. 特別児童扶養手当等に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるかた 8. 超重症心身障害児と認められるかた(※)	5,000円
	1. 療育手帳Bのかた 2. 精神障害者保健福祉手帳2級のかた 3. 1. 2と同程度と認められるかた	3,000円

※超重症心身障害児と認められるかたへの支給は平成22年1月から実施

(2) 支給状況

年 度	国 の 手 当		市 の 手 当	
	支給延べ人数	支給額(円)	支給延べ人数	支給額(円)
2	5,831	127,378,230	106,018	455,356,000
3	5,916	131,497,500	107,393	458,487,000
4	6,087	135,369,960	109,222	462,508,000
5	6,128	139,766,950	110,812	464,704,000
6	6,385	148,709,050	113,717	473,681,000

2 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭において養育しているかたに対して、その負担を軽減するために国から手当を支給しています。

区 分	対 象 者	手当月額 (令和6年度)	対象者数 (令和7年3月 31日現在)
1 級	1. 身体障害者手帳 1 級、2 級の児童を養育しているかた 2. 療育手帳 Ⓐ 、A の児童を養育しているかた 3. 上記と同程度以上と認められる児童を養育しているかた	55,350円	412人
2 級	1. 身体障害者手帳 3 級、4 級の一部の児童を養育しているかた 2. 療育手帳 B のうち概ね I Q 50 以下の児童を養育しているかた 3. 上記と同程度以上と認められる児童を養育しているかた	36,860円	451人

3 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が一定期間掛金を拠出することによって、保護者が死亡又は障害となったとき、残された障害者の生活の安定を図るため県から終身年金を支給しています。

(1) 対象者

知的障害者、身体障害者 1 級、2 級、3 級又はこれと同程度の障害者の保護者で65歳未満のかた。

(2) 年金額

加入者が死亡又は障害となった月から 1 口の加入につき月額20,000円を支給します。
(2口を限度)

(3) 加入及び支給状況

年 度		知的障害者	身体障害者	心身障害者	精神障害者	そ の 他	計
2	加入人数	60	20	2	10	1	93
	支給人数	62	29	0	3	2	96
3	加入人数	59	22	1	11	0	93
	支給人数	62	29	0	3	2	96
4	加入人数	60	18	1	9	0	88
	支給人数	62	29	0	3	2	96
5	加入人数	60	17	0	7	1	85
	支給人数	63	29	0	3	3	98
6	加入人数	60	17	0	6	1	84
	支給人数	64	28	0	3	3	98

第4節 医 療

1 重度心身障害者医療費助成

重度の心身障害者が疾病等によって医療費を支払う場合、その医療費の一部を助成し、障害者やその家庭の経済的、精神的負担の軽減を図るため昭和48年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

次に該当する障害者手帳を65歳未満で交付されたかた。

①身体障害者手帳1級、2級、3級

②療育手帳(A)、A、B

③精神障害者保健福祉手帳1級

※精神病床への入院費用は除きます。ただし、65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されている場合は精神病床への入院費用も対象となります。

④身体障害者手帳4級の音声・言語機能障害又は下肢機能障害1、3、4号（65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた）

⑤精神障害者保健福祉手帳2級（65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた）

(2) 支給方法

①現物給付：1ヶ月の自己負担が21,000円未満の場合、保険診療の自己負担分の支払いが不要になります。（平成19年4月より、川口市内の医科・歯科・調剤を対象。令和4年10月より、埼玉県内を対象。令和5年4月より、川口市と現物給付に係る協定を締結した市内の接骨院等を対象。令和6年10月より、埼玉県内の訪問看護を対象。）

②償還払い：毎月5日までの申請で、その月末に口座振替払いにより支給します。

(3) 所得制限（平成31年1月より導入）

本人（未成年者を含む）の所得が次表の所得制限基準額を超えるときは、次の9月まで支給停止となります。

扶養親族人数	0人	1人	2人以上1人増すごと
所得制限基準額	3,604,000円	3,984,000円	380,000円加算

①所得とは、諸控除後の額で、障害年金は所得に含みません。

②当該扶養親族が同一生計配偶者（70歳以上）又は老人扶養親族（70歳以上）の場合は、1人につき10万円、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、1人につき25万円がさらに加算されます。

③毎年、所得審査を行い、毎年10月から翌年9月までの受給者証を交付します。

④所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。

(4) 登録状況

年 度	2	3	4	5	6
身 体 障 害 者	6,955人	6,667人	6,415人	6,206人	5,964人
知 的 障 害 者	1,912人	1,951人	2,017人	2,101人	2,141人
精 神 障 害 者	335人	339人	341人	349人	349人
合 計	9,202人	8,957人	8,773人	8,656人	8,454人

(5) 支給状況

年 度	2	3	4	5	6
件 数	234,856	231,773	229,018	231,231	224,269
助 成 額(円)	1,057,040,831	1,025,830,787	979,467,524	963,377,267	969,075,069

2 更生医療給付

一般医療（いわゆる治療医学）により、すでに治癒した身体障害者に対して、その日常生活能力や職業能力を回復もしくは更生させることを目的として医療費の給付を実施しています。

年 度	2	3	4	5	6
実 人 数	764	855	929	1,146	1,036
給 付 件 数	9,641	10,982	12,050	13,706	14,615
支 給 額(円)	1,065,747,339	1,101,384,987	1,158,468,138	1,160,880,690	1,136,356,968

3 育成医療給付

障害児で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるかたに対して必要な医療費の給付を実施しています。

年 度	2	3	4	5	6
実 人 数	111	103	96	87	94
給 付 件 数	373	338	297	291	275
支 給 額(円)	8,717,006	8,775,749	8,026,826	7,457,768	8,899,789

第5節 給 付

1 補装具

身体障害を補い、日常生活や職場での作業能力等向上のため、補装具の交付及び修理費を助成しています。

(1) 障害者総合支援法に基づく補装具交付修理状況

年 度	交 付		修 理		合 計	
	件 数	支 給 額 (円)	件 数	支 給 額 (円)	件 数	支 給 額 (円)
2	436	68,042,499	313	19,524,287	749	87,566,786
3	439	60,586,451	321	21,922,812	760	82,509,263
4	449	66,045,111	291	21,130,452	740	87,175,563
5	377	56,204,404	311	21,252,794	688	77,457,198
6	418	63,443,452	276	21,064,806	694	84,508,258

2 日常生活用具

在宅の重度障害者に対し、日常生活をより円滑にするため日常生活用具の給付を実施しています。

(1) 障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付状況

年 度	件 数	支 給 額 (円)
2	11,855	120,160,692
3	12,328	124,456,120
4	12,163	122,906,186
5	11,727	120,907,086
6	12,496	127,307,927

3 居宅改善費助成

重度身体障害者の居宅における玄関、浴室、便所等の環境改善整備を行う場合、その費用の一部を助成するもので、昭和47年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

身体障害者手帳1級若しくは2級の下肢、体幹機能障害者。

(2) 助成状況

年 度	1件当たり限度額(円)	件 数	助 成 額(円)
2	240,000	0	0
3	240,000	1	240,000
4	240,000	1	240,000
5	240,000	0	0
6	240,000	1	120,000

4 自動車改造費助成

障害者が就労等のために自らが所有し運転する自動車のアクセル、ブレーキ等を改造する場合、その費用の一部を助成するもので、昭和55年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

身体障害者手帳の交付を受けたかたで、運転免許証に改造を必要とする旨の条件が付記されており、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えないかた。

(2) 助成状況

年 度	1 件当たり限度額(円)	件 数	助 成 額(円)
2	100,000	7	700,000
3	100,000	13	1,272,800
4	100,000	4	387,400
5	100,000	8	800,000
6	100,000	5	500,000

5 自動車運転免許取得費助成

障害者が就職等のため第1種普通自動車運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成するもので、昭和54年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたかたで、道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えないかた。

(2) 助成状況

年 度	1 件当たり限度額(円)	件 数	助 成 額(円)
2	120,000	6	720,000
3	120,000	6	720,000
4	120,000	12	1,440,000
5	120,000	8	960,000
6	120,000	11	1,238,243

6 重度心身障害者福祉タクシー利用料助成

在宅の重度心身障害者が福祉タクシーを利用する場合、タクシー券を交付(一人当たり月3枚)することによって、その利用料の一部となる基本料金分を助成するもので、平成元年4月1日から実施しています。(令和元年度までは、月2枚)

(1) 対象者

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳[㊤]、A又は精神障害者保健福祉手帳1級の障害に該当する重度心身障害者で、ガソリン券の交付を受けていないかた。

(2) 助成状況

年 度	交 付 者 数	使 用 枚 数	助 成 額(円)
2	6,202	65,804	39,483,600
3	5,935	66,801	40,083,000
4	5,956	63,081	37,860,640
5	5,771	67,638	40,586,760
6	5,691	68,860	41,316,000

7 重度心身障害者福祉ガソリン利用料助成

在宅の重度心身障害者が日常生活の用に供する自家用車を運行する場合、ガソリン券を交付(1人当たり月1枚)することによって、その利用料の一部(1枚当たり700円)を助成するもので、平成20年4月1日から実施しています。
(平成29年度までは500円、令和4年度までは600円)

(1) 対象者

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳[㊤]、A又は精神障害者保健福祉手帳1級の障害に該当する重度心身障害者で、タクシー券の交付を受けていないかた。

(2) 助成状況

年 度	交 付 者 数	使 用 枚 数	助 成 額(円)
2	2,928	27,533	16,519,800
3	2,981	28,821	17,292,600
4	3,049	28,518	17,110,800
5	3,148	29,040	20,323,800
6	3,171	29,398	20,578,600

第6節 サービス

1 入浴サービス

家庭において入浴が困難な重度身体障害者に対し、給湯設備のある車が家庭を訪問のうえ、必要な機器を搬入して行う巡回入浴サービスを平成元年4月1日から実施しています。

年 度	利 用 実 人 数	利 用 延 べ 回 数	助 成 額(円)
2	25	1,244	12,440,000
3	25	1,233	13,994,550
4	24	991	11,247,850
5	29	1,146	13,007,100
6	29	1,256	16,328,000

2 紙おむつ支給

在宅で常時おむつを使用している障害者に対し、紙おむつを支給するもので、平成9年4月1日から実施しています。

年 度	2	3	4	5	6
利用延べ人数	1,308	1,274	1,193	1,177	1,065
助成額（円）	2,567,987	2,522,140	2,414,691	2,575,885	2,778,835

3 広報紙等点字訳・録音発行

視覚障害者に対し、広報紙等の点字訳、録音版を発行するもので、平成10年6月1日から実施しています。

年 度	2	3	4	5	6
点字訳発行数	205部	195部	197部	204部	204部
録音版発行数	657組	751組	627組	734組	594組

4 リフト付自動車貸出

在宅の重度身体障害者に対し、車いすで利用できるリフト付自動車を貸出するもので、平成10年6月1日から実施しています。

年 度	2	3	4	5	6
利用登録者数	17	21	20	18	14
利用延べ回数	7	24	26	13	13
利用延べ時間	83	668	379	76	63

5 障害児(者)生活サポート

在宅心身障害児(者)の地域の生活支援のため、民間登録団体において一時預かりや送迎、外出援助等のサービスを行うもので、平成11年10月1日から実施しています。

年 度	2	3	4	5	6
登録団体数	13	13	13	16	13
利用登録者数	195	186	193	184	180
利用延べ時間	4,563.0	5,529.5	5,658.5	4,980.5	4,782.5

6 生活ホーム

自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等によってそれができない障害者を対象に、生活ホームの利用によって社会的自立の助長を図っている団体等に対し、運営費の一部を助成しています。

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	入所者数	実施主体
生活ホーム上尾	上尾市	1	すみれ福祉会

第7節 障害者自立支援事業

1 自立支援給付事業

(1) 介護給付費 (令和6年度)

サービス種別	利用事業所数(カ所)	利用人数(人)	支給額(円)
居宅介護	131	1,215	1,235,034,442
重度訪問介護	40	91	483,007,761
行動援護	33	158	225,292,942
同行援護	47	213	111,001,672
短期入所	61	470	190,808,605
生活介護	189	1,076	3,115,762,404
施設入所支援	100	350	759,077,281
療養介護	18	48	158,207,180
特定障害者特別給付費	97	330	38,021,135
計	716	3,951	6,316,213,422

上記内訳は埼玉県国民健康保険団体連合会からの請求実績に基づき作成しています。
(現年度・過年度分の差額調整を含む。)

(2) 訓練等給付費 (令和6年度)

サービス種別	利用事業所数(カ所)	利用人数(人)	支給額(円)
共同生活援助(グループホーム)	236	788	1,729,477,907
機能訓練	5	15	9,572,167
生活訓練	39	114	124,757,226
宿泊型自立訓練	3	4	5,456,263
就労移行支援	111	434	570,977,540
就労移行支援(養成施設)	1	1	544,686
就労継続支援(A型)	62	358	557,540,337
就労継続支援(B型)	181	1,256	1,481,172,368
就労定着支援	46	161	37,392,355
特定障害者特別給付費	229	754	70,072,059
計	913	3,885	4,586,962,908

第 8 節 行 事

1 「彩の国ふれあいピック」春季大会

障害者スポーツ大会の実施を通じて、障害者の体力の維持・増進を図るとともに、社会参加を促進し、障害者に対する理解の促進を図るため実施しています。埼玉県が主催で令和6年4月28日（日）から5月19日（日）、上尾運動公園陸上競技場・埼玉県障害者交流センター他で実施され、川口市から20名が参加しました。

2 「彩の国ふれあいピック」秋季大会

埼玉県が主催で令和6年9月23日（月祝）、熊谷スポーツ文化公園で実施され、川口市から15名が参加しました。

3 川口市障害者週間記念事業

障害者基本法に定められた12月3日から9日の「障害者週間」を記念し、市民の障害者に対する理解と認識を高め、同時に障害者の「完全参加と平等」の実現を目指して記念事業を開催しました。

- （1）実施主体 川口市
- （2）後援 川口市障害者週間推進委員会、川口市障害者団体連絡協議会
川口市婦人団体連絡協議会
- （3）日程 令和6年12月14日（土）
- （4）場所 キュボ・ラ広場
- （5）事業内容 障害者作品展及びバザー・パネル展示・福祉相談コーナー

第9節 住みよいまちづくり

1 公共施設改修整備

障害者の社会参加促進のため、主要公共施設の出入口やトイレ等の改修整備を実施しています。

建物出入口		主たる出入口に段差がありません	
		出入口にスロープがあります	
		主たる出入口が自動ドア	
		主たる出入口に誘導チャイムがあります	
エレベーター		一般用エレベーター	一般のエレベーターがあります
		車イス対応エレベーター	車イス対応のエレベーターがあります
エスカレーター		一般用エスカレーター	一般のエスカレーターがあります
		車イス対応エスカレーター	車イス対応のエスカレーターがあります
母子用設備		乳幼児用ベッド	乳幼児用のベッドがあります
		授乳場所	授乳場所があります
		オムツ交換台	オムツ交換台があります
		乳幼児用イス	乳幼児を一時的に座らせておく乳幼児用イスがあります
駐車場		一般用駐車場	一般の駐車場があります
		障害者用駐車場	障害者用の駐車場があります
		おもいやり駐車場	おもいやり駐車場があります
点字情報		点字ブロック	出入り口付近に点字ブロックがあります
		点字案内表示	点字による案内板があります
		音声案内	音声案内設備があります
		点字メニュー	点字メニューがあります
だれでもトイレ 又は車椅子対応 トイレ		車イス対応トイレ	車イス対応トイレがあります
		オストメイト対応トイレ	オストメイト設備を備えています
		乳幼児用イス	乳幼児を一時的に座らせておく乳幼児用イスがあります
		オムツ交換台	オムツ交換台があります
		乳幼児用ベッド	乳幼児用のベッドがあります
		成人も使用できる大型ベッド	成人も使用できる大型のベッドがあります
		音声案内	音声案内があります
その他		緊急時警報設備	緊急を知らせる呼び出しボタン(ランプ、ブザー等)があります
		電光掲示板	電光掲示板があります
		手話のできる職員	手話対応できる職員がいます
		補助犬を歓迎	補助犬を歓迎
		車イスの貸出し	車イスを貸出ししています
		車イス用公衆電話	車イス対応の公衆電話があります

第2章

心身障害福祉センター わかゆり学園

第2章 心身障害福祉センターわかゆり学園

第1節 心身障害福祉センターわかゆり学園

当園は昭和42年に知的障害児通園施設としてスタートしました。

現在は児童発達支援センター、児童発達支援事業所のほか、障害者総合支援法による就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護の3つの事業と、地域活動支援センターを合わせ6つの通所事業を行っています。

施設の種別	定員等	設立年月日	建設面積	敷地面積	所在地
児童発達支援センター	40 人	S 42. 4. 1 (H24. 4. 1)	1, 286. 40 m ²	15, 211. 09 m ²	赤井 1227
児童発達支援事業所	30 人	S 47. 5. 9 (H24. 4. 1)	422. 62 m ²		
生活介護事業所	185 人	S 58. 4. 1 (H23. 4. 1)	3, 956. 85 m ²		
就労移行支援事業所	6 人	S 46. 12. 10 (H23. 4. 1)	724. 34 m ²		
就労継続支援 B 型事業所	44 人				
地域活動支援センター	20 人	S 58. 4. 1 (H25. 4. 1)	585. 66 m ²		

*設立年月日の（ ）内は移行年月日を記載しております。

1 就労移行支援事業所・就労継続支援B型事業所及び生活介護事業所

(1) 事業所概要

就労移行支援事業所

一般就労等への移行に向けて、園内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや職場定着のための支援を行います。通所利用期間は24カ月以内です。

就労継続支援B型事業所

就労や生産活動の機会を提供し（雇用契約はありません）、生産活動における事業収入から相当する工賃を支払います。

生活介護事業所

ご本人の意向や心身の状況を踏まえ、第1、第2、第3生活介護施設及び草木の家において、各施設の作業班、グループに所属し、生産活動や創作活動を行います。

(2) 在園者の状況（令和7年4月1日現在）

就労移行支援事業所

程 度	最重度	重 度	中 度	軽 度	計
男	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

年 齢	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	計
男	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

就労継続支援B型事業所

程 度	最重度	重 度	中 度	軽 度	計
男	2 人	5 人	6 人	0 人	13 人
女	2 人	8 人	7 人	0 人	17 人
計	4 人	13 人	13 人	0 人	30 人

年 齢	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	計
男	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	4 人	8 人	13 人
女	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	2 人	3 人	11 人	17 人
計	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	2 人	7 人	19 人	30 人

生活介護事業所

程 度	最重度	重 度	中 度	軽 度	計
男	56 人	21 人	1 人	0 人	78 人
女	23 人	11 人	1 人	0 人	35 人
計	79 人	32 人	2 人	0 人	113 人

年 齢	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	計
男	3 人	4 人	9 人	11 人	8 人	5 人	22 人	16 人	78 人
女	0 人	3 人	6 人	1 人	7 人	1 人	7 人	10 人	35 人
計	3 人	7 人	15 人	12 人	15 人	6 人	29 人	26 人	113 人

(3) 作業内容

就労移行支援事業所

就労移行支援	刊行物等の発送準備作業・縫製手芸品の生産
	その他、就労意欲の向上を図るため、会社見学等を実施

就労継続支援B型事業所

就労継続支援	刊行物等の発送準備作業・灯油缶等のバリ取り作業・食品の仕分け・袋詰め作業
	ろ紙の仕分け作業・袋物等縫製品の生産・販売

生活介護事業所

皮革工芸班	メガネスタンド・ネームホルダー等皮革工芸製品の製作・販売
縫製班	巾着・アームカバー等縫製手芸品の製作・販売
スリッパ班	家庭用スリッパの製作・販売
外作業班	椎茸の生産・販売
さくら班	デコクリップ・レジンのキーホルダー・組紐のブレスレット等の製作・販売
1班	さをりの製作・販売
2班	カッティングボード・コースター等木工製品の製作・販売
3班	さをりの製作・販売
草木の家	草木染めのハンカチ・バンダナ・くるみボタン・ポストカード等の製作・販売

2 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

(1) 特色及び支援内容

児童発達支援センター

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる歩行を獲得している満3歳以上の未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応、その他の必要な支援を行っています。

児童発達支援事業所

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる低年齢児から歩行獲得前の幼児に対して、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応、その他の必要な支援を行っています。

(2) 在園児の状況（令和7年4月1日現在）

児童発達支援センター

年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
男	0人	0人	4人	11人	7人	0人	22人
女	0人	0人	1人	4人	4人	0人	9人
計	0人	0人	5人	15人	11人	0人	31人

主な診断	人数
知的障害	11人
発達障害	1人
身体障害	0人
難病	0人
不明	19人
計	31人

児童発達支援事業所

年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
男	1人	0人	1人	0人	1人	3人
女	0人	0人	0人	2人	2人	4人
計	1人	0人	1人	2人	3人	7人

主な診断	人数
知的障害	1人
発達障害	0人
身体障害	6人
難病	0人
不明	0人
計	7人

3 地域活動支援センター

(1) 概要

創作実技講習会（陶芸・組紐・書道）、機能訓練（健康体操）、社会適応訓練（パソコン講習会）等を実施しています。福祉関係団体への会場提供も行っています。

(2) 事業及び利用状況

事業	年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
機能訓練		44回	200人	41回	206人	48回	142人	51回	157人
社会適応訓練		94回	325人	85回	259人	94回	304人	99回	385人
創作		207回	637人	218回	557人	217回	671人	181回	739人
その他		20回	62人	36回	79人	70回	130人	50回	166人
合計		365回	1,224人	380回	1,101人	429回	1,247人	381回	1,447人

(3) 利用者内訳

対 象	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障害者		288人	293人	315人	313人
聴覚障害者		0人	0人	0人	0人
肢体不自由者		606人	493人	516人	496人
その他の機能障害者		330人	315人	416人	508人
ボランティア		0人	0人	0人	130人
合計		1,224人	1,101人	1,247人	1,447人



「福祉の日デザイン画」 佳作 薄井 雄大

第7部 児童福祉



「福祉の日デザイン画」 佳作 平 佳子

令和7年度児童

		事業名	予算額(千円)
児童福祉施策	保 育 所	保育所運営	23,072,730
		認可外保育施設事業	1,418
		子育て支援センター事業 (市)	7,974
		地域子育て支援拠点事業 (重)	128,375
	私 立 幼 稚 園	私立幼稚園支援事業	2,128,762
	児 童 健 全 育 成	児童センター	49,072
		アドベンチャープレイ事業 (市)	13,331
		放課後児童健全育成事業	720
		結婚新生活支援事業	4,670
		おやこの遊びひろば事業 (重)	43,525
		子育てサポートプラザ事業 (重)	61,899
		地域子育て支援拠点・利用者支援事業 (重)	22,477
		ファミリー・サポート・センター事業	20,000
		鳩ヶ谷こども館事業	13,209
		子育て支援センター事業 (重)	10,072
		緊急サポートセンター事業	3,383
		赤ちゃんにっこり応援事業	57,012
		病児・病後児保育事業	68,818
		訪問型病児・病後児保育利用助成制度 (市)	734
	児 童 手 当 制 度	児童手当支給事業	13,079,384
	子 ども 医 療 費	子ども医療費支給事業	2,832,378
ひとり親家庭福祉施策	児 童 保 護	家庭児童相談事業	56,517
		要保護児童対策地域協議会事業	1,597
		子どものショートステイ事業	1,641
		子どものトワイライトステイ事業	266
		未就園児等全戸訪問事業	1,027
		ヤングケアラー支援事業	7,029
		発達相談支援事業	57,664
		子育て世帯訪問支援事業	11,080
	助 産 制 度	入院助産事業	15,176
	子どもの貧困対策	子どもの生活・学習支援事業	115,887
	青 少 年 健 全 育 成	青少年センター (市)	7,127
		野外活動施設 (市)	0
		青少年体験活動事業 (市)	2,663
		親子ふれあい事業 (市)	2,996
		明るい街づくり推進事業 (市)	1,185
		青少年団体活動支援事業 (市)	8,656
	い じ め 防 止	いじめ防止推進事業 (市)	2,890
	ひとり親家庭福祉	ひとり親家庭等医療費支給事業	244,090
		母子生活支援施設入所委託事業	27,977
		児童扶養手当支給事業	1,505,592
		ひとり親家庭自立支援給付金事業	37,478
		ひとり親家庭相談事業	12,614
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金 (市)	2,541
		母子等緊急一時保護事業 (市)	620

福祉事業の予算概要

(注) ①は単独事業 ②は重層的支援体制整備事業

事業内容
保育所等の運営に係る費用
認可外保育施設に対する集団指導研修の実施や保育室（企業または病院内に設置され、国の企業主導型保育事業該当施設を除く）に対する運営経費の一部補助
公設公営保育所3カ所において、子育て親子の交流促進、育児相談、講習など子育て支援を行う事業
地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える事業

私立幼稚園32カ所及び保護者に対する補助

児童センター3カ所（南平・芝・戸塚）において実施している児童健全育成事業
前川第6公園・南平児童交通公園の2カ所において外遊びを通じ児童健全育成を図る事業
民間放課後児童クラブの管理・指導や、不足する放課後児童支援員の数を増やすため、研修受講機会の確保を行う事業
若年世帯の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、少子化対策の強化を行うとともに市への定住を促進する事業
37カ所の地域施設の一室を利用して保育士を配置し、遊び場の提供、子育て相談などを行う事業
子育て親子の交流の促進、子育てに関する情報提供、育児相談、子育て講座などを行う事業
子育て世帯の保護者が、教育・保育・保健、その他の子育て支援を円滑に利用できるように支援する事業
仕事と家庭の両立支援のための住民参加による有償・有料の相互援助活動の運営を行う事業
鳩ヶ谷武道場の1階部分で実施している児童健全育成事業
南鳩ヶ谷地域子育て支援センターにて実施する、遊び場の提供、子育て相談などの子育て支援事業
病気又は病気の回復期の児童や宿泊を伴う児童の預かりを支援する事業
川口市で生まれた1歳未満の乳児を持つ保護者に対し応援金を支給する事業
病気又は病気の回復期で集団保育の困難な児童を一時保育する事業
児童が病気又は病気の回復期に、ベビーシッター等の派遣を受けた保護者に対し、利用料の一部を助成する事業

18歳年度末までの児童を養育するかたへ手当を支給する事業（令和6年10月分の手当より18歳年度末まで拡大）

18歳年度末までの子どもを対象に保険適用となる通院・入院医療費の一部を支給する事業（令和6年10月診療分より18歳年度末まで拡大）

こども家庭センター及び南平・芝児童センター内に設置している子ども家庭相談室の運営費等
要保護児童対策地域協議会の研修会及び児童虐待防止啓発活動の運営費等
保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を一時的に養育する事業
就業等により、夜間の養育が困難な児童を養育する事業
入所・入園等をしていない3・4・5歳児のいる家庭等を訪問し、養育環境の把握と子育てに関する相談と情報提供を行う事業
ヤングケアラーに関する相談への対応、及びヤングケアラーのいる家庭への家事支援等を行う事業
発達に特性のある児童及びその保護者、関係機関を対象に相談、施設等への訪問、親子教室等の支援を行う事業
家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦・多胎児がいる世帯を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業

児童福祉法第22条の規定に基づく制度

生活困窮世帯およびひとり親家庭の子どもに対する学習支援や食育支援を実施することで、子どもの生活向上を図る事業
--

市内8カ所において、青少年及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の研修、集会等の場を提供する施設
市内1カ所において、テントを使用したキャンプや野外集会ができる施設
青少年が生きる力を身に付け、将来、自立した社会生活が営めるよう、野外や地域における共同生活等の体験活動を実施する事業
青少年の育成の基本単位である家庭環境を望ましいものとするため、親子・家族を対象とした事業
市民組織の関係者が相互協力、連携のもと、愛情と熱意をもって、明るいつづくりの推進に向けた意識の高揚を図る事業
青少年の健全育成のための事業の実施や、体験活動の機会を提供する青少年団体等の活動を支援する事業

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例に基づく、いじめの防止、早期発見、対応のための事業
--

所得が一定額未満のひとり親家庭等に医療費の一部を支給して、生活の安定と自立の支援を図る事業
保護すべき母子の保護及び生活支援を母子生活支援施設に委託する事業
所得が一定額未満のひとり親家庭等に手当を支給して、生活の安定と自立の促進に寄与する事業
ひとり親家庭の自立を支援するため、職業能力開発等に関する講座の受講経費の一部等を給付する事業
ひとり親家庭のかたからの相談や養育費の確保を支援する事業
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の財源としての繰出金
やむを得ない事情で緊急的に宿泊場所等を必要とする母子等を一時保護し、保護期間中に他施策を活用してそのやむを得ない事情の解消を図る事業

第 1 章 子ども育成

第1章 子ども育成

第1節 児童健全育成

1 児童センター

(1) 目的

児童を対象に児童のあそびを指導するかた(児童厚生員)が児童に健全な遊びを与え、個別及び集団指導を行うとともに、夏まつりの行事や、親子教室・各種クラブ等の事業を実施し、児童の健全な育成を図るものです。

(2) 実施場所及び運営形態

南平 (指定管理者：社会福祉法人川口市社会福祉事業団 令和3年4月1日～令和8年3月31日)

芝 (指定管理者：㈱コマーム 令和3年4月1日～令和8年3月31日)

戸塚 (指定管理者：㈱コマーム 令和7年4月1日～令和12年3月31日)

(3) 利用者数 (令和6年度)

南平 18,486人

芝 25,061人

戸塚 51,015人

2 アドベンチャープレイ事業

(1) 目的

近年、都市化・核家族化が進む中、遊べない子・遊ばない子が増え、また遊びそのものの貧困さも目立ち、子ども達の心身の発達に大きな影響が生じていることから、子ども達の中に、豊かな遊びを復活させるため、子ども達の冒険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・社会性を高めるアドベンチャープレイ事業を実施し、児童の健全な育成を図るものです。

(2) 実施場所及び開始日

前川第6公園(前川2-13) 平成 2年10月14日

南平児童交通公園(弥平2-3) 平成11年 5月 8日

(3) 実施方法

①プレイリーダーハウスを拠点とし、火・水・木・土曜の週4日(休日、年末年始を除く)活動しています。

②上記の目的に基づき、次の事業を実施しております。

- ・ 遊びの提供や遊具(竹馬、こま、ペイゴマなど)の貸し出し
- ・ プレイリーダーによるイベントを市内各所で実施
- ・ プレイリーダー養成講座・研修の実施

(4) 利用者数 (令和6年度)

前川第6公園 15,724人

南平児童交通公園 19,446人

計 35,170人

3 おやこの遊びひろば事業

(1) 目的

地域のコミュニティーづくりの拠点として、全ての実施場所において、子育ての専門家である保育士を配置し、保護者との交流などを通して子育ての不安解消に努め、子どもの健全な育成を図るものです。

(2) 開始年月日 平成12年 4月 1日

(3) 内容

①場 所 公民館など37カ所 (中央ふれあい館・安行青少年センター・芝市民ホール・神根福祉センター
・旧ゆりヶ丘学園分場・ふれあいプラザさくら・本町青少年センター
・ワークファンルームを含む)

②実施時間 3時間または5時間(週1～3日)

③利用者数 28,860組・62,023人の親子(令和6年度)

4 子育てサポートプラザ事業

(1) 目的

つどいの広場事業、子育て支援総合コーディネート事業、利用者支援事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業と連携し、子育てに関する情報の提供や、乳幼児を持つ保護者と子どもが気軽に集い情報交換や育児相談などを行う場の提供を行い、地域における子育て支援機能の充実を図るものです。

(2) 開始年月日 平成18年10月2日

(3) 内容

- ①場所 ア.「子育てサポートプラザ」
イ.「子育てサポートプラザ『子育てひろばポッポ♡』」
- ②実施日 ア.月、水～土曜日
イ.月～金曜日
(「ア」、「イ」、いずれも休日・年末年始・実施場所の休館日は除く)
- ③利用状況 (令和6年度) ○つどいの広場事業
ア.延べ15,754人の親子が利用
イ.延べ10,012人の親子が利用
○子育て支援総合コーディネート事業
子育て音楽会 1回開催
子育て講座 11回開催
○利用者支援事業
個別相談年間利用件数 延べ1,961件

5 鳩ヶ谷こども館事業

(1) 目的

子育てにおける多くの親子の交流の場として、また、子どもたちの異年齢交流や各種体験活動の場として、当該事業の実施により、地域における子育て支援や児童健全育成を図るものです。

(2) 開始年月日 平成23年10月11日

(3) 内容

- ①場所 鳩ヶ谷武道場1階
- ②実施日 水～月曜日(休日・年末年始は除く)
- ③利用状況 利用者数20,488人(令和6年度)

6 南鳩ヶ谷地域子育て支援センター事業

(1) 目的

親子が気軽に集い、情報交換や育児相談ができるよう、子どもの遊び場の提供や子育て相談などを実施し、子育てに対する不安を解消するとともに、子どもの健全育成を図るものです。

(2) 開始年月日 平成24年5月1日

(3) 内容

- ①場所 南鳩ヶ谷保育所2階
- ②実施日 月、水～土曜日(火曜・日曜・休日・年末年始は除く)
- ③利用状況 利用者数5,849組 12,969人
(令和6年度)登録数595組

7 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 目的

安心して子育てができるよう、住民参加による有償・有料の相互援助活動を推進し、子育て中のかたが、子育ての援助を行えるかたに子どもを一時的に預かってもらえるサービスなどを実施することにより、地域の子育て環境の充実を図るものです。

(2) 開始年月日 平成13年 7月 1日

(3) 内容

生後6カ月～小学校6年生までの子どもをお持ちのかたに対して次のような援助を行います。

- ・保育所・幼稚園などへの送迎やその前後の預かり
- ・保護者の求職活動中の預かり

(令和6年度)

○会員総数 2,483人 年間利用件数 延べ 8,726件 (成立件数)

8 緊急サポートセンター事業

(1) 目的

仕事と育児の両立を図るとともに、地域での子育て支援機能を強化し、親が安心して子育てができる環境の充実を図るものです。

(2) 開始年月日 平成24年 4月 1日

(3) 内容

- (センターの業務) ①会員の募集及び登録その他会員組織に関する業務
②援助活動の調整に関する業務
③会員に対する研修に関する業務及び講習会の開催
④医療機関との連携体制整備
⑤早朝・夜間等の体制整備

- (サポート内容) ①病児・病後児の預かり
②宿泊を伴う子どもの預かり
③早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
④保育施設等の送迎

(令和6年度)

○会員総数 2,410人 年間利用件数 延べ1,228件 (成立件数)

9 病児・病後児保育事業

(1) 目的

保護者が就労している場合等において、児童が病気又は病気の回復期であり、集団保育もしくは自宅での育児が困難な期間、一時的にその児童を預かる事業を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とするものです。

(2) 委託施設名

病児保育室 バンビ (医療法人久恩会 下条医院 平成26年4月開設)

病児保育室 ユーカリ (有限会社ロード ひふみクリニック 令和元年9月開設)

病児保育室 Sunny (EXLIFE株式会社 令和4年2月開設)

病児保育室 Sunny川口駅前 (医療法人社団Sunny 令和5年7月開設)

(3) 対象

生後8週から小学校6年生までの児童で、次の状況にあるかた。

①病気又は病気の回復期であり、かつ当面症状の急変は認められない場合において、医療機関による入院・治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるもので、保育所等において集団保育が困難なかた。

②保護者が勤務等の都合により、家庭において保育が困難なかた。

(4) 利用状況 (各年度末現在)

施設名	年度	延べ利用 児童数	延べ 利用日数	うち利用料 免除児童	左記延べ 利用日数
バンビ	4	633人	224日	1人	1日
	5	692人	238日	0人	0日
	6	673人	228日	1人	1日
ユーカリ	4	200人	145日	0人	0日
	5	281人	174日	0人	0日
	6	221人	159日	0人	0日
Sunny	4	799人	218日	8人	7日
	5	874人	223日	0人	0日
	6	730人	219日	0人	0日
Sunny 川口駅前	5	535人	170日	0人	0日
	6	847人	224日	0人	0日

10 訪問型病児・病後児保育利用助成制度

(1) 目的

児童が病気又は病気の回復期にあつて集団保育等を行うことが困難な時期にベビーシッター等の派遣を受けた保護者に対し、当派遣に要した利用料の一部を助成することにより、保護者の経済的な負担の軽減と子育て支援の充実を図ることを目的とするものです。

(2) 開始年月日 平成28年 4月 1日

(3) 助成額

1時間につき1,000円を上限とし、入会金・年会費・登録料・交通費・食費等、時間保育以外の経費を除いた額の1/2とのいずれか低い額。

(4) 助成の条件（次のすべてに該当するかた）

ア お子さんとその保護者とも利用時及び申請時に市内に住所を有すること。

イ 利用時に0歳から小学校6年生までの児童であること。

ウ 国が行う「ベビーシッター派遣事業」の対象として認定を受けている民間事業者が実施する訪問型病児・病後児保育及び「川口市緊急サポートセンター事業」における病児・病後児の預かりの利用であること。

エ 原則ベビーシッター等の派遣前後7日以内に当該病気に関し医療機関で受診していること。

オ 利用の日から1年以内に申請すること。

(5) 実績

年度	延べ交付件数
4	60件
5	76件
6	55件

1 1 パパ・ママ応援ショップ事業

(1) 目的

県内の店舗・施設・企業等が割引やポイント・スタンプ等の優遇などの特典を提供することにより、子育て家庭を支援する事業です。地域・企業・行政が一体となって子育て家庭を応援しようという気運を盛り上げるとともに、子育て家庭が「地域・社会に支えられている」、「子どもを持ってよかった」と実感できる社会づくりを目的とするものです。

(2) 対象

- ・ 18歳に達する年度末までの児童がいるご家庭
- ・ 出産予定の妊婦のかたがいるご家庭

1 2 「赤ちゃんの駅」設置事業

(1) 目的

市の施設をおむつ替え又は授乳のできる施設として整備し、登録することにより、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを促進するものです。

(2) 開始年月日 平成22年 9月 1日

(3) 登録箇所数

年度	登録のある施設数	登録箇所数
6	77施設	160カ所

1 3 赤ちゃんにっこり応援事業

(1) 目的

子育て世代が住みやすいまちづくりの推進を目的とするものです。

(2) 開始年月日 平成27年12月 1日

(3) 支給額 対象乳児1人につき10,000円

(4) 対象

次のすべてに該当するかた。

ア 乳児が出生時において、市内に住所を有すること。

イ 交付申請時において、乳児が1歳未満であり保護者及び乳児が市内に住所を有すること。

(5) 実績

(キャッシュバック方式)

年度	延べ申請・請求件数	登録認定件数(交付件数)
元	2,057件	1,679件 (1,282件)
2	3,618件	2,070件 (1,788件)
3	3,943件	2,041件 (1,963件)

※令和3年度まで、乳児の育児用品の購入等費用に対し支給するキャッシュバック方式としていました。

(現金給付方式)

年度	支給件数
4	4,830件 (744件)
5	4,227件
6	4,133件

※令和4年度より、現金での一律給付方式へと改正いたしました。

※()内の件数は、令和3年度までのキャッシュバック方式分となります。

1 4 子どもの生活・学習支援事業

(1) 目的

子どもの貧困対策の一環として、生活の困窮や様々な課題を抱えた本市に暮らす子どもに対し、健全な日常生活の維持、自己肯定感やコミュニケーション能力の向上を通じて、将来の社会参加に目標を持った人格の形成に資するべく、これまでの生活困窮者自立支援法の学習支援事業を拡充した支援体制を構築するものです。

(2) 開始年月日 平成29年 4月 1日

(3) 内容

- ア 学習教室の開催
- イ 学習教室に併せた食育支援
- ウ 家庭訪問、電話による相談支援

(4) 実施箇所数

市内18カ所(令和7年度)

第2節 児童手当制度

1 児童手当

(1) 目的

児童を養育しているかたに児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するものです。

(2) 対象者

川口市に住民登録があり、18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育し家計を主に支えているかたに支給します。

支払は、年6回(偶数月)に分けて、前月分まで(2ヵ月分)を支給します。

※ 令和6年度の制度改正により、令和6年10月分(令和6年12月支払い)以降、所得制限の撤廃、高校生年代(18歳到達後、最初の3月31日までの間)まで支給期間の延長、支払い回数を年6回(偶数月)へ、第3子以降の増額とする改正が行われた。

(3) 手当額

【令和6年10月分から】

項目	年齢・区分	児童手当
手当月額	0歳～3歳未満(第1子・第2子)	15,000円
	0歳～3歳未満(第3子以降)	30,000円
	3歳～高校生年代(第1子・第2子)	10,000円
	3歳～高校生年代(第3子以降)	30,000円

【令和6年9月分まで】

項目	年齢・区分	児童手当
手当月額	0歳～3歳未満(一律)	15,000円
	3歳～小学生(第1子・第2子)	10,000円
	3歳～小学生(第3子以降)	15,000円
	中学生(一律)	10,000円
	特例給付【児童手当所得制限額以上の世帯の児童(一律)】	5,000円

※所得制限(制度改正により令和6年10月分から撤廃)

【所得制限限度額】一律控除の社会保険料相当額8万円加算済

扶養人数	0人	1人	2人
児童手当の所得制限限度額(所得額)	630万円	668万円	706万円
特例給付の所得上限限度額(所得額)	866万円	904万円	942万円

(4) 支給状況

年度	受給者	延べ支給児童数	支給金額
4	42,963人	810,713人	8,639,675,000円
5	42,158人	778,382人	8,338,280,000円
6	51,216人	833,052人	9,500,765,000円

第3節 子ども医療費

1 子ども医療費支給事業

(1) 目的

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るものです。

(2) 開始年月日 昭和48年 7月 1日

(3) 内容

各種医療保険に加入した子ども（18歳年度末）を養育している保護者に、子どもが医療機関にかかったときの保険医療の自己負担分（ただし、高額療養費、附加給付金、または他の法令に基づく公費負担額があるときは、支給額からその額を控除した額）を支給します。なお、入院時の食事療養費の負担は支給対象外です。

- ・平成14年1月1日診療分から入院の支給対象年齢を小学校就学前まで拡大。
- ・平成16年10月1日診療分から通院の支給対象年齢を小学校就学前まで拡大。
- ・平成19年4月1日診療分から市の指定した医療機関等での窓口払いを廃止。
- ・平成21年4月1日診療分から入院の支給対象年齢を15歳年度末（中学校3年生）まで拡大。
- ・平成24年10月1日診療分から通院の支給対象年齢を15歳年度末（中学校3年生）まで拡大。
※小・中学生にも受給資格証を交付
- ・平成25年10月から小・中学生を対象に所得制限及び税等の完納要件を導入。
- ・平成26年10月から小・中学生を対象に所得制限を廃止。
- ・令和4年10月から現物給付の適用範囲を県内保険医療機関等（医科・歯科・調剤）まで拡大。
- ・令和5年4月から市の指定した市内施術所等（柔道整復・あん摩マッサージ・はり・きゅう）での現物給付を実施。
- ・令和6年10月診療分より入院・通院ともに支給対象年齢を18歳年度末まで拡大するほか、小学生以上への支給制限を撤廃。

(4) 支給状況年次推移

年 度	登 録 者 数	医療費支給件数	医療費助成額
2	(就学前) 32,248人	424,511件	654,001,970円
	(小・中学生) 43,045人	418,988件	896,814,692円
	(合計) 75,293人	843,499件	1,550,816,662円
3	(就学前) 30,909人	504,825件	868,267,321円
	(小・中学生) 43,055人	465,096件	1,010,758,522円
	(合計) 73,964人	969,921件	1,879,025,843円
4	(就学前) 29,711人	512,254件	884,446,702円
	(小・中学生) 42,846人	499,023件	1,087,080,646円
	(合計) 72,557人	1,011,277件	1,971,527,348円
5	(就学前) 28,656人	597,344件	1,034,819,607円
	(小・中学生) 42,749人	617,938件	1,361,645,665円
	(合計) 71,405人	1,215,282件	2,396,465,272円
6	(就学前) 27,506人	561,466件	961,884,106円
	(小・中学生) 42,270人	636,960件	1,394,323,288円
	(高校生年代) 13,623人	48,068件	111,121,258円
	(合計) 83,399人	1,246,494件	2,467,328,652円

第4節 母子父子福祉

1 母子父子寡婦福祉資金貸付

(1) 目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦のかたの経済的自立の助成と、扶養している子の福祉増進のため、必要な資金の貸与を行っています。

(2) 対象者

20歳未満の子を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

(3) 資金の種類及び貸付限度額等

(令和7年4月1日現在)

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率 年	貸付対象
就学支度資金	小学校 64,300円 中学校 81,000円 高校(国公立) 150,000円 高校(私立) 410,000円 大学(国公立) 420,000円 大学(私立) 580,000円 等	卒業後 6カ月	20年以内	無利子	子
修学資金	高校月額(自宅通学) (国公立) 27,000円 (私立) 45,000円 大学月額(自宅通学) (国公立) 71,000円 (私立) 108,500円 等	卒業後 6カ月	20年以内	無利子	子
修業資金	月額 68,000円 (車の免許) (460,000円)	知識技能習得後 1年	20年以内	無利子	子
技能習得資金	月額 68,000円 (車の免許) (460,000円)	知識技能習得後 1年	20年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
就職支度資金	通常 110,000円 (車の購入) (340,000円)	1年	6年以内	無利子または 1.0%	母・父・子・寡婦
医療介護資金	(医療分) 通常 340,000円 非課税 480,000円 (介護分) 500,000円	医療介護 期間満了後 6カ月	5年以内	無利子または 1.0%	母・父・子・寡婦
生活資金	(技能習得分) 月額 141,000円 等	6カ月	20年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
転宅資金	260,000円	6カ月	3年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
住宅資金	(通常) 1,500,000円 (災害等) 2,000,000円	6カ月	6年以内 7年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
結婚資金	330,000円	6カ月	5年以内	無利子または 1.0%	子
事業開始資金	3,580,000円	1年	7年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦
事業継続資金	1,790,000円	6カ月	7年以内	無利子または 1.0%	母・父・寡婦

(4) 貸付決定状況年次推移

年度 区分	2		3		4		5		6	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
就学支度	33件	11,599千円	58件	18,713千円	28件	7,632千円	9件	1,992千円	8件	2,205千円
修 学	38件	101,340千円	67件	226,989千円	36件	138,966千円	22件	73,122千円	15件	65,973千円
修 業	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
技能習得	2件	1,224千円	1件	600千円	4件	3,654千円	2件	3,768千円	0件	0
就職支度	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
医療介護	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
生 活	2件	625千円	2件	1,372千円	3件	2,212千円	1件	105千円	1件	1,200千円
転 宅	1件	150千円	0件	0	3件	770千円	0件	0	1件	260千円
住 宅	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
結 婚	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
事業開始	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
事業継続	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
合 計	76件	114,938千円	128件	247,674千円	74件	153,234千円	34件	78,987千円	25件	69,638千円

2 ひとり親家庭等医療費支給事業

(1) 目的

所得が一定額未満の ひとり親家庭等に医療費の一部を支給することにより、その生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図るものです。

(2) 支給状況年次推移

年度	支給対象者数	医療費支給件数	医療費助成額
2	7,309人	79,639件	213,342,971円
3	6,944人	82,234件	220,779,976円
4	6,391人	82,217件	213,548,367円
5	6,249人	89,140件	233,115,184円
6	6,069人	90,545件	232,910,168円

3 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものです。

(1) 対象者

次のいずれかに該当する18歳に達する年度末まで（一定の障害がある場合は20歳未満）の児童を養育している父、母又は養育者。

支払は、5月、7月、9月、11月、1月、3月の6回に分けて、前月分まで（2カ月分）を支給します。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が一定の障害にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き一年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が引き続き一年以上拘禁されている児童
- ・ 父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童
※平成24年8月1日から、法改正により手当の支給対象となりました。
- ・ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 母が懐胎した当時の事情が不明な児童

(2) 受給者数等年次推移

年度	受給者数	手 当 月 額					
		児童1人目		児童2人目		児童3人目以降	
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
2	3,392人	43,160円	43,150円～10,180円	10,190円	10,180円～5,100円	6,110円	6,100円～3,060円
3	3,272人	43,160円	43,150円～10,180円	10,190円	10,180円～5,100円	6,110円	6,100円～3,060円
4	3,003人	43,070円	43,060円～10,160円	10,170円	10,160円～5,090円	6,100円	6,090円～3,050円
5	2,855人	44,140円	44,130円～10,410円	10,420円	10,410円～5,210円	6,250円	6,240円～3,130円
6	2,745人	45,500円	45,490円～10,740円	10,750円	10,740円～5,380円	6,450円	6,440円～3,230円

※手当額は年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて、その翌年の4月以降に改定されます。

4 ひとり親家庭自立支援給付金事業

(1) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

①目的

ひとり親家庭の母又は父が職業能力の開発のための講座を受講した場合に、その受講に要した費用の一部を給付し、もってひとり親家庭の自立の促進を図るものです。

(平成19年4月1日開始)

②給付対象者

ひとり親家庭の母又は父で、20歳未満の児童を扶養しており、職業能力の開発のための一定の講座を受講しようとするかた。

③給付内容

受講に要する経費の60%に相当する額を給付します。雇用保険法による教育訓練の受給資格を有しているかたは差額分のみ支給します。

(2) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

①目的

ひとり親家庭の母又は父が看護師等の一定の資格を取得するために養成機関で修業する期間のうち、一定期間について訓練促進給付金を支給することで、受講期間中の生活の安定と資格取得を支援し、もってひとり親家庭の自立の促進を図るものです。

(平成19年4月1日開始)

②給付対象者

児童扶養手当を受給しているかたと同等の所得水準にあるひとり親家庭の母又は父で、看護師等一定の資格の取得のため、1年以上養成機関において修業するかたであって、就業又は育児と修業との両立が困難と認められるかた。

※令和3年度以降に修業を開始する場合、6カ月以上の講座を受講するかたも含まれます。

③給付内容

修業期間中の全期間(上限4年)について訓練促進給付金月額100,000円(市民税均等割課税世帯については月額70,500円)を支給します。

なお、修業期間のうち、最後の12カ月については4万円を増額して支給します。

また、修了後に修了支援給付金50,000円(市民税均等割課税世帯については25,000円)を給付します。

5 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(1) 目的

中卒者や高校中退者のひとり親家庭の母、父又は扶養する子どもに対し、より良い条件での就業等に向けた学び直しを支援するための給付金を支給します。

(2) 給付対象者

20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母、父又はその家庭の20歳未満の子で、一定の要件を満たすかた。

(3) 給付内容

講座の受講にかかった経費の一部を対象に、講座を開始・修了、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、それぞれ割合に応じた給付金を支給します。

6 養育費確保支援事業

(1) 目的

養育費の取り決めを行うひとり親家庭の母又は父に対し、養育費に関する公正証書等の作成や保証契約を締結した際の必要経費を補助することで、養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るものです。

(2) 対象者

①公正証書等作成経費補助

養育費の取り決めのための経費を負担するとともに債務名義を有し、対象児童を扶養しているかた。

②養育費保証契約締結経費補助

児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準にあるひとり親家庭の母又は父で、養育費の取り決めのための経費と債務名義を有し、対象児童を扶養しているかた。

(3) 補助内容

①公正証書等作成経費補助

養育費の取り決めに要した経費のうち、公証人手数料や調停又は裁判に要した収入印紙代等について43,000円を上限に補助金を交付します。

②養育費保証契約締結経費補助

保証会社と養育費保証契約締結に要した経費のうち、初回保証料として負担した費用について50,000円を上限に補助金を交付します。

7 母子・父子自立支援プログラム策定事業

(1) 目的

就労による自立に意欲があるかたを対象に、個々の状況やニーズに沿った自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の自立の促進を図るものです。

(2) 対象者

ひとり親家庭の母又は父で、生活保護を受けていないかた。

配偶者からの暴力の被害者で、将来においてひとり親家庭の親となることが見込まれるかた。

第5節 施 設

1 児童遊園

児童遊園名	所 在 地	面 積 (㎡)	内 容	認可の有無
仁 志 町	西川口2-13	1,765	ブランコ・木製遊具・スベリ台・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・スプリング遊具・水飲み場	有
並 木 町	並木2-42	558	ブランコ・スベリ台・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・スパイラルカウンター・水飲み場	有
芝 辻	大字芝5155-1	862	ブランコ・スベリ台・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・水飲み場	有
朝 日 町	朝日6-2	857	ブランコ・スベリ台・砂場・照明灯・ベンチ・水飲み場	有
並 木 東	並木2-8	4,700	ブランコ・砂場・低鉄棒・水銀灯・ベンチ・水飲み場・シーソー・便所	有
前 川 1 丁 目	南前川1-6	882	ブランコ・スベリ台・低鉄棒・水銀灯・砂場・水飲み場・スプリング遊具	有

2 児童センター

名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)	構 造	延床面積 (㎡)	開所年月日
南平児童センター	末広3-7-21	1,322.37	鉄筋コンクリート造2階 建 2階部分	426.17	S 52.12. 4
芝児童センター	芝樋ノ爪1-12-8	1,527.46	鉄筋コンクリート造2階 建 2階部分	453.81	S 59. 4. 1
戸塚児童センター	戸塚南4-10-2	11,494.95 (全体)	鉄筋コンクリート造4階 建 4階部分の一部	582.63	H 17 .4. 1

第6節 青少年健全育成事業

1 青少年センター

(1) 目的

青少年及び青少年を健全に育成することを目的とする団体の研修、集会等の場を提供する施設として設置しています。

(2) 場所及び開所年月

西川口青少年センター	(西川口 6-16-29)	昭和 50 年 7 月
前川青少年センター	(前川 2-24-4)	昭和 52 年 2 月
元郷青少年センター	(元郷 2-1-11)	昭和 54 年 4 月
本町青少年センター	(本町 4-13-11)	昭和 54 年 5 月
並木青少年センター	(並木 3-20-1)	昭和 55 年 3 月
芝富士青少年センター	(芝富士 2-8-7)	昭和 55 年 10 月
安行青少年センター	(安行吉岡 1650-41)	昭和 57 年 5 月
栄町青少年センター	(栄町 1-2-19)	昭和 60 年 4 月

(3) 利用件数・利用者数（令和 6 年度）

西川口青少年センター	211 件	1,864 人		
前川青少年センター	286 件	1,440 人		
元郷青少年センター	128 件	1,394 人		
本町青少年センター	258 件	2,884 人		
並木青少年センター	103 件	817 人		
芝富士青少年センター	64 件	643 人		
安行青少年センター	377 件	4,696 人		
栄町青少年センター	343 件	3,416 人	計 1,770 件	17,154 人

2 野外活動施設

(1) 目的

テントを使用したキャンプや野外集会ができる施設で、青少年が野外活動を通して自然の大切さを学び、基礎的な生活力を習得し、社会性を高めるとともに青少年の健全育成及び青少年団体活動の促進を目的としています。

(2) 場所

神根青少年野外活動広場	(木曽呂 1401～1404) (令和 6 年 1 2 月利用終了)
新郷自然の森	(東本郷 2-8)

(3) 利用件数・利用者数（令和 6 年度）

神根青少年野外活動広場	36 件	1,405 人 (令和 6 年 1 2 月利用終了)
新郷自然の森	3 件	189 人

3 青少年体験活動事業

(1) 目的

青少年が生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、野外や地域における共同生活等の体験事業を実施するものです。

(2) 内容

①子ども自然体験村

野外生活を通して、自然や環境への理解を深めるとともに、異年齢の人たちとの交流の中で、自主性、協調性、忍耐力、社会性、思いやりの心を育むことを目的としています。

市内在学・在住の小学校5、6年生及び中学生を対象とし、キャンプを行います。

【実績】令和6年7月21日（日）～7月23日（火） 40人

小平の里（群馬県みどり市大間々町小平445）

②通学合宿

親元を離れ、共同生活をしながら通学することにより、家族の大切さを理解し、「生きる力」を身に付けることを目的としています。運営にあたっては、地域との連携を重視し、子どもたちが誇りや愛着を持てる地域づくりが実現できることを目指すものです。

市内の公民館2カ所を会場とし、小学4～6年生を対象として3泊4日の日程で公民館に寝泊りしながら学校に通学します。

【実績】令和6年6月26日（水）～6月29日（土） 17人

領家公民館（東領家3-1-8）

令和6年11月20日（水）～11月23日（土）20人

青木東公民館（青木2-11-33）

4 親子ふれあい事業

(1) 目的

青少年の育成の基本単位である家庭環境を望ましいものとするため、親子・家族を対象とした事業を実施するものです。

(2) 内容

①七つの祝い

来春、小学校に入学する子どもを招待し、青少年団体によるステージ等で、健やかな成長を祝福するものです。

【実績】令和6年10月14日（祝・月） グリーンセンター 984人

②親と子の音楽会

親子が音楽を通してふれ合うことにより、子どもの情操を養い、親子の信頼関係と温かい家庭環境の構築に資することを目的としています。

【実績】令和7年2月16日（日） 南平文化会館 306人

5 明るい街づくり推進事業

(1) 目的

市民組織の関係者が相互協力、連携のもと、愛情と熱意をもって、青少年の健全育成のため、明るい街づくりの推進に向けた意識の高揚を図ります。また、作文を通して、青少年が自らの存在や社会との関わりを認識するとともに、青少年に対する市民の理解を深めるものです。

(2) 内容

①明るい街づくり運動推進大会

青少年育成委員や青少年団体の指導者等が一堂に会し、青少年の健全育成と取組の一層の進展を期するものです。

【実績】 令和7年3月8日（土） 川口市民ホール フレンドィア 404人
青少年保護育成本部表彰、記念講演他

②小・中学生作文コンクール

小・中学生が感じたことや日常考えていることを作文にまとめ、自分の存在や社会との関わりについて認識させるとともに、青少年に対する市民の理解を深めることを目的としています。

【実績】 令和6年度

テーマ	小学生	「学校の楽しいところ」 「今、がんばっていること」
		中学生 「将来のために今、頑張っていること」 「住みやすい街とはどんな街か」
応募者	小学生	73人
	中学生	304人

6 青少年団体活動支援事業

(1) 目的

青少年の健全育成のための事業の実施や、体験活動の機会を提供する青少年団体等の活動を支援するものです。

(2) 内容

①青少年指導者養成講習会

青少年活動に役立つ技術講習を通して、指導者の能力と資質の向上を図り、地域の青少年団体のリーダーを養成し、青少年活動の活性化を図るものです。

【実績】 令和6年6月8日（土） 神根青少年野外活動広場 3人

②青少年育成交付金

青少年の健全育成事業の推進や、市内、小・中学校、高校の連携を図り、児童・生徒の校外の補導活動を行う団体に交付するものです。

【実績】 33団体（令和6年度）

③青少年団体活動交付金・青少年相談員協議会活動助成金

青少年の健全育成を目的とした活動を支援するため青少年団体に交付するものです。

【実績】14 団体（令和 6 年度）

④青少年野外活動助成金

青少年団体等に所属している団体に、ハイキング、施設見学その他野外活動に要する経費の助成を行い、団体の育成と活動の活発化を図ることを目的としています。

また、川口市の代表として全国大会・国際大会に出場する場合、国・県が実施している海外ボランティアに参加する場合も助成を行っています。

【実績】69 件（令和 6 年度）

第 7 節 いじめ防止推進事業

1 いじめ防止推進事業

（1）目的

「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」に基づき、いじめの防止、早期発見、対応のための「いじめから子どもを守る委員会」を設置し、いじめに関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行います。

（2）開始年月日 平成 2 9 年 4 月 1 日

（3）内容

- ア いじめ（いじめの疑いがある場合を含む）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- イ いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと。
- ウ 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

（4）相談状況（令和 6 年度）

学 年 校 種	ケ ー ス 数						
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
小 学 校	3	3	2	6	7	5	26
中 学 校	0	4	1				5
高 校	3	1	0				4
そ の 他	4						4
							39

※うち委員面接相談実施 13 ケース （延べ 23 回）

第2章

子育て相談

第2章 子育て相談

第1節 児童保護

1 こども家庭センター

子どもとその家庭や妊産婦などを対象に、その福祉に関し必要な支援にかかる業務全般を行います。
令和6年度から、こども家庭センターとして業務を実施しています。

(1) 相談体制

担当職員 25名(うち13名が会計年度任用職員)

相談時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始休み)

(2) 相談状況年次推移

(単位:件)

年度	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
2	332	851	4	0	0	6	0	0	19	5	1	81	55	10	189	35	1,588
3	356	885	5	0	0	4	1	2	19	0	2	66	64	4	148	37	1,593
4	368	836	6	0	0	1	3	4	15	3	4	84	58	4	159	40	1,585
5	425	889	3	1	0	1	0	1	16	2	2	45	38	5	216	31	1,675
6	406	1077	3	0	0	4	0	1	10	0	3	48	31	7	186	38	1,814

(3)ペアレント・トレーニング

お子さんの行動に困っていて、子育てを難しいと感じている保護者のために、子どもの行動の特徴を理解し、効果的で具体的な対応方法をグループ(6～8名)で学び練習する講座です。

(平成21年度～)

年度	前期	後期
2	中止	6人
3	6人	
4	6人	
5	6人	
6	7人	

(4) 子育て練習講座 はっぴい♡ステップ ～おこってばかりにさようなら～

子育てに悩む保護者のために、適切なしつけ方をグループ(7～8名)で練習する講座です。

(平成26年度～)

年度	前期	後期
2	4人	3人
3	3人	
4	4人	
5	7人	
6	6人	

2 子ども家庭相談室

(1) 趣旨

家庭における児童の養育に関する問題について、相談に応じるための「子ども家庭相談室」を身近なところで気軽に利用できるよう児童センター内に設置しています。

(2) 設置場所

- ①芝子ども家庭相談室（芝児童センター内） 芝樋ノ爪 1-12-8 電話
②南平子ども家庭相談室（南平児童センター内） 末広3-7-21 電話 225-6848

(3) 相談体制（全相談室共通）

相談日 土曜日（祝日を除く）午前9時30分から午後4時30分

※相談員1名（会計年度任用職員）が、相談業務に当たります。

(4) 設置

- ①芝子ども家庭相談室（昭和61年4月1日）
②南平子ども家庭相談室（平成元年4月1日）

(5) 相談受付件数

年度	しつけ	人間関係	性格・行動	発達問題	その他	計
2	86件	0件	53件	5件	320件	464件
3	71件	0件	5件	11件	507件	594件
4	43件	0件	12件	9件	462件	526件
5	55件	0件	19件	0件	375件	449件
6	44件	0件	59件	1件	462件	566件

(6) 相談指導取扱件数

年度	電話相談	来室相談	その他	計
2	46件	418件	0件	464件
3	44件	550件	0件	594件
4	107件	348件	71件	526件
5	48件	275件	126件	449件
6	287件	163件	116件	566件

3 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童等を早期に発見し、適切な支援を行うため、「川口市子ども虐待防止ネットワーク」を再編し、「川口市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

(1) 設置年月日 平成18年12月25日

(2) 構成機関 福祉、保健、医療、教育、警察、司法等の18機関のほか、児童の健全育成のために必要とする関係者

実施回数

年度	代表者会議	実務者会議	個別検討会議	研修会
2	1回	32回	113回	1回
3	1回	32回	87回	1回
4	1回	32回	154回	1回
5	1回	32回	125回	1回
6	1回	32回	120回	2回

4 子どものショートステイ事業

家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童を1週間程度、児童福祉施設等において養育することにより、児童とその家庭の福祉の向上を図るものです。(平成8年4月1日開始)

(1) 委託施設 市内児童福祉施設 1 カ所、市外児童福祉施設 2 カ所、市内里親宅

実施日数

年度	日数
2	0
3	2
4	38
5	135
6	88

5 子どものトワイライトステイ事業

児童の保護者が仕事等で、夜間に児童の養育が困難になった場合に、一時的に児童福祉施設等において養育することにより、児童とその家庭の福祉の向上を図るものです。(平成8年4月1日開始)

(1) 委託施設 市外児童福祉施設 1 カ所、市内里親宅

6 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問支援員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保するものです。

訪問結果

年度	訪問世帯数	延べ訪問世帯件数
2	155世帯	327件
3	144世帯	714件
4	169世帯	634件
5	124世帯	679件
6	124世帯	522件

7 未就園児等全戸訪問事業

市内に居住し、保育所・幼稚園・認定こども園等への入所・入園等をしていない3・4・5歳児のいる家庭等を訪問し、子どもと養育者の心身の状況や養育環境を把握して必要時関係機関と連携し支援につなげます。また、家庭での困りごとを聴取して、助言や社会資源の情報提供、市が実施している子育て支援事業の利用勧奨を実施し、必要に応じて利用手続きの支援を行います。

令和6年度

対象件数 834件
訪問済件数（調査・確認済含む） 822件
継続（次年度繰越）件数 12件

8 ヤングケアラー支援事業

本来大人がすると想定されている家事等を日常的に担うヤングケアラーの負担を軽減するための支援を行います。

○主な支援内容

- ①相談専用ダイヤルの開設
- ②ヤングケアラー・コーディネーターの配置
- ③家事等支援事業
- ④ヤングケアラー支援金の給付

ヤングケアラー相談件数

年度	件数	実人数
5	72件	70人
6	52件	50人

9 発達相談支援事業

子どもの発達に不安をもつ保護者が、相談先に迷うことなく、安心して相談できる相談機関として、令和2年4月、子ども発達相談センター「るるる」を開設しました。

福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のある子どもを、地域全体で支えるための基盤整備を行います。

(1) 実施事業

- ① 発達相談(電話、訪問、来所)
- ② 専門相談(児童の発達に精通した小児科医、公認心理師・臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士)
- ③ 親子教室(2歳児クラス、3歳児クラス、4・5歳児クラス)
- ④ 施設訪問(巡回支援事業、小学校1年生訪問事業)
- ⑤ 保護者支援事業(ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング等)
- ⑥ 児童の発達の特性に係る理解の促進に関する事業

(2) 実績

年度	電話相談		来所相談		訪問相談		医療相談	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
4	1,373人	2,585人	970人	1,854人	26人	30人	18人	18人
5	1,291人	2,598人	883人	1,547人	24人	27人	14人	14人
6	1,223人	2,807人	756人	1,248人	30人	40人	7人	7人

○巡回支援事業

年度	訪問回数	延べ人数
4	102回	261人
5	99回	261人
6	92回	237人

○親子教室

2歳児（2歳児には、年度途中で2歳になった子どもを含む。）

年度	実施回数	実組数	延べ組数
4	130回	164組	539組
5	119回	133組	550組
6	127回	140組	585組

3歳児

年度	実施回数	実組数	延べ組数
4	36回	55組	167組
5	36回	41組	137組
6	35回	63組	183組

4・5歳児

年度	実施回数	実組数	延べ組数
4	47回	81組	229組
5	47回	72組	222組
6	45回	73組	217組

10 子育て世帯訪問支援事

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯及び妊産婦がいる世帯等の居宅を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援・育児支援を行う事業です。

令和6年度

延べ実施件数	116件	延べ利用時間	235時間	実利用世帯数	9世帯
--------	------	--------	-------	--------	-----

第2節 助産制度

1 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院出産ができない妊産婦に対し、助産を行っています。

(1) 市内助産施設

施設名	定 員	認可年月日
川口市立医療センター	5人	昭和49年6月1日
済生会川口総合病院	5人	昭和44年6月1日
埼玉協同病院	2人	昭和60年3月7日

(2) 適用状況年次推移

施設名 \ 年度	2	3	4	5	6
川口市立医療センター	13件	7件	8件	12件	8件
済生会川口総合病院	4件	3件	5件	5件	0件
埼玉協同病院	3件	9件	10件	14件	3件
その他市外施設	1件	2件	2件	1件	0件
合 計	21件	21件	25件	32件	11件

第3節 母子父子福祉

1 母子生活支援施設への入所

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けることがある場合に、その保護者と児童を母子生活支援施設において保護します。

2 母子等緊急一時保護

やむを得ない事情で住居等での居住が困難で、緊急的に宿泊場所等を必要とする母子等に、そのやむを得ない事情を解消するため、宿泊場所を提供して一時保護します。

第 3 章 保 育

第3章 保 育

第1節 保 育

1 保育所等運営

保育所等201カ所（公設公営26カ所・公設民営15カ所・民設民営92カ所・地域型保育60カ所・認定こども園8カ所）設置されており、運営にあたっては国の示す基準等に準拠し、多様化する保育事業の内容の向上を図っています。

（1）就学前児童数年次推移

（各年度4月1日現在）

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
3	4,150人	4,577人	4,707人	4,747人	4,922人	5,078人	28,181人
4	3,974人	4,189人	4,500人	4,601人	4,683人	4,861人	26,808人
5	3,822人	4,051人	4,188人	4,435人	4,574人	4,660人	25,730人
6	3,797人	3,903人	4,027人	4,148人	4,449人	4,557人	24,881人
7	3,685人	3,860人	3,838人	3,945人	4,103人	4,421人	23,852人

（2）保育所入所実施状況年次推移

（各年度4月1日現在）

年度	区 分	児 童 数						計
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
3	保育所	定 員	692人	1,391人	1,664人	6,546人		10,293人
		入所数	557人	1,445人	1,719人	1,961人	1,943人	9,513人
		入所率	80.5%	103.9%	103.3%	88.5%		92.4%
	地域型保育	定 員	217人	437人	424人			1,078人
		入所数	128人	374人	391人			893人
		入所率	59.0%	85.6%	92.2%			82.8%
	こども認定園	定 員	9人	28人	34人	120人		191人
		入所数	9人	28人	34人	40人	44人	207人
		入所率	100.0%	100.0%	100.0%	113.3%		108.4%
4	保育所	定 員	710人	1,434人	1,706人	6,717人		10,567人
		入所数	584人	1,465人	1,716人	1,983人	1,959人	9,638人
		入所率	82.3%	102.2%	100.6%	87.4%		91.2%
	地域型保育	定 員	221人	450人	438人			1,109人
		入所数	134人	359人	387人			880人
		入所率	60.6%	79.8%	88.4%			79.4%
	こども認定園	定 員	15人	43人	52人	174人		284人
		入所数	14人	43人	52人	49人	57人	264人
		入所率	93.3%	100.0%	100.0%	89.1%		93.0%
5	保育所	定 員	716人	1,442人	1,716人	6,813人		10,687人
		入所数	588人	1,467人	1,734人	1,975人	2,000人	9,730人
		入所率	82.1%	101.7%	101.0%	87.2%		91.0%
	地域型保育	定 員	220人	450人	438人			1,108人
		入所数	119人	383人	390人			892人
		入所率	54.1%	85.1%	89.0%			80.5%
	こども認定園	定 員	21人	55人	64人	234人		374人
		入所数	15人	54人	57人	78人	76人	364人
		入所率	71.4%	98.2%	89.1%	101.7%		97.3%
6	保育所	定 員	716人	1,456人	1,731人	6,864人		10,767人
		入所数	580人	1,487人	1,750人	2,028人	2,003人	9,870人
		入所率	81.0%	102.1%	101.1%	88.2%		91.7%
	地域型保育	定 員	201人	447人	436人			1,084人
		入所数	99人	359人	402人			860人
		入所率	49.3%	80.3%	92.2%			79.3%
	こども認定園	定 員	21人	65人	76人	285人		447人
		入所数	19人	65人	76人	95人	109人	474人
		入所率	90.5%	100.0%	100.0%	110.2%		106.0%
7	保育所	定 員	715人	1,461人	1,734人	6,871人		10,781人
		入所数	579人	1,482人	1,736人	2,004人	1,995人	9,806人
		入所率	81.0%	101.4%	100.1%	87.5%		91.0%
	地域型保育	定 員	182人	451人	442人			1,075人
		入所数	104人	411人	396人			911人
		入所率	57.1%	91.1%	89.6%			84.7%
	こども認定園	定 員	27人	89人	104人	465人		685人
		入所数	27人	89人	104人	137人	143人	645人
		入所率	100.0%	100.0%	100.0%	91.4%		94.2%

(3) 延長保育実施状況

通常の保育時間（短時間認定8時間、標準時間認定11時間）以降に延長保育を実施しています。

保育所名	延長保育 終了時間	在籍児童数 (4月1日現在)	延長利用者数 (4月末現在)	延長利用率
栄町保育所	午後7時00分	72人	14人	19%
横曽根保育所	午後7時00分	92人	18人	20%
仲町東保育所	午後7時00分	91人	8人	9%
南青木保育所	午後8時00分	132人	30人	23%
青木北保育所	午後7時00分	38人	10人	26%
上青木西保育所	午後7時00分	110人	22人	20%
前川保育所	午後7時00分	99人	16人	16%
前川南保育所	午後7時00分	72人	9人	13%
あさひ保育所	午後7時00分	62人	13人	21%
朝日北保育所	午後7時00分	59人	14人	24%
朝日西保育所	午後7時00分	106人	23人	22%
新郷峯保育所	午後7時00分	89人	18人	20%
根岸北保育所	午後7時00分	84人	17人	20%
芝保保育所	午後7時00分	64人	14人	22%
芝園保育所	午後7時00分	80人	18人	23%
芝中央保育所	午後7時00分	97人	12人	12%
芝西保育所	午後7時00分	74人	22人	30%
芝北保育所	午後7時00分	83人	11人	13%
安行保育所	午後7時00分	113人	27人	24%
戸塚保育所	午後7時00分	101人	19人	19%
戸塚西保育所	午後8時00分	124人	39人	31%
桜保保育所	午後8時00分	72人	17人	24%
里保保育所	午後8時00分	97人	28人	29%
南鳩ヶ谷保育所	午後8時00分	103人	37人	36%
三ツ和保育所	午後8時00分	60人	12人	20%
戸塚しらぎく保育園	午後7時00分	101人	28人	28%
戸塚のぞみ保育園	午後7時00分	76人	19人	25%
並木南保育所	午後7時00分	100人	33人	33%
神根保育所	午後7時00分	119人	27人	23%
新郷保保育所	午後7時00分	118人	13人	11%
青木保保育所	午後7時00分	64人	22人	34%
芝高木保育所	午後7時00分	89人	24人	27%
川口駅前保育園	午後8時00分	131人	36人	27%
川口西保育園	午後8時00分	139人	42人	30%
本町保育所	午後8時00分	105人	40人	38%
上青木保育所	午後8時00分	107人	26人	24%
並木東保育園	午後7時00分	87人	16人	18%
南平保育園	午後7時00分	127人	34人	27%
芝南保育園	午後7時00分	115人	23人	20%
領家保育園	午後7時00分	86人	14人	16%

保育所名	延長保育 終了時間	在籍児童数	延長利用者数	延長利用率
安 行 東 光 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	82人	23人	28%
ア ケ ボ ノ 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	58人	9人	16%
し い の み 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	59人	11人	19%
レ オ 保 育 園 川 口	午後 7 時 0 0 分	88人	27人	31%
カ ル チ ャ ー 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	49人	10人	20%
赤 芝 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	62人	11人	18%
ま な び の 森 川 口 こ ど も 園	午後 7 時 0 0 分	99人	22人	22%
コ ン ビ プ ラ ザ 川 口 東 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	65人	18人	28%
ア ス ク 東 川 口 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	87人	36人	41%
鳩 笛 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	18人	人	0%
ワ ー ル ド 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	39人	7人	18%
あ い う 園	午後 7 時 0 0 分	44人	6人	14%
フォーマサ― 保 育 園（第1・2分園含）	午後 7 時 0 0 分	156人	55人	35%
まなびの森 川口リボンシティ 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	69人	38人	55%
う い ず 川 口 西 口 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	69人	26人	38%
汽 車 ぼ っ ぽ 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	50人	7人	14%
う い ず 戸 塚 安 行 駅 前 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	44人	10人	23%
赤 芝 第 二 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	56人	7人	13%
お さ な ご 園	午後 7 時 0 0 分	90人	12人	13%
東 川 口 鳩 笛 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	69人	10人	14%
は と が や 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	85人	21人	25%
い ち ご 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	40人	13人	33%
ど ん ぐ り 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	68人	10人	15%
鳩 ケ 谷 め ぐ み 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	59人	10人	17%
マ リ ヤ 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	30人	3人	10%
い ち ご み な み 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	60人	16人	27%
バ ン ビ 保 育 園 み ど り	午後 7 時 0 0 分	67人	12人	18%
う い ず 川 口 本 町 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	87人	23人	26%
う い ず 川 口 東 口 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	59人	18人	31%
フ ォ ー マ ザ ー 西 立 野 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	89人	31人	35%
ま な び の 森 保 育 園 川 口	午後 8 時 0 0 分	71人	28人	39%
う い ず 川 口 元 郷 駅 前 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	75人	18人	24%
太 陽 の 子 川 口 幸 町 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	64人	22人	34%
汽 車 ぼ っ ぽ 第 2 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	70人	14人	20%
ス テ ラ 川 口 戸 塚 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	76人	23人	30%
川 口 お お ぞ ら 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	87人	24人	28%
か わ ぐ ち こ こ ろ 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	88人	16人	18%
太 陽 の 子 南 鳩 ケ 谷 駅 前 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	67人	22人	33%
川 口 星 の 子 保 育 園	午後 7 時 0 0 分	60人	16人	27%
み ど り ご 園	午後 7 時 0 0 分	87人	17人	20%
川 口 す み れ 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	74人	25人	34%
保 育 所 ま あ む 川 口 東 口 園	午後 8 時 0 0 分	49人	14人	29%
インフィニティ 保 育 園 柳 崎 園	午後 7 時 0 0 分	35人	6人	17%
リ ト ル 宙 保 育 園	午後 8 時 0 0 分	47人	20人	43%

保育所名	延長保育 終了時間	在籍児童数	延長利用者数	延長利用率
プリスクレール・ディゾ・アンジェ川口戸塚	午後８時００分	54人	14人	26%
川 口 ま り ー な 保 育 園	午後７時００分	62人	19人	31%
西 川 口 ク マ さ ん 保 育 所	午後８時００分	97人	23人	24%
た い よ う 保 育 園 中 青 木 園	午後７時００分	84人	22人	26%
い ち ご ひ が し 保 育 園	午後７時００分	57人	12人	21%
み ら い 保 育 園	午後７時００分	92人	12人	13%
バ ン ビ 保 育 園 あ さ ひ	午後７時００分	72人	7人	10%
う ぐ す 保 育 園 川 口 戸 塚	午後７時００分	65人	17人	26%
川 口 き ら ら 保 育 園	午後７時００分	62人	10人	16%
K I D S O N E O H A N A 川 口	午後７時３０分	41人	5人	12%
元 郷 ま り ー な 保 育 園	午後７時００分	77人	19人	25%
キ ッ ズ ラ ン ド 川 口 金 山 町 園	午後７時００分	41人	18人	44%
あ お い 保 育 園	午後７時００分	86人	18人	21%
川 口 木 曾 呂 ゆ た か 保 育 園	午後７時００分	60人	17人	28%
た い よ う 保 育 園 東 川 口 園	午後７時００分	87人	17人	20%
川 口 青 木 お お ぞ ら 保 育 園	午後８時００分	88人	26人	30%
彩 の 実 保 育 園	午後７時００分	106人	29人	27%
ス キ ッ プ 川 口 保 育 園	午後７時００分	65人	11人	17%
正 光 寺 保 育 園 鳩 ケ 谷 園	午後７時００分	53人	9人	17%
は ち ま ん ぎ 保 育 園	午後７時００分	74人	6人	8%
ふ る ー る 保 育 園 川 口 本 町	午後７時００分	58人	15人	26%
は な に こ 保 育 園	午後７時３０分	31人	3人	10%
川 口 ア イ 保 育 園	午後７時３０分	67人	10人	15%
か わ ぐ ち 杜 の 保 育 園	午後７時００分	42人	15人	36%
さ く ら そ う 保 育 園 元 郷	午後７時００分	60人	11人	18%
アートチャイルドケア川口くれよん保育園	午後７時００分	51人	11人	22%
東 川 口 あ ら 川 保 育 園	午後７時３０分	77人	21人	27%
プリスクレール・ディゾ・アンジェ戸塚安行	午後８時００分	29人	6人	21%
そ よ 風 保 育 園 戸 塚 園	午後７時００分	66人	9人	14%
ア ル タ キ ッ ズ 鳩 ケ 谷 園	午後７時００分	43人	5人	12%
み ず ほ 保 育 園 川 口 里	午後７時００分	86人	19人	22%
川 口 安 行 ま り ー な 保 育 園	午後７時００分	76人	24人	32%
い ろ は 園	午後７時００分	39人	9人	23%
Gakken ほ い く え ん 川 口 芝	午後８時３０分	69人	12人	17%
鳩 ケ 谷 キ ッ ズ ラ ン ド	午後７時００分	89人	29人	33%
プリスクレール・ディゾ・アンジェ安行藤八	午後７時００分	63人	9人	14%
K I D S O N E 川 口	午後７時００分	28人	1人	4%
西 青 木 ク マ さ ん 保 育 所	午後７時００分	103人	23人	22%
ひ ふ み 保 育 園	午後７時００分	56人	11人	20%
ドルフィン・キッズ保育園川口	午後７時００分	55人	13人	24%
東 か わ ぐ ち ポ ポ ロ 保 育 園	午後７時００分	51人	10人	20%
た い よ う 保 育 園 川 口 本 町 園	午後７時００分	49人	11人	22%
な ぎ さ 川 口 宮 町 保 育 園	午後７時００分	84人	18人	21%
汽 車 ぼ っ ぽ 保 育 園 き ぞ ろ	午後７時００分	83人	12人	14%
ミ ラ ッ ツ 川 口 保 育 園	午後７時００分	74人	7人	9%
コマーシャルサリー樹モール	午後８時００分	60人	2人	3%
コマーシャルサリー本町	午後７時３０分	49人	12人	24%
第２東川口鳩笛保育園	午後７時００分	60人	10人	17%
川 口 ふ た ば こ ど も 園	午後７時００分	373人	26人	7%
み の り こ ど も 園	午後７時００分	100人	1人	1%
認 定 こ ど も 園 清 泉 幼 稚 園	午後７時００分	260人	13人	5%
認 定 こ ど も 園 新 郷 南 幼 稚 園	午後７時００分	163人	7人	4%
安 行 こ ど も 園	午後７時００分	197人	7人	4%
認 定 こ ど も 園 川 口 さ か え 幼 稚 園	午後７時００分	145人	3人	2%
川 口 し ら ぎ く 幼 稚 園	午後７時００分	166人	60人	36%
西 川 口 幼 稚 園	午後６時４５分	144人	10人	7%
計		11,354人	2,408人	21%

(4)障害児

保育を必要とする、障害の程度が中程度までで日々の通所及び集団保育が可能な児童を保育所で受け入れています。

入所実施年次推移

(各年度4月1日現在)

年 度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
入所人数	184人	194人	250人	303人	305人

(5)民設民営保育所等への補助

民設民営保育所等に対し各種補助を行っています。下記の事業を実施した場合、補助基準に従い補助金を交付します。

補助事業名	補助内容	補助基準 【負担割合】
一時預かり事業	家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児について、保育所で預かるために必要な経費	年間延べ利用者数に応じて設定 年額1,473,000円(50人未満)～ 年額11,180,000円(3,900人以上4,500人未満) 【国・県・市各1/3】
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供、子育て等の相談や情報提供、子育て支援に関する講習等の実施に必要な経費(専任職員2名以上配置)	・3～4日型 職員3名以上 年額7,688,000円 職員2名 年額6,088,000円 ・5日型 常勤1名以上 年額10,306,000円 非常勤職員のみ 年額7,113,000円 【国・県・市各1/3】
延長保育事業	保護者の就労、残業、通勤の遠隔化等による延長保育の実施に必要な経費	・30分延長 年額 600,000円 ・1時間延長 年額1,760,000円 ・2時間延長 年額2,761,000円 【国・県・市各1/3】
保育体制強化事業	保育士の負担軽減、離職防止を図るため、保育支援者を配置するために必要な経費	・保育支援者の配置 月額100,000円 ・園外活動の見守り等 月額 45,000円 ・スポット支援員の配置 月額 45,000円 【国1/2 県市各1/4】
保育士宿舍借り上げ支援事業	保育所の事業者が保育士用の宿舍を借り上げるために必要な経費	一戸あたり 月額75,000円 ※令和元年度から引き続き令和2年度において本事業の対象者であって、令和3年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舍に入居している場合は月額82,000円 【国1/2 県1/8か1/4か負担なし 市・事業者 3/16か1/8か1/4】
保育補助者雇上強化事業	保育士の勤務環境改善、保育人材確保を図るため、保育士資格のない保育補助者を雇い上げるために必要な経費(保育補助者は資格取得に努めるもの)	・定員121人未満の施設 ～3年未満 年額1,953,000円 3年以上7年未満 年額2,441,000円 7年以上 年額3,255,000円 ・定員121人以上の施設 ～3年未満 年額3,906,000円 3年以上7年未満 年額4,882,000円 7年以上 年額6,510,000円 【国3/4 市1/4】
乳児用呼吸モニター購入費補助事業	0歳児(生後6カ月未満)の睡眠中の呼吸を常時測定する乳児用呼吸モニターの購入に必要な経費	1台につき80,000円 【国1/2 市・事業者各1/4】

補助事業名	補助内容	補助基準 【負担割合】
保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）	保育士の業務負担軽減を図るためのシステム導入に要した経費	・ 1 機能の場合、1 施設当たり200,000円（併せて端末購入等を行う場合700,000円） ・ 2 機能の場合、1 施設当たり400,000円（併せて端末購入等を行う場合900,000円） ・ 3 機能の場合、1 施設当たり600,000円（併せて端末購入等を行う場合1,100,000円） ・ 4 機能の場合、1 施設当たり800,000円（併せて端末購入等を行う場合1,300,000円） 【国1/2 市・事業者各1/4】
一歳児担当保育士雇用事業	一歳児担当保育士1人につき1歳児4人以下での保育の実施に必要な経費	1 歳児1人につき 月額20,000円 ただし、1 歳児配置改善加算を適用する場合は、単価から1 歳児配置改善加算の単価を減じた額を補助単価とする。また、要件として、①処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。②業務においてICTの活用していること。 【市単独】
低年齢児途中入所促進事業	低年齢児担当保育士の雇用に係る経費のうち低年齢児の未充足により不足する経費	未充足0 歳児 1 人につき月額80,000円 未充足1・2 歳児 1 人につき月額50,000円 （対象月：4月～8月） 【市単独】
障害児保育事業	市が必要と認める児童	障害児担当保育士1人につき 月額230,000円 【市単独】
保育所等運営充実事業	保育所の運営を充実させ、公立保育所との格差を緩和し、保育内容の向上を図るために要する経費	・施設割 年額 380,000円(認可定員90名まで) 年額4,750,000円(認可定員91名以上) ・児童割 在籍児童1人につき月額2,000円 (上半期月額2,000円、下半期月額1,800円) ・嘱託医師雇用助成費 市基準と運営費算入額の差に対し年額上限84,590円 ・損害賠償保険料助成費 年額上限10,000円 【市単独】
保育士賃金補助事業	保育士確保のため、1日6時間かつ月20日以上雇用契約を締結する保育士若しくは月の労働時間が120時間以上となる雇用契約を締結する保育士への賃金補助に要した経費	補助対象経費（{保育士1人あたり月額2,000円から上限28,000円}×実施月数）の3/4 ※2,000円単位 【市単独】
潜在保育士就職準備補助金事業	保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（潜在保育士）の再就職支援を図るため、再就職の準備に必要な経費を保育士に補助する。ただし、2年間保育士業務に従事するもの。	潜在保育士1人につき 100,000円 【市単独】

(6) 私立幼稚園

幼児が、生活や遊びの中で様々な体験を通して、情緒的・知的な発達と共に社会性を養い、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基盤を育み、学校教育の始まりである幼稚園で、基本的な生活習慣を身に付け、学習意欲を養い、小学校生活がスムーズにスタート出来るよう教育環境の整備をします。

(各年5月1日現在)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
幼稚園数	39園	38園	37園	36園	32園
定員	10,600人	10,120人	9,910人	9,700人	8,285人
在籍数	7,870人	6,935人	6,213人	5,422人	4,484人

(7) 私立幼稚園への補助

私立幼稚園に対し、教員の研修や幼児、教員の健康診断に対し補助を行っています。

また、保護者に対し保育料等の補助を行うことにより、経済的負担の軽減を図っています。

<園児保護者入園料補助金>

私立幼稚園及び認定こども園（教育保育給付認定1号）へ入園した園児の保護者に対して補助金を交付しています。

補助額：40,000円（一律）

<私立幼稚園設備資金借入利子助成>

対 象 幼稚園施設設備の新設、改善等のため資金を借入れた幼稚園が対象です。

助成金額 借入額にかかわらず8,000万円を限度として、年利率1/2の利子助成しています。

期 間 10年以内

<私立幼稚園教育研修費補助金>

市内の私立幼稚園教員を対象として私立幼稚園協会に対し補助金を交付し、教育内容の充実と教員の資質の向上を図ることを目的としています。

<私立幼稚園幼児等健康診断補助金>

市内の私立幼稚園協会に対し補助金を交付し、市内私立幼稚園の幼児及び教職員の健康保持増進を図り、幼稚園教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的としています。

<私立幼稚園の長時間預かり保育推進事業補助金>

市が定める要件を満たし、かつ、11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後及び長期休業期間等に教育活動を行う市内の私立幼稚園に対し補助金を交付し、私立幼稚園における長時間預かり保育を推進し、保育所等の待機児童対策の推進を図ることを目的としています。

(8) 幼児教育・保育の無償化

<施設利用費>

- ・保育料に対する給付

施設等利用給付認定子どもの保護者に対して、施設利用費を給付しています。

- ・預かり保育利用料に対する給付

私立幼稚園の預かり保育を利用する、施設等利用給付認定子ども2号及び3号の保護者に対して、施設利用費を給付しています。

<副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金>

保護者が支払う私立幼稚園の給食費（副食費部分）に対して補助金を交付しています。

(9) 保育所の民営化について

多様化する保育ニーズに対して民間活力を導入し、より効果的・効率的な保育行政を行うことを目的として、平成16年度から公設民営方式による指定管理者制度を導入し、15保育所を公設民営化しました。

平成16年度	神根保育所、並木南保育所、戸塚しらぎく保育園、戸塚のぞみ保育園
平成17年度	新郷保育所
平成18年度	青木保育所、芝高木保育所、川口駅前保育園（新設）
平成19年度	川口西保育園（西保育所及び横曽根保育所を廃止し、新設）
平成20年度	本町保育所
平成24年度	上青木保育所
平成29年度	並木東保育園（新設）
平成30年度	南平保育園（末広保育所及び元郷保育所を廃止し、新設）
令和2年度	芝南保育所
令和4年度	領家保育所

2 認可外保育施設

(1) 立入調査・集団指導研修の実施

保育の質の向上及び安全性の確保を図るため、認可外保育施設（施設型）に対し立入調査を実施しています。また、認可外保育施設（居宅訪問型）に対し、立入調査に代わる集団指導研修を実施しています。

ア 立入調査実施施設数（対象：認可外保育施設（施設型））

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設数	10カ所	8カ所	44カ所	41カ所	38カ所

イ 集団指導研修受講施設数（対象：認可外保育施設（居宅訪問型））

年度	4年度	5年度	6年度
施設数	26カ所	13カ所	22カ所

(2) 企業内保育

企業及び病院等が、保育室を設け乳幼児を保育する場合、その運営に必要となる経費に対して、昭和51年度から補助金を交付し、児童福祉の推進を図っています。また、平成23年度より補助対象経費を運営補助から備品、消耗品の補助とし、効果的に多くの企業内保育施設に支援できるように改定しています。

ア 補助基準

対 象	○法人の企業及び病院 (国の行う企業主導型保育事業に該当するものを除く。) ○就学前児童の定員が6人以上の施設
補助額	○1施設当たり年額70,000円を限度

イ 補助事業実績

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設数	11カ所	11カ所	11カ所	11カ所	10カ所

3 地域子育て支援センター・育児相談

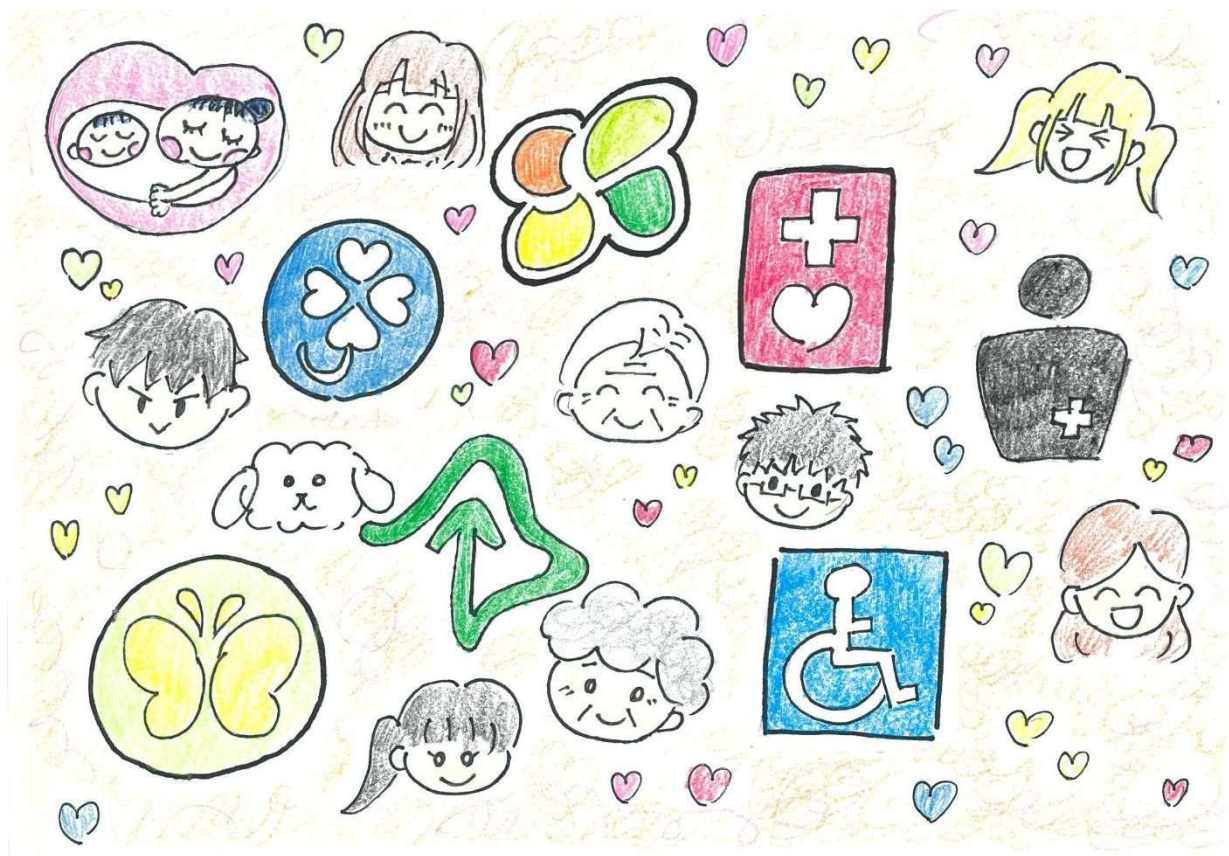
子育て中の親子が気軽に集い、情報交換や育児相談を行えるよう、子どもの遊び場を提供するとともに、保育士を配置して、子育てに不安を持つ保護者の相談対応や子育てに関する情報発信を行うことで、子どもの健全育成を図る事業です。

名称	所在地	開始年月日
子育てサポートプラザ	本町3-6-30 本町三丁目分室4、5階	平18.10.2
子育てひろばポッポ♡	里1650-1 鳩ヶ谷駅地下1階	平23.10.11
南鳩ヶ谷地域子育て支援センター	南鳩ヶ谷6-6-18 南鳩ヶ谷保育所2階	平24.5.1
川口こども園「のびのび」	安行領根岸1291	平17.5.1
アスク東川口保育園	戸塚4-21-1	平17.4.1
川口駅前保育園	川口1-1-1 キュポ・ラ8階	平18.9.1
汽車ぼっぼ保育園「ぼけっと」	東川口6-8-19	平21.4.1
子育て支援センター・フォーマザー	東川口3-8-8 1階	平21.4.1
どんぐり保育園「風の子広場」	三ツ和1-21-21	平18.4.1
汽車ぼっぼ第2保育園「わらべ」	安行吉蔵334-1	平28.8.1
あいう園	幸町3-10-16 2階	平28.4.1
西川口クマさん保育所	並木2-9-9	平30.4.1
おさなご園「ベテル」	朝日5-7-15	令2.4.1
はなにこ保育園「はなにこ」	本町3-3-15 1階	令2.4.1
汽車ぼっぼ保育園きざろ「ばれっと」	木曽呂551-1	令4.6.1
なぎさ川口宮町保育園「なぎさ」	宮町8-10	令4.7.29
南青木保育所	青木1-4-4	平12.4.1
戸塚西保育所	北原台3-18-10	平9.4.1
里保育所	里493-1	平14.4.1



「福祉の日デザイン画」 佳作 金井 つばさ

第8部 外郭団体等



「福祉の日デザイン画」 佳作 濱端 梨桜

第 1 章
社会福祉法人
川口市社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉協議会

		事業名	予算額(千円)
地域福祉の推進		川口市地域福祉活動計画の推進、進行管理	2,284
		地区社会福祉協議会の活動支援	8,733
		生活支援体制整備事業(託)	8,000
		多機関協働事業(託)	13,048
		アウトリーチ等継続的支援事業(託)	25,749
		参加支援事業(託)	23,003
		啓発事業	2,735
援 護		生活福祉資金貸付事業	27,061
		生活困窮者自立相談支援事業(託)	31,982
高齢者福祉		さわやかコール(補)	712
		地域包括支援センター(託)	42,964
		老人福祉センター青木たたら荘(指)	18,984
ボランティア活動		ボランティア活動推進事業	2,772
		福祉教育事業	860
交通遺児支援		交通遺児育英事業	1,889
権利擁護		福祉サービス利用援助事業	7,117
		成年後見センター(託)	26,118
会 館		やすらぎ会館の運営(補)	7,914
在宅福祉		高齢者自立支援事業(託)	8,441
		つどいの広場事業(託)	29,085
児 童 福 祉		子育て支援総合コーディネート事業(託)	14,841
		利用者支援事業(託)	14,938
		ファミリー・サポート・センター事業(託)	20,000
		放課後児童クラブ事業(託)	629,780
障 害 福 祉		手話通訳者派遣事業(託)	29,320
		障害者相談支援事業(託)	17,461
共 同 募 金		共同募金配分事業	12,086
		地域歳末たすけあい配分事業	6,865
住民参加型福祉サービス		住民参加型福祉サービス事業	4,018
居 宅 介 護 等 事 業		老人居宅介護等事業	94,399
		障害福祉サービス事業	26,121
		障害者居宅サービス技術援助事業(託)	3,001
		居宅介護支援事業	44,380
		要介護認定調査(託)	422
収 益 事 業		収益事業	15,973

事業の予算概要・事業計画

(注) ① は市の委託事業 ② は市の補助事業 ③ は指定管理事業

事業内容
住民主体による地域福祉活動の推進を目的としたかわぐち市民活動プラン（川口市地域福祉活動計画）の進行管理と実施、市民団体及び地区社会福祉協議会が行う活動プランに関する事業などへの助成
地区社会福祉協議会活動費の交付、地区社会福祉協議会連絡協議会の開催、地域づくり支援（サロンに健康講師を派遣）など
高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実に向けた、生活支援の担い手の発掘・養成、地域資源の把握・開発やネットワークの構築
重層的支援体制整備事業での多機関協働事業の取組み（複合化・複雑化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、事例全体の調整機能）
支援関係機関や地域住民との連携による、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が行き届いていないケースの把握、本人やその世帯との信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援
既存の社会参加に向けた事業では対応できないケースに対する、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けたニーズや状態に合った支援のマッチングやフォローアップなどの継続的な支援
ホームページ及びSNSなどによる啓発事業、社協だより発行、福祉協力店の実施など
生活福祉資金等の貸付・償還の書類の交付、受付業務及び、特例貸付の償還猶予フォローアップ支援
生活困窮者などに対する、個別的・継続的・包括的な相談支援
ひとり暮らし高齢者等に対する、電話による訪問活動の実施
青木地区の高齢者の介護、健康・福祉・医療や生活に関する包括的・継続的な支援
60歳以上のかたのレクリエーション・趣味・教養の場の提供とともに、各種相談を通じて心身の健康増進、外出する機会を増やすことを目的に実施
ボランティアの相談・育成・紹介、ボランティア講座、コミュニティソーシャルワーカーの配置による個別支援及び地域支援、青少年ボランティア育成事業の実施、障害者の社会参加と自立支援、災害ボランティアセンターに関すること
ボランティアマインド推進校指定事業、福祉教育事業の実施
交通遺児に対する支援金（年末・修学旅行・就職支度）及び小中学校・高等学校等・大学等入学時祝金の贈呈、高等学校等・大学等に在学時の奨学金の支給
判断能力が不十分なかたに対し、福祉サービス利用の援助や日常的金銭管理等による権利の擁護
成年後見制度に関する広報・啓発・相談対応・申立の支援、市民後見人候補者の養成及び活動支援、関係機関との連携体制の構築
集会室・会議室の貸出及び運営
おおむね65歳以上で、病気やケガにより一時的に日常生活に支障のあるかたに対し、自立生活支援のためのホームヘルパーを派遣
0～3歳児の親子を対象とした交流を行う場「つどいの広場」の運営
講座等の開催を通じた子育て支援、子育て機関・施設や育児サークルの連携及び協働の体制づくり、子育てサポーターの派遣・調整、子育てに関するイベントの実施
子育ての不安の解消を目的とした、電話及び個別による相談や、保育所、幼稚園、あそび場、育児サークル等の利用の案内、子育て情報の発信、相談者の属性や世代や内容に関わらない包括的な相談
地域における子育て支援を目的とした有償・有料の相互援助活動の実施、講座の開催
保護者が就労している小学校6年生までの児童等の健全な育成を目的とした適切な遊び場及び生活の場の提供による児童支援（22校、その内特別支援学級併設14校）
聴覚障害者のコミュニケーション・情報伝達の円滑化を目的とした手話通訳者の派遣
障害者や家族等からの生活に関することや障害福祉サービスの利用に関する相談支援、障害福祉サービス等を利用する上で必要な利用計画の作成、障害支援区分認定調査の実施。（川口市障害者相談支援センター社協の運営）
赤い羽根共同募金の配分金による、地区社会福祉協議会活動費の交付、ボランティア活動普及啓発等の事業の実施、社協だよりの発行、その他福祉に関する普及啓発
地区社会福祉協議会への歳末配分金の交付及び市社協による歳末たすけあい事業の実施
家事援助サービス、ちょこっと困りごとサポート、食事サービス、車いす貸出サービス、車いすステーション、福祉車両貸出サービス
介護保険法による訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業所の運営
障害者総合支援法による居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所の運営、移動支援事業の実施
障害者の自立と社会復帰の促進・居宅サービスを提供する事業所及びヘルパーの支援技術向上を目的とした検討会や研修の開催
介護保険法による居宅介護支援事業所の運営
要介護認定訪問調査の実施
オートレース場内、その他公共施設等における自動販売機の設置など

第 1 節 社会福祉協議会の概要

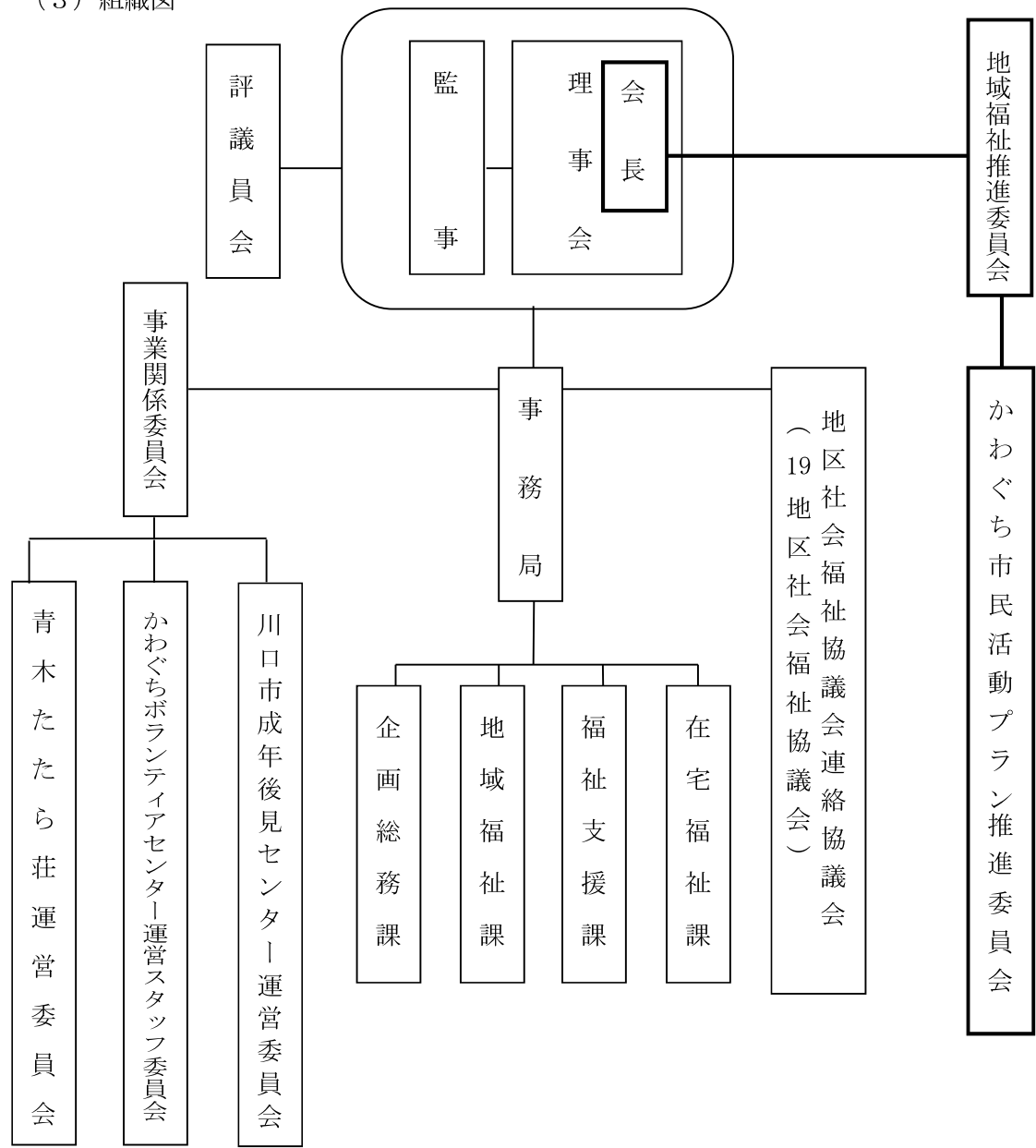
1 組 織

社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的とし、地域住民・社会福祉関係者等の参加と協力を得て、民間組織としての自主性と公共性を持ち、地域福祉活動の中核的役割を担い、各種福祉事業を推進しています。

(1) 所在地 川口市青木 3－3－1 青木会館内

(2) 沿革 昭和 2 6 年 4 月 1 日 川口市社会福祉協議会発足
昭和 5 3 年 3 月 9 日 社会福祉法人 川口市社会福祉協議会の設立認可
昭和 5 3 年 3 月 2 5 日 社会福祉法人 川口市社会福祉協議会設立
昭和 5 8 年 4 月 1 日 川口産業文化会館から青木会館へ移転
令和 2 年 6 月 1 日 青木会館から川口市役所青木 3 丁目分室へ移転
令和 4 年 1 0 月 1 1 日 川口市役所青木 3 丁目分室から青木会館へ移転

(3) 組織図



第2節 令和7年度当初予算

(単位：千円)

会 計 別		予 算 額
1	社 会 福 祉 事 業 区 分	1,281,768
拠点区分	(1) 法 人 運 営 事 業	299,946
	(2) 生 活 福 祉 資 金 貸 付 事 務 委 託	27,061
	(3) 高 齢 者 福 祉 事 業	2,242
	(4) 地域福祉・ボランティア活動推進事業	6,259
	(4)-1 ボランティア活動推進事業	3,632
	(4)-2 地 域 福 祉 活 動 推 進 事 業	2,627
	(5) 交 通 遺 児 育 英 事 業	1,889
	(6) 福 祉 サ ー ビ ス 利 用 援 助 事 業	7,117
	(7) 障害者居宅サービス技術援助事業	3,001
	(8) 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 事 業	629,780
	(9) 手 話 通 訳 者 派 遣 事 業	29,320
	(10) 共 同 募 金 配 分 事 業	18,951
	(11) 住 民 参 加 型 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	4,018
	(12) 老 人 居 宅 介 護 等 事 業	94,399
	(13) 障 害 者 相 談 支 援 事 業	17,461
	(14) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	26,121
	(15) 子 育 て サ ポ ー ト プ ラ ザ 事 業	58,864
	(15)-1 つ ど い の 広 場 事 業	29,085
	(15)-2 利 用 者 支 援 事 業	14,938
	(15)-3 子育て支援総合コーディネート事業	14,841
	(16) 自 立 支 援 事 業	8,441
	(17) や す ら ぎ 会 館 事 業	7,914
	(18) ファミリーサポートセンター事業	20,000
	(19) 老人福祉センター青木たたら荘	18,984
2	公 益 事 業 区 分	215,666
拠点区分	(1) 居 宅 介 護 支 援 事 業	44,802
	(2) 青木地域包括支援センター	42,964
	(3) 成 年 後 見 セ ン タ ー	26,118
	(4) 生活困窮者自立相談支援事業	31,982
	(5) 生 活 支 援 体 制 整 備 事 業	8,000
	(6) 重 層 的 支 援 体 制 整 備 事 業	61,800
	(6)-1 多 機 関 協 働 事 業	13,048
	(6)-2 アウトリーチ等継続的支援事業	25,749
	(6)-3 参 加 支 援 事 業	23,003
3	収 益 事 業 区 分	15,973
拠点区分	(1) 自 動 販 売 機 設 置 収 入 事 業	15,973
計		1,513,407

第3節 実施事業

1 会員募集と啓発事業

(1) 会員募集活動

幅広い市民の参加と協力を基盤とした社協運営を図るため会員制度を実施し、各会員の加入促進を図りながら募集活動を行っています。

会員種別	会費（1口）（円）	会員数（件）	口数（口）	金額（円）
個人会員	1,000	11,883	12,493	12,493,000
賛助会員	5,000	501	1,024	5,120,000
施設・団体会員	2,000	55	114	228,000
合計				17,841,000

※個人会員会費と賛助会員会費の50％は、会員の居住地（所在地）の地区社会福祉協議会の福祉活動費として交付しました。（交付額 8,641,000円）

(2) 啓発事業

- ①広報誌「社協だより」の発行 776,000部（年4回 季刊発行）
- ②ホームページの公開
- ③X（旧Twitter）のアカウント運営及び投稿 年間投稿数 314件
- ④マスコットキャラクター「社助」によるPR（着ぐるみ出演及び貸し出し） 19回
- ⑤川口市・市社協主催イベントにて法人PRブースの出展 3回

(3) 福祉協力店の実施

「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」を推進するため、市内に店舗を有する商店や企業、事業所の協力により、地域福祉の啓発及び推進を図ることを目的とする福祉協力店を設置しています。

新規	設置数
1	32

(4) 社会福祉士実習生の受け入れ

社会福祉士養成の指定科目である相談援助実習に協力し、下記の養成校の実習生を受け入れています。

養成校名	人数（人）
学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校	1
学校法人東京聖徳学園聖徳大学	1

2 地域福祉活動推進事業

(1) 地域福祉活動の推進

- ①川口市地域福祉活動計画「かわぐち市民活動プラン」の推進・進捗管理

かわぐち市民活動プランの推進状況に関する確認・評価と提言などを行う、かわぐち市民活動プラン推進委員会の運営を行っています。

- ・3回開催 延出席者数 34人

②ふくしのまちづくり助成金

地域活動団体による第3期かわぐち市民活動プランの活動計画に関わる事業に対して助成金を交付しています。

- ・立ち上げ支援コース 1団体 1事業 助成額合計 15,358円
- ・継続支援コース 17団体 17事業 助成額合計 435,389円

③かわぐち市民活動プラン助成金

地区社会福祉協議会が行う地域拠点の整備に関わる事業に対して助成金を交付しています。

- ・1地区 1事業 助成額合計 100,000円

④小地域福祉活動の推進

地域づくりを進めるための専門職として、ボランティアセンターにCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、個別支援及び地域支援に取り組んでいます。

ア 個別支援

地域のなかで、制度の狭間にある課題や重層的な課題を抱えている世帯に対する支援を行っています。

- ・新規個別支援世帯数 合計 33世帯

支援内容	障害・病気	不登校・引きこもり	生活困窮	精神疾患
世帯数	2	7	4	3

複合	孤立	その他
7	0	10

- ・個別支援活動件数 合計 1,028件

活動内容	個別支援（直接）	個別支援（間接）	その他
件数	580	271	177

イ 地域支援

個別支援を通じてCSWが把握した地域課題の解決を図るために地域支援に取り組んでいます。

- ・地域拠点活動

個別支援により把握した、孤立感を感じているかたや不登校児童・生徒、困りごとを抱えているかたを対象に居場所づくりの活動を開催しています。

活動名	開催数（回）	延参加者数（人）
みんなの居場所「第2春香苑カフェ」（南平エリア）	10	109
みんなの居場所「ラブグリサロン」（中央エリア）	25	148
みんなの居場所「クレオンハウス」（西エリア）	12	16
みんなの居場所「ルミナリエの間」（北エリア）	12	71
みんなの居場所「ぽっふあ〜む」（中央エリア）	19	345
みんなの居場所「あんぎょう」（東エリア）	1	6

- ・地域支援活動件数 合計 149件

地域で居場所づくり活動に取り組む団体等に対し支援を行っています。

支援内容	活動相談	立ち上げ支援	運営支援	その他
件数	21	10	8	110

ウ 若者LINE相談

若者が気軽に相談できるよう、市内の中学・高校の生徒にPR用クリアファイルを配布し、LINEを活用して相談に対応しています。

- ・登録者数 219人
- ・相談者数 31人

⑤フードドライブ

食品ロスの削減の促進並びに生活困窮者への支援を目的に、かわぐちボランティアセンターを窓口としてフードドライブを実施しています。

- ・提供件数 96件
- ・提供点数 2,555点

⑥地域づくり支援事業（健康講師派遣事業）

地域づくり支援事業のメニューのひとつとして、地区社協サロンやその他市民が集まる行事等に健康の維持・増進に関する講習等を行う講師を派遣・紹介する健康講師派遣事業を実施しています。

- ・講師登録数 27人
- ・派遣件数 18団体 58件
- ・紹介件数 8団体 11件

(2) 地区社会福祉協議会の支援

①地区社会福祉協議会連絡協議会の開催

市内における社会福祉事業の能率的運営と地区社会福祉協議会相互の連絡及び組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的に開催しています。

- ・4回開催 延出席者数 50人

②地区社協活動交付金の交付

地区社会福祉協議会に対し、地区で取りまとめられた社協会員会費及び赤い羽根共同募金の実績を基に地区社協活動交付金を交付しています。

交付金額 17,698,000円

内訳 令和6年度社協個人会費・賛助会費の50% 8,641,000円

令和5年度赤い羽根共同募金実績額の39.5% 9,057,000円

③地域福祉推進員の育成・活動支援

地域の多様な人材の発掘及び活用を図り、本会及び地区社会福祉協議会と密着して地域の福祉活動を推進する地域福祉推進員の配置を進めるとともに、その活動の支援を行っています。

- ・地域福祉推進員数 19地区 合計 165人
- ・研修会 2回開催 延出席者数 148人

3 ボランティア活動推進事業

かわぐちボランティアセンターを拠点として、ボランティア活動に対する市民の関心・理解の促進と活動支援、福祉教育の推進などを行っています。

(1) ボランティアセンターの運営

①かわぐちボランティアセンター運営スタッフ委員会の開催

かわぐちボランティアセンターの適正な運営を図ることを目的として開催しています。

・ 3回開催 延出席者数 24人

②ボランティア育成・啓発

ア 地域支援ボランティア養成講座

孤立防止を目的としたボランティアの養成のための講座を開催しています。

・ 2回開催 延参加者数 28人

・ 登録者数 21人

イ かわぐちボランティアセンター運営スタッフ委員研修兼ボランティア登録者ステップアップ講座

ボランティアセンター運営スタッフ委員・ボランティア登録者に対し、講座を開催しています。

・ 1回開催 参加者数 24人

③ふれあいいいききサロン

高齢者や障害者、地域住民等、誰でも自由に参加できる場所を提供し、ボランティア活動を通して社会参加を促すことを目的に開催しています。

・ 12回開催 延参加者数 208人

④ボランティア相談

ボランティアコーディネーターが、ボランティア相談を行っています。

・ ボランティア相談 297件（その他の相談 1,915件）

⑤ボランティアセンター利用状況

・ 登録ボランティア数（個人） 83人

・ 登録ボランティア数（団体） 215団体

・ 部屋利用件数（人数） 青木ボランティアルーム 17件（55人）

鳩ヶ谷ボランティアルーム 109件（537人）

⑥ボランティア保険

ボランティア活動中の様々な事故によるけがや賠償責任を補償するボランティア保険の加入手続き等を行っています。

・ ボランティア活動保険 3,704人

・ ボランティア行事用保険 293件 31,941人

・ 事故報告 13件

⑦ボランティアの連携・ネットワーク支援

川口市ボランティア団体連絡協議会に対し協力を行っています。

(2) 福祉教育の推進

①ボランティアマインド推進校指定事業

ボランティアマインドの育成を図ることを目的に、市内の学校に対して助成金を交付しています。

- ・指定学校数 20校（小学校 17校、中学校 3校）
- ・助成金額 560,000円

②学校福祉体験授業への協力

- ・ボランティア学習・福祉教育情報連絡会議

川口市教育局との共催により市内の小・中学校の福祉教育担当教諭を対象とした会議を開催しています。

- ・2回開催 延参加者数 88人

③福祉教育推進員制度

市内の各校において福祉体験学習への指導・実施協力を行う福祉教育推進員の養成・登録・派遣などを行っています。

- ・福祉教育推進員登録数 22人
- ・福祉教育推進員養成講座 1回 参加者数 2人
- ・福祉教育推進員定例会 12回 延参加者数 198人
- ・ボランティア学習、福祉教育情報連絡会議の協力

④福祉体験学習への協力・援助

市内小・中・高等学校の総合的学習の時間や地域などで行う福祉体験（車いす・アイマスク・高齢者疑似体験、当事者講演など）の実施協力と援助を、福祉教育推進員とボランティア団体で行っています。

ア 福祉体験学習に関する相談・体験の実施

- ・実施件数 66件
- ・体験者数 6,654人

イ 福祉体験への協力・援助活動回数（協力者別）

福祉教育推進員	ボランティア・当事者団体
30回（活動延人数 249人）	36回（活動団体数 5団体）

ウ 福祉体験への協力・援助活動回数（種類別）

講話・STT 体験 （視覚障害）	講話・体験 （パラスポーツ）	車いす・アイマスク 高齢者疑似	点字体験	手話体験	ボッチャ体験
9	2	30	5	8	12

エ 学校や団体等への備品貸し出し数

車いす	280台	疑似体験用ベスト	563着	足首おもり	960個
ひじ・ひざサポーター	847個	アイマスク	3,359枚	点字器	558器
白杖	92本	ゴーグル	498個	ボッチャ	13セット

⑤出前講座

市民が福祉について学ぶ機会を増やすことを目的に、市内の団体や企業、学校などにボランティアセンターの職員を派遣し、出前講座を行っています。

講座内容	実施数（件）
ボランティア入門	0
地域福祉入門	2
ふくし学習	3
災害ボランティア	2
障害者スポーツ	10
合計	17

(3) 青少年ボランティア育成委員会及びボランティア見本市実行委員会の運営・事業実施（市民と川口市協働推進課との協働事業）

①青少年ボランティア育成委員会及び青少年ボランティア育成事業

川口市社協（かわぐちボランティアセンター）と川口市（協働推進課）と市民の3者協働で「青少年ボランティア育成委員会」を設立し、次代を担う子どもたちのボランティアマインドの向上を目的に各種事業を実施しています。

ア 青少年ボランティア育成委員会 全4回 延出席者数 43人

イ ボランティアスクール（彩の国ボランティア体験プログラム合同実施）

夏休み期間に以下のボランティア体験を行っています。

- ・青少年ボランティアスクール

中学・高校・専門・大学生など25歳以下の青少年を対象とした、施設・団体でのボランティア体験（67コース）を実施しました。

参加者数 639人

- ・夏休みこどもボランティアさろん

小学生を対象とした、ボランティア団体でのボランティア体験（11プログラム）

参加者数 157人

- ・青少年ボランティア大会

青少年ボランティアスクールと夏休みこどもボランティアさろんの修了式を行い、夏休みのボランティア体験を総括しました。

参加者数 292人

ウ 通年ボランティア事業の実施

ボランティアスクールの参加者が継続してボランティア活動に関われるように高齢者施設での介護補助や農園ボランティアなどのプログラムを提供しています。

- ・全19回 延参加者数 33人

エ 青少年ボランティア部

青少年が気軽にボランティア活動に参加できる場を提供し、併せて次代を担う人材を育成することを目的に月1回の定例活動を行っています。また、外部からの依頼によりボランティア活動を行っています。

- ・定例活動（古切手の整理やこども食堂の手伝い・街頭募金活動など）

全14回 延参加者数 186人

- ・ボランティア依頼（川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例のポスター作成・ボランティア団体へのイベント協力）

全4回 延参加者数 12人

- ・部員数 82人（中学生 49人、高校生 20人、大学生 10人、社会人 3人）

②ボランティア見本市

ボランティア団体が一堂に会し、それぞれの団体が活動の紹介とアピールを行うことで、市民のボランティア活動に対する関心の増進と参加のきっかけになるよう、市民によるボランティア見本市実行委員会を中心に、川口市社協（かわぐちボランティアセンター）と川口市（協働推進課）が協働して実施しています。

- ・参加団体数 59団体
- ・延参加者数 7,000人

（4）青少年ボランティア育成委員会への助成

青少年ボランティア育成委員会に対し、青少年ボランティアの育成を目的とした総合的な事業を実施するための助成金を交付しています。

- ・助成金額 650,000円

（5）ボランティアに関する広報・情報発信

①情報紙「ぼらんていあ川口」の発行 4,000部（年4回発行）

市内の学校、支所、公民館、地域包括支援センター、登録ボランティア、福祉協力店、施設などへ配布しています。

②ボランティアセンターホームページ

ボランティア募集や講座、イベント、助成金、登録団体の紹介などの情報を発信しています。

（6）災害ボランティアセンターに関すること

①災害ボランティア登録者の養成

被災時に災害ボランティアセンターを円滑かつ迅速に開設・運営できる体制作りを進めるため、登録者の養成講座を実施しています。

- ・1回開催 参加者数 9人
- ・登録者数 77人

②災害ボランティア登録者のフォローアップ講座

災害ボランティア登録者の知識を深めるとともに、登録者同士のネットワーク形成・相互理解を図ることを目的に講座を実施しています。

- ・1回開催 参加者数 24人

③令和6年能登半島地震における災害ボランティアセンター運営支援

災害時の相互支援に関する協定に基づく埼玉県社会福祉協議会からの依頼により、輪島市社会福祉協議会に職員を1名派遣しました。

（7）障害者の社会参加促進を目的とした、障害者と市民の交流の場の提供及び自立の支援

障害者と市民の交流促進と障害者の自立支援を目的とする市内障害者施設・団体とボランティアによる協働事業である「カフェ&ふれあいショップふらっと」を支援し、喫茶コーナーや参加施設・団体の製作物

品の展示・販売など運営の円滑化・適正化に協力しています。

①令和6年度カフェ&ふれあいショップふらっと事業内容

場所	キューポ・ラ本館棟5階中央図書館内
営業日数	280日（月曜日、第3金曜日、年末年始、中央図書館完全休業日を除く）
参加施設数	障害者施設：16施設
年間ボランティア活動人数	延576人
取扱額	喫茶部門 3,468,100円 展示販売部門 6,403,063円 合 計 9,871,163円

②ふらっとの適正な管理及び運営を図ることを目的に、以下の委員会を開催しています。

- ・カフェ&ふれあいショップふらっと運営委員会 6回
- ・カフェ&ふれあいショップふらっと実行委員会 12回

4 共同募金配分事業

前年度の赤い羽根共同募金及び当年度の地域歳末たすけあい運動の募金実績に基づく配分金により、配分事業を実施しています。

(1) 赤い羽根共同募金

町会・自治会・分区・各種団体・法人及び市民の協力を得て、毎年10月1日から共同募金運動を実施しています。

年度	目標額（円）	実績額（円）	達成率（％）
2	54,962,000	28,704,119	52.2
3	54,953,000	28,005,253	51.0
4	55,014,000	26,780,121	48.7
5	43,872,000	26,694,543	60.8
6	43,997,000	25,239,723	57.4

(2) 赤い羽根共同募金による事業

①地区社協活動交付金

地域福祉活動推進のため助成金を交付しています。（19地区） 9,057,000円

②ボランティア活動普及啓発事業交付金

市民のボランティア活動に対する関心を高めるためボランティア見本市実行委員会に助成金を交付しています。 180,000円

(3) 地域歳末たすけあい募金

共同募金の一環として12月1日から31日まで地域歳末たすけあい募金運動を実施しています。

年度	募金実績額 (円)	地区社協配分金額 (円)	市社協配分金額 (円)
2	8,761,514	8,345,852	718,600
3	6,626,451	6,274,457	700,850
4	7,080,580	6,337,870	539,400
5	6,863,089	6,187,490	590,240
6	6,752,588	6,053,566	763,230

※配分金額は、募金実績額から埼玉県共同募金会の事務経費などが差し引かれています。

(4) 地域歳末たすけあい募金による事業

①地区社協に対する配分金の交付

地区社協に対し、歳末の各種世帯の支援やサロン活動などの福祉事業費として、地区における地域歳末たすけあい募金の実績に応じた歳末配分金を交付しています。 6,053,566円

②川口市社協による事業（歳末たすけあい事業）

ア 在宅単身の88歳以上のかたで、同一町会・自治会に親族等身寄りのないかたへ、お正月向け品物を贈呈しています。

・贈呈人数 462人

イ 食事の支度ができず、家族などからの支援も困難なかたに、有料で栄養バランスがとれた昼食の配食を、安否確認も兼ねて年始に実施しています。

・配食数 155食（人数 60人）

(5) 災害たすけあい義援金

中央共同募金会及び被災地の共同募金会による義援金の開設にしたがって、周知と受付を行っています。

義援金名称	義援金額 (円)
令和6年能登半島地震災害義援金（中央共募）	190,592
令和6年7月大雨災害義援金（中央共募）	35,144
令和6年能登豪雨災害義援金（石川県共募）	1,312

5 放課後児童クラブ事業

川口市から委託を受け、市内の22校において放課後児童クラブを運営しています。

(1) 放課後児童クラブ利用児童数

①延在籍児童数

[単位：人]

1年		2年		3年			
通常	特支	通常	特支	通常	特支		
10,517	86	9,535	169	6,682	43		
4年		5年		6年		計	月平均
通常	特支	通常	特支	通常	特支		
3,543	56	1,258	33	245	64	32,231	2,686

②延出席児童数 [単位：人]

平 日		学校休業日	
児童数	1日平均	児童数	1日平均
335,346	1,677	71,688	771

- (2) 放課後児童クラブ基本開室日数 293日(平日 200日、学校休業日 93日)
※学校の行事や児童の出席状況によって、クラブごとに開室日数が異なります。

(3) 放課後児童クラブ支援員研修会

放課後児童クラブ支援員に対し、必要な知識や技術を習得し、より質の高い事業を実施するため研修会を開催しています。

- ・6回開催 延出席者数 591人(全体研修会、要配慮児童理解、救命救急等)

6 子育てサポートプラザ事業

川口市から委託を受け、乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、情報交換や育児相談などを行う場を設け、子育て支援機能の充実を図ることを目的に事業を実施しています。

(1) つどいの広場事業

0歳から3歳児の親子が相互に交流する場を開設するとともに、子育て相談や情報の提供等を通して地域における子育て支援の充実を図ることで、子育ての不安感等の緩和と子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、「子育てサポートプラザ」及び「子育てひろばポッポ♡」の運営を行っています。

	子育てサポートプラザ	子育てひろばポッポ♡
開所日数	243日	243日
延利用者数	15,754人	10,012人
新規登録者数	396人	335人
見学者・ボランティア	78人	42人
ふれあい相談延件数※1	2,258件	1,640件
お父さんDAY※2	延利用者数 193人	

※1 子育て中の親が抱える身近な悩みや不安の軽減を図るため、つどいの広場内で子育てに関するふれあい相談を行っています。

※2 子育てサポートプラザ5階のつどいの広場では毎月第4土曜日に父親や祖父が優先して利用できる「お父さんDAY」を実施しています。(開催日数 11日)

①子育て講座

子育ての悩みや不安の解消を図れるよう、オンラインと集合型のハイブリッド形式で専門的な分野の講座を開催しています。

ア 子育てサポートプラザ

12回開催 延参加者数 202組 405人

イ 子育てひろばポッポ♡

9回開催 延参加者数 188組 382人

②あそび講座（子育てサポートプラザ）

子育て中の親子に対し、「あそび体験」の機会を提供することにより、親子のあそびの幅を拡げるとともに、育児における孤独感の軽減を目的に開催しています。

- ・ 9回開催 延参加者数 67組 134人

③あそぼう会（子育てひろばポッポ♡）

子育て中の親子に対し、「あそび体験」の機会を提供することにより、親子のあそびの幅を拡げるとともに、育児における孤独感の軽減を目的に開催しています。

- ・ 6回開催 延参加者数 84組 170人

④父親支援イベント

父と子と一緒に遊ぶ場を提供するとともに、父親同士で情報交換をしながら、前向きに楽しく子育てができるよう支援することを目的に、イベントを開催しています。

ア お父さんとあそぼう

子育てサポートプラザは日曜日、子育てひろばポッポ♡は土曜日または日曜日につどいのひろばを特別開催しています。

- ・ 子育てサポートプラザ 4回開催 延参加者数 45組 90人
- ・ 子育てひろばポッポ♡ 6回開催 延参加者数 103組 211人

イ お父さんDAYスペシャル

子育てサポートプラザにおいて、子育て中の父子に対し、来所のきっかけづくりとして父子限定のイベントを開催しています。

- ・ 2回開催 延参加者数 28人

⑤ボランティアグループによるイベント

ボランティアグループの協力を得て、絵本の読み聞かせや、玩具の修理などを行っています。

ア 子育てサポートプラザ

- ・ 親子で楽しむわらべうたと絵本 17回開催
- ・ おもちゃの病院 10回開催

イ 子育てひろばポッポ♡

- ・ お話し会 21回開催

⑥ホッとひといき♡おしゃべりサロン（子育てひろばポッポ♡）

保護者同士の交流や友達作り、親子のふれあい遊びを行うことを目的に開催しています。

- ・ 4回開催 延参加者数 75人

⑦青少年ボランティアの受け入れ

青少年にボランティア体験の機会を提供するために青少年ボランティアスクールの受け入れを行っています。

- ・ 子育てサポートプラザ 受入日数 2日 受入人数 4人
- ・ 子育てひろばポッポ♡ 受入日数 2日 受入人数 4人

⑧児童虐待防止オレンジリボン活動への参加

かわぐちオレンジリボンネットワークからの依頼によりオレンジリボンの啓発活動に参加しています。

- ・期間 令和6年11月1日～11月30日
- ・内容 つどいの広場に台紙を掲示し、趣旨に賛同した来所者は紙製のオレンジリボンを貼付

(2) 利用者支援事業

「子育てサポートプラザ」及び「子育てひろばポッポ♡」において、子育て中のかたが地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援することを目的として、子育て支援サービス利用者の個別ニーズを把握し、情報の集約・提供、相談、利用支援を行っています。また、相談者の属性や世代、内容に関わらず、包括的な相談を行っています。

①各種相談

ア 子育てに関する相談

子育て中の親が抱える悩みや不安の軽減を図るため、個別に面談・電話及びオンライン相談を行っています。

	延相談者数（人）	延相談件数（件）
子育てサポートプラザ	801（うち新規457）	1,031（電話101・来所930・オンライン0）
子育てひろばポッポ♡	810（うち新規470）	930（電話103・来所827・オンライン0）

イ 包括的な相談

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的な相談を行っています。

	延相談者数（人）	延相談件数（件）
子育てサポートプラザ	3（うち新規3）	3（電話2・来所1・オンライン0）
子育てひろばポッポ♡	13（うち新規8）	14（電話5・来所9・オンライン0）

②出張子育て相談

子育て支援拠点等への来所が難しい親子に対して、地域に出向いて子育て支援、相談を行いながら、地域の子育て支援の活性化を図ることを目的に開催しています。

- ・子育てサポートプラザ 3回開催 延参加者数 22組 43人
- ・子育てひろばポッポ♡ 2回開催 延参加者数 21組 39人

③周知活動及び子育てサロン等への協力

- ・子育て支援ボランティア団体・育児サークル連絡会議において周知活動を行っています。
- ・アリオ川口で開催された彩の国フェアにおいて周知活動を行っています。
- ・新郷地区社会福祉協議会赤ちゃんサロン「すまいるスマイル」の運営に協力しています。

④利用者支援事業担当者会議

利用者支援事業の円滑な運営を推進するために、市内3カ所の利用者支援事業担当者が集まり、地域における課題抽出・検討等を行っています。

- ・1回開催 参加者数 7人

(3) 子育て支援総合コーディネート事業

「子育てサポートプラザ」において、市内における子育て支援活動の展開を図ることを目的に、子育て関係機関との連携及び子育て資源の育成、社会資源の開発などを行っています。

①子育てに関する講座・講演会などの開催

ア わくわく音楽会

楽しく安心して子育てができるよう支援することを目的に、音楽会を開催しています。

・ 1回開催 参加者数 35組 113人

イ 子育て講演会

子育て中の親が、子どもとのより良い関係を作りながら、楽しく子育てをしていく方法を学ぶことを目的に講演会を開催しています。

・ 1回開催 テーマ「子どもの成長を足から考える」

・ 参加者数 21組 51人

ウ 子育て講座「お母さん版NPプログラムを学ぼう」

カナダの親教育プログラム(NPプログラム)を参考に参加者が子育ての中で抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合い、自分に合った子育ての仕方を見出せるよう支援する連続講座を開催しています。

・ 1回開催(全6日間) 参加者数 8人

②川口市子育て支援団体・関係機関連絡調整会議

関係機関や地域子育て拠点等との連携を図ることを目的に会議を開催しています。

・ 3回開催 延参加者数 108団体 122人

※内2回はオンラインと集合型のハイブリッド形式で実施しました。

③子育て支援職員研修

市内子育て支援事業の支援員に対し、専門知識及び資質の向上を目的に研修を開催しています。

・ 2回開催 延参加者数 61団体 71人

※オンラインと集合型のハイブリッド形式で実施しました。

④子育てサポーターに関すること

地域における子育ての土壌づくりとして、子育てサポーターを養成するとともに、サポーターの派遣や調整についての業務を行っています。

ア 子育てサポーター養成講座

託児ボランティアを養成するとともに、子育て支援に関する理解を深めることを目的に講座を開催しています。

・ 1回開催(全5日間) 参加者数 6人

イ 子育てサポーターフォローアップ講習会

子育てサポーターのスキルアップ及び、サポーター同士の交流を図ることを目的に講習会を開催しています。

・ 1回開催 参加者数 11人

ウ 子育てサポーター登録数 94人

エ 子育てサポーター派遣延数 94人

⑤育児サークルに関すること

市内の育児サークルの活性化、連携を図ることを目的に、サークルの登録管理及び連絡会を開催しています。

ア 育児サークル登録数 50団体

イ 川口市子育て支援ボランティア団体・育児サークル連絡会議

・1回開催 参加者数 9団体 27人

⑥職業体験・実習生等受入れ

- ・中学生職業体験 5人
- ・社会福祉士実習生 2人
- ・子育て支援員研修見学 4人
- ・舟戸小学校2年生まちたんけん

⑦他機関・施設との官民連携業務

ア 川口市役所本町三丁目分室内の保育事業者及び近隣の民間の地域資源との連携

各施設の利用者と子育てサポートプラザの利用者が相互に交流できるイベントを開催しています。

・2回開催 延参加者数 129人

イ 子育てに関するイベントの開催

家族が一緒に遊べる場、子育てに向き合う機会を提供することにより、親子の遊びの幅を拡げ、より良い子育ての一助となることを目的に、イオンモール川口前川2階サイバーホールにおいて子育て支援イベントを開催しています。

・1回開催 参加者数 ブース延572人 コンサート126人

⑧みんなの広場の開催

重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」として、地域の多機関と連携し多様な地域活動に取り組むことで、世代や属性、分野・領域を超えて交流できる場や居場所を整備することを目的とし、つどいの広場でみんなの広場を開催しています。

・7回開催 延参加者数 42組 84人

7 ファミリー・サポート・センター事業

川口市から委託を受け、子育ての援助を受けたいかたと子育ての援助を行いたいかたを会員として登録し、会員間による子育ての相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域の子育て支援機能の強化を図ることなどを目的に事業を実施しています。

(1) 会員数

	男 (人)	女 (人)	合 計 (人)
サポーター会員 (提供会員)	18	231	249
サービス利用者会員 (依頼会員)	169	1,947	2,116
両 方 会 員 (提 供 ・ 依 頼 会 員)	2	116	118
合計	189	2,294	2,483

(2) 事前打ち合わせ件数 228件

援助活動を開始するにあたり、アドバイザーとサービス利用者会員、援助対象児、サポーターとで、事前に顔合わせと援助内容の詳細を確認するための打ち合わせを行っています。

(3) 新規サービス利用者会員登録件数 429件

オンライン、郵送、窓口、出張相談会にてサービス利用者会員の登録を受け付けています。

(4) サポーター (両方会員) 講習会

サポーター・両方会員として入会を希望するかたを対象に、子育ての援助に必要な知識等を身につけ、安心して援助活動を行っていただくことを目的に講習会を開催しています。

・3回開催 延参加者数 35人 同伴子ども 2人

(5) 行事の実施 (会員対象)

内容	開催数 (回)	参加者数 (人)	同伴子ども (人)
フォローアップ講習会	10	延べ56	延べ11
全体交流会	1	17	11
おしゃべりサロン&ミニ講座	2	13	0

(6) 出張相談会

地域のかたがたに事業を認知していただくことを目的に市内商業施設・子育て関係施設にて出張相談を開催しています。

・2回開催 相談者数 9人

(7) 社協たすけあいボランティア入門講座の合同開催

多様な助け合い活動をPRし、事業ボランティアの増員を図ることを目的に、さわやかコール事業、住民参加型福祉サービス事業と連携し、3事業合同の入門講座を実施しています。

・1回開催 参加者数 11人

(8) サブリーダー会議

アドバイザー及びサブリーダーによる定例的な会議を実施し、援助活動の報告やセンター事業の企画運営について意見交換などを行っています。

・3回開催 延参加者数 11人

(9) 情報紙「ファミサポ通信」の発行 (年1回)

(10) 活動状況

内容	送迎	預かり	複合
保育所・幼稚園の援助	1,628	2	674
学校の登校前の援助	464	0	19
学校の放課後の援助	137	2	30
放課後児童クラブの援助	1,181		469
送迎施設の顔合わせ	22		
子供の習い事等の場合の援助	2,321		176
保育所・学校等休み時の援助	2	91	13
保育所等施設入所前の援助	0	0	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	5	91	21
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の援助	0	6	1
保護者等の外出の場合の援助	0	528	121
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	9	682	31
その他の活動	0	0	0
合計	8,726		

8 高齢者福祉事業

高齢者福祉の向上を目的として、次の事業を実施するとともに、市内団体の高齢者福祉事業に協力、助成しています。

(1) 金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚賀詞贈呈事業

金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚を迎えたご夫婦を祝うため、川口市社会福祉大会（10/24）にて賀詞を添えた記念品を贈呈しています。

金婚86組 ダイヤモンド婚39組 プラチナ婚1組

(2) さわやかコール事業

高齢者の孤独感を和らげるとともに健康状態及び安否を確認することを目的に、ボランティアが定期的にひとり暮らしの高齢者に対して電話訪問を実施しています。

利用者数（人）	電話ボランティア登録者（人）	通話回数（回）
93	71	4,196 (うち社協通話回数 122)

①ボランティアスタッフ定例会

ボランティアスタッフのスキル向上や不安の解消、利用者への理解促進と良好な関係づくり、必要な知識・技術の習得を目的に定例会を開催しています。

・2回開催 延参加者数 45人

②ボランティア養成講座

支援が必要な方に安定してサービスをご利用いただくため、新規ボランティアの養成と既存ボランティアのスキルアップを兼ねて講座を開催しています。

・1回開催 参加者数 11人

- ③社協たすけあいボランティア入門講座の合同開催
(7 ファミリー・サポート・センター事業 (7) 参照)

9 老人居宅介護等事業

介護保険法に基づき、川口市の指定を受け訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業所を運営しています。

(1) 訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業

「いつも笑顔で安心介護」の理念をモットーに、居宅サービス計画書（ケアプラン・予防プラン）等に基づいた身体介護、生活援助、訪問型サービスを実施しています。

- ・訪問介護 延1, 395件
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 延 575件

(2) 在宅自立支援訪問介護サービス事業 ※介護保険外

介護保険適用外の有料の訪問介護サービスとして実施しています。

- ・在宅自立支援訪問介護サービス事業 延60件

(3) 訪問介護事業所の運営に関すること

- ①虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会 1回開催
- ②感染症対策検討委員会 2回開催
- ③業務継続計画（自然災害発生時、感染症発生時）の研修及び訓練
 - ・自然災害発生時における研修・訓練 1回実施
 - ・感染症発生時における研修・訓練 1回実施

10 高齢者自立支援事業

川口市から委託を受け、川口市内に住所を有するおおむね65歳以上で病気やけがにより一時的に日常生活に支障のあるかたに対して、6カ月を限度に自立生活支援員（ホームヘルパー）を派遣しています。

- ・自立支援ホームヘルパー派遣回数 延1, 604回

11 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づき、川口市の指定を受け居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所を運営しています。

(1) 障害福祉サービス事業

- ・居宅介護 延245件
- ・重度訪問介護 延 0件
- ・同行援護 延 84件

(2) 居宅介護事業所の運営に関すること

- ①虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会 1回開催
- ②感染症対策検討委員会 2回開催
- ③業務継続計画（自然災害発生時、感染症発生時）の研修及び訓練
 - ・自然災害発生時における研修・訓練 1回実施
 - ・感染症発生時における研修・訓練 1回実施

1.2 障害者相談支援事業

障害者（児）に関する相談窓口として事業を実施しています。また、川口市からの委託による障害支援区分認定調査の実施や関係機関との会議等に参加しています。

(1) 川口市障害者相談支援事業（委託事業）

川口市から委託を受け、地域で生活する障害のあるかたやその家族、関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことで、自立した日常生活及び社会生活が送れるように総合的・継続的に支援を行っています。

①相談件数 3,618件

②支援内容 合計 9,167件

	福祉 サービス	障害・ 病状理解	健康・医療	不安解消・ 情緒安定	保育・教育	家族・ 人間関係
件数	2,015	116	1,190	947	31	1,145

家計・経済	生活技術	就労	社会参加・ 余暇	権利擁護	その他
548	2,386	606	124	32	27

③新規相談件数 94件

(2) 特定相談支援事業

障害サービスを利用するうえで必要なサービス等利用計画の作成及びその計画に沿った相談支援を行っています。

①契約件数 36件

②支援件数 974件

③支援内容 2,303件

	福祉 サービス	障害・ 病状理解	健康・医療	不安解消・ 情緒安定	保育・教育	家族・ 人間関係
件数	879	4	315	86	0	252

家計・経済	生活技術	就労	社会参加・ 余暇	権利擁護	その他
94	520	126	24	2	1

(3) 障害児相談支援事業

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用するうえで必要な障害児支援利用計画の作成及びその計画に沿った支援を行っています。

①契約件数 2件

②支援件数 66件

③支援内容 220件

	福祉 サービス	障害・ 病状理解	健康・医療	不安解消・ 情緒安定	保育・教育	家族・ 人間関係
件数	52	6	12	35	40	42

家計・経済	生活技術	就労	社会参加・ 余暇	権利擁護	その他
0	31	0	2	0	0

(4) 障害支援区分認定調査 17件

(5) 支援関係機関との連携強化

障害者相談支援事業を円滑に実施するため、各支援関係機関の会議等に参加し連携の強化を図っています。

①川口市自立支援協議会むすぶ部会	会議 3回
②川口市障害者相談支援事業所連絡会（10支援連絡会）	会議12回
③南地区計画相談に関する情報交換会	会議48回
④権利擁護	研修・会議 6回

(6) 障害者に対する事業への協力

川口市等が主催する研修やセミナー等への協力として、パネルの貸出やパンフレットの提供をしています。

(7) 障害者相談支援事業の運営に関すること

- ①虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会 1回開催
- ②感染症対策検討委員会 2回開催
- ③業務継続計画（自然災害発生時、感染症発生時）の研修及び訓練
 - ・自然災害発生時における研修・訓練 1回実施
 - ・感染症発生時における研修・訓練 1回実施

(8) 生活困りごと相談会（合同出張相談会）の開催（24 生活困窮者自立相談支援事業（4）参照）

1.3 手話通訳者派遣事業

川口市から委託を受け、聴覚障害者の日常生活支援を目的に、情報伝達やコミュニケーションの仲介を行う手話通訳者派遣事業を実施しています。

(1) 派遣実績

川口市登録手話通訳者、専任手話通訳者対応

内容	生活	福祉	医療	職業	教育	その他	合計
件数	135	154	1,014	9	25	92	1,429

※うちオンラインでの通訳（講演会等（オンデマンド配信） 3件）

(2) 登録手話通訳者 17人

(3) 登録手話通訳者研修会

登録通訳者として必要な技術を学ぶため研修を開催しています。

①社協主催研修 5回開催 延参加者数65人

②埼玉聴覚障害者情報センター等主催 2回 延参加者数20人

(4) 聴覚障害者と手話通訳者の交流会

事業の充実のため、聴覚障害者と登録手話通訳者との交流を図ることを目的に開催しています。

・2回開催 延参加者数（聴覚障害者 延31人、登録手話通訳者 延30人）

(5) 登録手話通訳者定例会

意見・情報交換及び事例検討を通じて、登録通訳者の通訳場面でのルール徹底や通訳技術の研鑽等を図ることを目的に開催しています。

・10回開催 延参加者数134人

(6) 手話通訳者派遣事業の啓発に伴う講師派遣 3回

1.4 障害者居宅サービス技術援助事業

川口市から委託を受け、障害者の自立と社会復帰を促進し福祉の増進を図るとともに、居宅サービスを提供する事業所及びヘルパーの支援技術向上を目的として障害者居宅サービス技術援助事業を行っています。

(1) 居宅サービス内容検討会（オンライン）

事例を通して、ヘルパーや専門職間での意見交換を実施し、個々のスキルアップを図っています。

・5回開催 延出席者数 164人

(2) 障害者ホームヘルパー研修会（オンライン）

専門職からの講義を行うことで、障害者に対する基本的な知識を学び、理解を深めています。

・2回開催 延出席者数 39人

(3) スキルアップ研修（オンライン）

弁護士等から、より専門的な障害等の知識及び対応方法を学び、スキルアップを図っています。

・2回開催 延出席者数 80人

(4) ゲストワークショップ

ゲストから提供されるテーマ等を題材に、助言なども得ながら参加者全体で知識を深めています。

・1回開催 出席者数 42人

15 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

埼玉県社会福祉協議会から委託を受け、認知症高齢者、障害者等のひとりで生活していくには不安があるかたの権利を擁護することを目的として、福祉サービス利用援助、日常生活に伴う金銭管理などを行う「あんしんサポートねっと」事業を実施しています。

（1）利用者数 33人

（高齢者12人、精神障害12人、知的障害7人、その他2人）

（2）生活支援員活動時間 488時間

（高齢者154時間、精神障害220時間、知的障害106時間、その他8時間）

（3）支援内容

①問合せ・初回相談 100件

（高齢者 40件、精神障害 25件、知的障害 5件、その他 30件）

②訪問・相談援助 1,199件

（高齢者 565件、精神障害 340件、知的障害 255件、その他 39件）

③書類等預かりサービス 3件

（高齢者 0件、精神障害 2件、知的障害 0件、その他 1件）

（4）生活支援員 45人

①生活支援員定例会・フォローアップ研修

生活支援員同士の情報交換及び資質向上を目的に、定例会及びフォローアップ研修を開催しています。

・3回開催 延参加者数 62人

②生活支援員養成講座

新たな生活支援員の養成を目的に講座を開催しています。

・1回開催（全2日間） 参加者数 11人

16 生活福祉資金貸付事業

埼玉県社会福祉協議会から委託を受け、所得の少ない世帯、高齢者世帯、障害者世帯を対象に、生活福祉資金の貸付窓口業務を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付事務を実施しています。

（1）生活福祉資金

①新規相談件数 746件 延相談件数 1,706件

②貸付件数・金額（利子含む）等

区分	種類	貸付数（件）	貸付決定額（円）
福祉資金	福祉費	18	2,355,000
	緊急小口資金	5	412,000
教育支援資金	教育支援費	8	4,511,340
	就学支度費	6	1,150,660
不動産担保型生活資金	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	1	8,120,000

③生活困りごと相談会（合同出張相談会）の開催（２４ 生活困窮者自立相談支援事業（４）参照）

(2)特例貸付

償還猶予フォローアップ支援 面談記録進達件数 ５３１件 延対応件数 ９１８件

１７ やすらぎ会館事業

市民の文化の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的に、会議室の貸し出しを実施しています。

会議室等の貸出の実績

集会室	中会議室	小会議室	合計
257	484	311	1,052

会場使用料	975,365 円
-------	-----------

１８ 住民参加型福祉サービス事業

(1) 家事援助サービス・ちょこっと困りごとサポート

①家事援助サービス

家事を行うことが困難になり、介護保険などの公的サービスや家族等からの支援も受けられないかたを対象に、地域の協力員がご自宅に訪問し、家事などを有料で実施しています。

		利用者数（人）		利用時間
		実人数	延人数	
種 別	高 齢 者	80	625	2,226 時間 37 分
	障 害 者	11	57	100 時間 4 分
	病気・けが	4	29	81 時間 20 分
	産前・産後	22	86	351 時間 10 分
合計		117	797	2,759 時間 11 分

	登録人数（人）	派遣人数（人）	
		実人数	延数
協力員	129	76	593

②ちょこっと困りごとサポート

高齢者や障害者の日常生活のちょっとした困りごとを、地域の協力員がご自宅に訪問し、有料でサービスを実施しています。

		利用者数（人）		利用件数（件）
		実人数	延人数	
種別	高齢者	68	83	94
	障害者	5	6	6
合計		73	89	100

	登録人数（人）	派遣人数（人）	
		実人数	延数
協力員	130	25	80

③研修会・交流会

協力員の増員、スキルアップを図ることを目的に各講座を開催しています。

- ア 協力員入門講座 1回開催 参加者数 7人
- イ 協力員研修会 1回開催 参加者数 23人
- ウ 新規協力員交流会 1回開催 参加者数 5人

④有償型在宅福祉サービス団体情報交換会

サービスの充実、課題の共有・解決を図るために、市内で有償型在宅福祉サービスを運営している団体との情報交換会を開催しています。

- ・ 1回開催 5団体 9人

⑤社協たすけあいボランティア入門講座の合同開催

（7 ファミリー・サポート・センター事業（7）参照）

（2）食事サービス

①食事の支度が困難になり、家族などからの支援も受けられないかたを対象に、健康維持に必要な栄養バランスのとれた昼食の配食（日曜日を除く週6日）を安否確認も兼ねて実施しています。

		利用者数（人）		配食延数（食）
		実人数	延人数	
種別	高齢者	134	939	16,325
	障害者	16	152	2,962
	病気・けが	12	95	1,520
	産前・産後	12	52	750
合計		174	1,238	21,557

②配食業者意見交換会

安定したサービスの継続を目的に、配食業者との意見交換会を開催しています。

- ・ 1回 3団体 3人

（3）車いす貸出サービス・車いすステーション

①車いす貸出サービス

自宅で車いすが一時的に必要なかたに、車いすの貸し出しを実施しています。

- ・貸出件数 415件（青木会館 363件、やすらぎ会館 52件）

②車いすステーション

一週間以内で車いすの貸出が必要なかたに対し、より身近な地域で利用できるよう、市内の企業や事業所の協力により、車いすステーションの設置を実施しています。

- ・設置数 21カ所 貸出件数 481件

（４）福祉車両貸出サービス

常時車いす利用者または歩行困難なかたに対し、福祉車両（スロープ式）の貸し出しを実施しています。

		利用件数（件）	登録者数（人）
種別	高齢者	249	75
	障害者	18	8
	病気・けが	2	1
合計		269	84

19 交通遺児育英事業

交通遺児の健全育成を図るため、市民の皆様から寄せられる指定寄附金を財源に、関係機関の協力のもと次の事業を実施しています。

（１）奨学金

高等学校及び大学等に在学しているかたを対象に、奨学金を支給しました。

- ・6世帯8人 合計 1,000,000円

（２）入学時祝金

小学校から大学等に入学するかたを対象に、入学時のお祝い金を支給しました。

- ・1世帯1人 合計 50,000円

（３）年末支援金

満18歳になるまでのかたを対象に、新年準備の支援金を支給しました。

- ・4世帯4人 合計 120,000円

（４）修学旅行支援金

小学校から高等学校等に在学し修学旅行に参加したかたを対象に、支給しました。

- ・1世帯1人 合計 30,000円

（５）就職支度金

中学から大学等を卒業（修了）し就職が決定したかたにを対象に、就職する際の支援金を支給しました。

- ・1世帯1人 合計 100,000円

20 老人福祉センター青木たたら荘

川口市から指定管理を受け、60歳以上のかたのレクリエーション・趣味・教養の場として利用いただくとともに、各種相談を通じて心身の健康増進、外出する機会を増やすことを目的に事業を実施しています。

(1) 川口市老人福祉センター青木たたら荘運営委員会

川口市老人福祉センター青木たたら荘の管理運営に際して、地域との連携協力をするために運営委員会を開催しています。

- ・2回開催 延出席者数 9人

(2) 開所日数 289日

(3) 利用人数 11,037人

(4) 健康相談（各月1回） 14人

(5) 実施講座

健康の保持増進		
ボッチャ	フラダンス教室	元気アップ体操
やさしいイスヨガ	血液循環ロコモ体操	脳トレ&体操
電動ウォーカーを使おう	卓球	

生きがいづくり		
ナツメロ生演奏	生け花教室	音楽をたのしもう
アンダリアのコースター作り	おしゃれブローチ作り	カラオケ
ハーバリウムボトル作り	ミニうちわとミニすいか作り	イメージチェンジ講座
金魚のリース作り	すずめの飾りもの作り	かんたん脳トレ&出前講座
マンダラぬり絵教室	編み物教室	

イベント講座		
節分の飾りもの作り	敬老の日スペシャル	クリスマス会
お正月飾り物作り	押し絵のおひなさま飾り作り	兜づくり
クリスマスリース作り	骨密度チェック	

21 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、川口市の指定を受け居宅介護支援事業所を運営し、居宅サービス計画書（介護ケアプラン・介護予防ケアプラン）の作成等を行っています。また、川口市から委託を受け、要介護認定申請者に対し訪問調査を行っています。

(1) 介護ケアプラン及び介護予防ケアプラン作成件数

- ・介護ケアプラン 延 1,661件
- ・介護予防ケアプラン 延 239件

(2) 介護保険要介護認定訪問調査 延115件

(3) 居宅介護支援事業所の運営に関すること

①虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会 1回開催

②感染症対策検討委員会 2回開催

③業務継続計画（自然災害発生時、感染症発生時）の研修及び訓練

・自然災害発生時における研修・訓練 1回実施

・感染症発生時における研修・訓練 1回実施

2.2 地域包括支援センター

川口市から委託を受け、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の中核機関として、次の事業を実施しています。

また、生活支援コーディネーターを中心に、住み慣れた場所で安心して暮らし続けられる地域を目指し、関係機関や地域住民と共にネットワークの構築を図っています。

(1) 総合相談支援事業

相談件数 8,001件

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

①介護予防サービス計画 1,160件（自社519件、委託641件）

②介護予防ケアマネジメントA 887件（自社411件、委託476件）

③介護予防ケアマネジメントC 26件

(3) 権利擁護事業

①成年後見 相談件数 41件 ※新規11件

②虐待 相談件数 41件 ※新規7件

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

①ケアマネ会議

地域の介護支援専門員に対する支援の一環として青木地区内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員を対象とした会議を開催しています。

ア 青木ケアマネ交流会 1回開催（参加者数28人）

イ 青木主任ケアマネ企画検討会 1回開催（参加者数6人）

②日常的相談

相談件数 213件（ケアマネジャー相談183件、サービス事業者相談30件）

(5) 地域ケア会議等の開催・参加

高齢者個人に対する支援の充実と、地域課題の共有・解決を行うことで地域包括ケアシステムの構築を図れるよう会議を開催しています。また、出前講座を開催及び運営推進会議等に参加しています。

①個別会議 1回開催 延参加者数 8人

②自立支援型会議 2回開催 延参加者数 46人

③ネットワーク会議（推進会議） 1回開催 参加者数 62人

④出前講座等実施数 12回

⑤その他（運営推進会議等） 20回

（6）生活支援体制整備事業

高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、住民同士の支えあいを推進するための事業を実施しています。

①第2層協議体 5回開催 延参加者数 50人

②介護予防サポーターフォローアップ研修 1回開催 参加者数 19人

（7）認知症地域支援推進事業

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、認知症本人・家族の支援を目的として事業を実施しています。

①認知症サポーター養成講座 5回開催（主催1回、出前4回）

②認知症カフェ（オレンジタイム手とて） 9回開催

③家族介護教室 2回開催

④認知症サポーターステップアップ講座 1回開催

（8）介護予防支援事業所の運営に関すること

①虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会 1回開催

②感染症対策検討委員会 2回開催

③業務継続計画（自然災害発生時、感染症発生時）の研修及び訓練

・自然災害発生時における研修・訓練 1回実施

・感染症発生時における研修・訓練 1回実施

（9）生活困りごと相談会（合同出張相談会）の開催（24 生活困窮者自立相談支援事業（4）参照）

23 成年後見センター

川口市から委託を受け、認知症や知的障害、精神障害により判断能力が十分でないかたが、成年後見制度を円滑に利用できるよう成年後見センター事業を実施しています。

（1）川口市成年後見センター運営委員会

川口市成年後見センターの業務の適正な運営を図ることを目的に、専門職や行政職員等を委員とし、運営委員会を開催しています。

・6回開催 延出席者数 59人

（2）相談対応・支援

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用に関する相談・助言を行っています。

・相談件数 1, 576件

（高齢者 1, 089件、知的障害 164件、精神障害 195件、高次脳機能障害 7件、不明 88件、その他 33件）

（3）成年後見制度の普及啓発に関すること

①支援者向け成年後見制度基礎研修

介護支援専門員や相談支援専門員等に対し、成年後見制度の正しい理解を深めることを目的として開催しています。

- ・ 1回開催 参加者数 42人

②成年後見制度の普及啓発に関する出前講座

市内各団体等からの依頼に基づき、制度の普及啓発を目的に職員による制度説明等の出前講座を実施しています。

- ・ 12件 延参加者数 219人

③成年後見制度市民向け講座

各専門職団体等に講師を依頼し、市民を対象とした講座を開催しています。

- ・ 6回開催 延参加者数 138人

④成年後見制度出張相談会

アウトリーチ活動の一環として、市民の利便性に配慮した出張型の相談会を開催しています。

- ・ 1回開催 参加者数 22名 会場：障害者支援施設光福

⑤生活困りごと相談会（合同出張相談会）の開催（24 生活困窮者自立相談支援事業（4）参照）

（4）成年後見制度関連機関情報交換会

市民がより制度を円滑に利用できるように、成年後見の相談業務に携わっている団体や機関が一堂に会することにより、各々の事業内容を把握し、連携を深めていくことを目的に北エリアと南エリアに分け実施しています。

- ・ 2回開催 延参加者数 102人

（5）川口市市民後見人候補者養成研修

市民後見人として必要な知識等の習得を目的に開催しています。

- ・ 1回開催（全6日間） 参加者数 47人

（6）法人後見・後見監督の受任に関すること

法人後見支援員が市民後見人として家庭裁判所から選任されるための活動・経験の場を提供することを目的に法人として成年後見人等を受任し、財産管理や身上保護を実施しています。また、市民後見人が選任された後は、後見監督人として活動を支援しています。

- ・ 受任件数 法人後見件数 8件（後見 7件、保佐 1件）
後見監督件数 4件（後見 3件、補助 1件）※市民後見人へ移行
- ・ 法人後見支援件数 738件
- ・ 後見監督支援件数 60件

（7）法人後見支援員に関すること

①法人後見支援員の委嘱

川口市市民後見人候補者養成研修修了者のうち、市民後見人として活動を希望するかたに対し、本会が法人後見支援員を委嘱しています。

- ・ 委嘱人数 42人

②定例会・フォローアップ研修の開催

法人後見支援員同士の情報交換及び資質向上を目的に、定例会及びフォローアップ研修を開催しています。

・ 6回開催 延参加者数 147人

2.4 生活困窮者自立相談支援事業

川口市から委託を受け、生活困窮者からの相談に対して、課題に応じた個別的、継続的、包括的な相談支援を行い、必要に応じて自立に向けた支援プランを作成し、関係機関と連携しながら、生活困窮者の自立の促進を図っています。

(1) 新規相談件数 956件

(2) 初回面談時の主訴

単位：件

病気や健康、障害のこと	28
住まいについて	142
収入・生活費について	431
家賃やローンの支払いのこと	171
税金や公共料金等の支払いについて	8
債務について	8
仕事探し、就職について	78
仕事上の不安やトラブル	1
地域との関係について	0
家族との関係について	24
子育てのこと	1
介護のこと	6
ひきこもり・不登校	3
DV・虐待	3
食べるものがない	16
その他	36
合計	956

(3) 支援調整会議の開催

支援調整会議を23回開催し、相談支援員が作成した自立支援プラン案（新規プラン86件、再プラン21件）の適切性の協議及び共有、プラン終結（87件）の評価を行っています。

(4) 生活困りごと相談会（合同出張相談会）の開催

複雑・複合化した課題や生活に困りごとを抱えた市民が、アクセスしやすい身近な場所で包括的に相談支援が受けられるよう、多分野の事業（生活福祉資金貸付事務、成年後見センター、青木地域包括支援センター、障害者相談支援事業、アウトリーチ等継続的支援事業、参加支援事業）と合同で出張型の「生活困りごと相談会」を4回開催しました。

また、中央共同募金会「生活困窮者への緊急支援活動助成」の助成金交付を受け、生活に困窮しているか

たに、食料品（１２品目２２点）を相談終了後に無料配布しました。

- ①相談者数 ５６人
- ②相談件数 ５９件（生活困窮に関する相談１６件）
- ③食料品配布人数 ３９人

（５）フードドライブの実施

職域（市社協職員）のフードドライブを４回実施し、食料品（６０３点）を受け入れ、食べるものがなく困窮している相談者（９８人）に提供しました。

２５ 生活支援体制整備事業

川口市から委託を受け、第１層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の発掘、地域資源の把握・ネットワークの構築を図っています。

（１）地域におけるネットワークの構築

第２層生活支援コーディネーターとの連携により、１３地区２６回の第２層協議体、地域ネットワーク会議に参加し、ネットワーク構築の支援及び事業周知を行いました。

（２）第１層協議体の開催

- ・５回開催 延出席者数 ２６人

（３）川口市高齢者サービス情報検索サイト かわぐち元気ナビの運用協力

川口市長寿支援課が運用する「かわぐち元気ナビ」に掲載する地域資源情報の更新に協力しています。

（４）第２層生活支援コーディネーターとの情報交換会

第２層生活支援コーディネーターとの情報交換会に３回参加し、第１層協議体で協議された内容や進捗状況について情報提供を行いました。

（５）県南５市生活支援コーディネーター情報交換会

戸田市・蕨市・草加市・越谷市の生活支援コーディネーターとの情報交換会を開催しています。

- ・１回開催 出席者数 １４人

（６）事業周知

①広報誌の発行

あいのある街かわぐち通信 １回発行

②生活支援体制整備事業フォーラムの開催

介護予防の重要性と住民や社会福祉法人、民間企業などの多様な担い手による支え合いの必要性を伝えることを目的に開催しています。

- ・１回開催 出席者数 ２２３人

26 多機関協働事業

川口市から委託を受け、複雑化・複合化した事例に対し、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等、ケース全体の調整役を担い、必要に応じて随時開催している重層的支援会議等の運営や、社会資源の把握・提供を行っています。

(1) 新規相談件数 97件

(2) 相談内容

[単位：件]

病気	25	生活習慣の乱れ	4
障害（手帳有）	21	社会的孤立（ニート・ひきこもり等）	18
障害（疑い）	15	家族関係・家族の問題	29
自死企図	6	介護	24
メンタルの課題（うつ・依存症など）	31	子育て	11
住まい不安定	7	不登校	5
経済的困窮	33	ひとり親	8
（多重・過重）債務	4	DV・虐待	13
家計管理の問題	9	本人の能力の問題（識字・言語・理解等）	20
就職活動困難	3	その他	50
合計			336

(3) 重層的支援会議等の開催

複雑化・複合化した事例に対し、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等、事例全体の調整をする目的で開催しています。

- ・重層的支援会議 23回（本人同意があり、プラン内容の検討と策定を含む。）
- ・支援会議 41回

(4) プラン作成件数 11件

(5) 終結件数 12件

(6) 支援関係機関との連携強化

多機関協働事業を円滑に実施するため、各支援関係機関の会議等に参加し連携の強化を図っています。

- ・高齢分野 25回
- ・障害分野 29回
- ・子ども分野 23回
- ・その他 16回

27 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

川口市から委託を受け、支援関係機関や地域住民との連携により、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていないケースを把握し、地域関係者（支援関係機関や地域住民など）と連携した情報収集、本人やその家族との関係性構築に向けた支援・方策の検討、外出や単独での行動が難しいケースに対する家

庭訪問・同行支援など、本人やその世帯との信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行っています。

(1) 新規相談件数 28件

(2) プラン作成件数 2件

(3) 終結件数 5件

(4) 相談内容 [単位：件]

病気や健康・障害のこと	1
住まいについて	1
収入・生活費のこと	4
家賃やローンの支払いのこと	1
仕事探し・就職について	1
仕事上の不安やトラブル	1
家族との関係について	2
不明	17
合計	28

28 参加支援事業

川口市から委託を受け、既存の社会参加に向けた事業では対応できないケースに対し、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向け、地域における社会資源・福祉サービスとの連携、プラン作成に向けた支援・方策の検討など、ニーズや状態に合った支援のマッチングやフォローアップなどの継続的な支援を行っています。

(1) 新規相談件数 4件

(2) プラン作成件数 7件

(3) 相談内容 [単位：件]

仕事探し・就職について	2
仕事上の不安やトラブル	1
ひきこもり・不登校	1
合計	4

第2章
社会福祉法人
川口市社会福祉事業団

令和7年度 社会福祉

		事業名	予算額(千円)
福 祉		本 部 事 務 局 ⑩	136,183
高 齢 福 祉		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム ⑩	578,168
		シ ョ ー ト ス テ イ ⑩	85,212
		養 護 老 人 ホ ー ム ⑩	134,160
		ケ ア ハ ウ ス ⑩	130,867
		安行・神根・芝・新郷・仲町たたら荘⑩	108,301
		老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー ⑩	609,833
		社 会 福 祉 セ ン タ ー ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 支 援 事 業 ⑩	29,350
		老 人 福 祉 セ ン タ ー ⑩	48,399
		や す ら ぎ の 家 ⑩	2,000
		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	176,928
		鳩ヶ谷福祉センター ⑩	27,650
児 童 福 祉		南 平 児 童 セ ン タ ー ⑩	21,477
		地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 ⑩	3,503
障 害 福 祉		地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業 ⑩	50,277
		生 活 介 護 夢 工 房	80,658
		障 害 者 相 談 支 援 セ ン タ ー き ら り ⑩	27,688
		生 活 介 護 き じ ば と ⑩	81,330
		就 労 継 続 支 援 き じ ば と ⑩	38,866
介 護 保 険		地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー ⑩	218,552

事業団事業の予算概要

※ ①は市の委託事業 ②は市の補助事業 ③は指定管理者

事業内容
各施設の中核として受託経営施設及び自主経営施設の効果的な管理運営
要介護状態にある高齢者で常時介護を必要とするかたが入居する施設の管理運営
在宅で要介護高齢者を介護することが困難な場合に短期間受け入れを行う施設の管理運営
65歳以上で経済的理由等のため居宅において養護が困難なかたが入居する施設の管理運営
60歳以上で在宅生活を営むのに支障のあるかたが低額な料金で入居する施設の管理運営
受託しているたたら荘5カ所の管理運営(安行・神根・芝・新郷・仲町)
要介護状態にある高齢者の通所介護サービスの提供(横曽根・新郷・芝・芝南・鳩ヶ谷・神根)
ボランティア活動をしているかたへの支援事業
自主事業のたたら荘4カ所の管理運営(本町・芝中央・南平・前川)
やすらぎの家2カ所の管理運営(並木・元郷)
居宅サービス計画の作成及び介護予防サービスの支援を行う(横曽根・新郷・芝・鳩ヶ谷・神根)
高齢者の各種相談や集会のための施設提供を行う施設の管理運営
児童健全育成の目的で設置した児童センターの管理運営
子育て親子に対する相談支援を行う
障害者の自立と社会参加を図ることを目的とした施設の管理運営
障害者の社会参加を促進するため、自立訓練や授産活動の場を提供する施設の管理運営
在宅の障害者(児)に対する相談支援を行う
障害者の社会参加を促進するため、自立訓練や授産活動の場を提供する施設の管理運営
障害者の就労指導、生活指導、社会学習を実施する施設の管理運営
地域福祉の中核機関として高齢者の状態の変化に応じたサービスの提供を包括的に行う (神根・新郷・芝伊刈・西・鳩ヶ谷東部・新郷東)

第2章 社会福祉法人川口市社会福祉事業団

第1節 社会福祉事業団の概要

1 組織等

(1) 設立の趣旨

川口市が設置した福祉施設の受託管理業務を行うとともに、自ら市民の福祉ニーズにこたえるため、社会福祉法に基づき、福祉施設を設置運営することを目的に設立されました。

(2) 事務所 事務局 川口市大字赤井1055番地

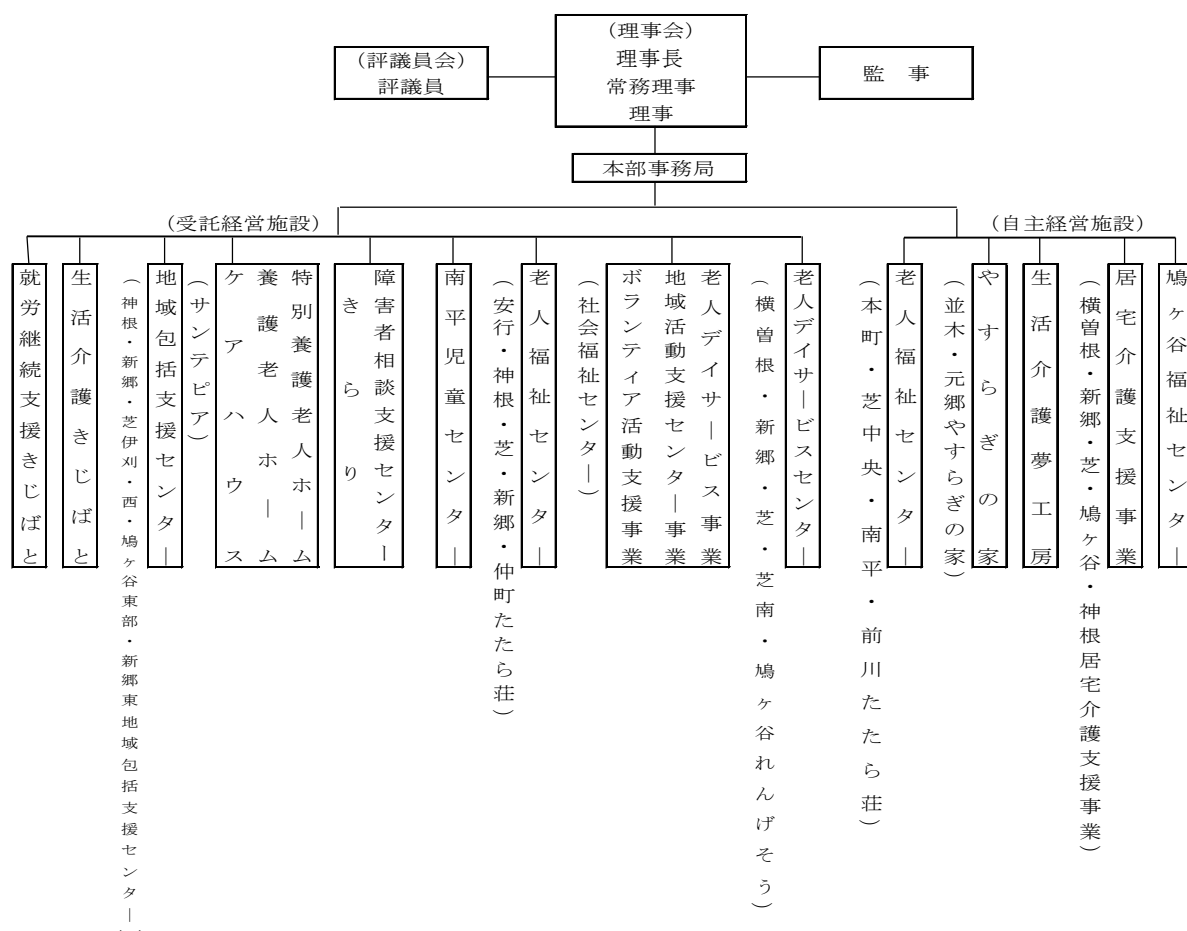
(3) 沿革 昭和59年3月1日 社会福祉法人川口市社会福祉事業団の設立認可
昭和59年4月1日 社会福祉法人川口市社会福祉事業団設立

(4) 職員の配置（令和7年4月1日現在）

職員279人を施設に配置し、業務に従事しています。

(5) 組織

本社会福祉事業団は、社会福祉法の規定に基づく社会福祉法人です。業務の決定は理事会及び評議員会によって行われ、理事会、評議員会の決定事項は、事務局または施設により処理をしています。この関係を図に表すと次のとおりになります。



2 令和7年度当初予算

(単位:千円)

事業 区分	拠点区分		サービス区分		予算額	
社会 福 祉 事 業	1	高齢者総合福祉センター サンデピア	1	法人本部	1,064,973	136,183
			2	特別養護老人ホーム		578,168
			3	ショートステイ		85,212
			4	老人デイサービスセンター新郷れんげそう		148,230
			5	新郷居宅介護支援事業所		41,418
			6	新郷地域包括支援センター		37,670
			7	新郷東地域包括支援センター		38,092
	2	サンデピア養護老人ホーム	8	養護老人ホーム	134,160	134,160
	3	サンデピアケアハウス	9	ケアハウス	130,867	130,867
	4	神根福祉センター	10	老人デイサービス事業	227,452	108,841
			11	老人福祉センター神根たたら荘		24,797
			12	ボランティア活動支援事業		29,350
			13	神根居宅介護支援事業所		28,092
			14	神根地域包括支援センター		36,372
	5	神根福祉センター 地域活動支援センター事業	15	地域活動支援センター事業	50,277	50,277
	6	高齢者在宅サービスセンター	16	老人デイサービスセンター横曽根れんげそう	161,797	93,166
			17	横曽根居宅介護支援事業所		33,739
			18	西地域包括支援センター		34,892
	7	芝福祉センター	19	老人デイサービスセンター芝れんげそう	273,503	133,625
			20	老人福祉センター芝たたら荘		25,967
			21	老人デイサービスセンター芝南れんげそう		34,060
			22	芝居宅介護支援事業所		44,263
			23	芝伊刈地域包括支援センター		35,588
	8	鳩ヶ谷れんげそう	24	老人デイサービスセンター鳩ヶ谷れんげそう	91,911	91,911
	9	老人福祉センター	25	老人福祉センター	105,936	48,399
			26	老人福祉センター安行たたら荘		21,458
			27	老人福祉センター新郷たたら荘		17,851
			28	老人福祉センター仲町たたら荘		18,228
	10	生活介護夢工房	29	生活介護夢工房	80,658	80,658
	11	鳩ヶ谷きじばと福祉センター	30	生活介護きじばと	109,018	81,330
			31	障害者相談支援センターきらり		27,688
	12	就労継続支援きじばと	32	就労継続支援きじばと	38,866	38,866
	13	南平児童センター	33	南平児童センター	24,980	21,477
			34	地域子育て支援拠点事業		3,503
	小 計					2,494,398
公益 事業	14	やすらぎの家	35	やすらぎの家	2,000	2,000
	15	鳩ヶ谷社会福祉センター	36	鳩ヶ谷福祉センター	93,004	27,650
			37	鳩ヶ谷東部地域包括支援センター		35,938
			38	鳩ヶ谷居宅介護支援事業所		29,416
	小 計					95,004
合 計					2,589,402	2,589,402

第 2 節 老人福祉施設

1 老人福祉センター「たたら荘」

60歳以上のかたに対して、各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等を供与し、高齢者が健康で明るい生活ができるよう努めています。

※たたら荘の運営は、昭和59年4月1日から川口市社会福祉事業団が行っています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積(㎡)	床面積(㎡)	開所年月日	種別
本町たたら荘	本町 1-5-22	593.48	330.48	S 44. 1. 6	B 型
芝中央たたら荘	大字芝 3905	2,500.68 の一部	335.95	S 46. 6. 13	B 型
南平たたら荘	末広 3-7-21	1,322.37	588.43	S 52. 12. 4	A 型
前川たたら荘	前川 4-12-12	1,258.97	611.08	S 57. 1. 8	A 型
安行たたら荘	大字安行 1194	2,612.17	684.70	H 4. 4. 7	A 型
神根たたら荘	大字道合 1421	3,234.25	1,035.89	H 9. 4. 10	A 型
芝たたら荘	大字伊刈 20	2,298.58	922.00	H 10. 12. 1	A 型
新郷たたら荘	大字東本郷 1000	2,461.39 の一部	488.13	H 30. 4. 1	B 型
仲町たたら荘	仲町 15-15	1,636.11 の一部	493.51	H 31. 4. 1	B 型

※A型 床面積が495, 5㎡以上の規模の建物

※B型 床面積が165㎡以上495, 5㎡未満の規模の建物

(2) 利用状況(9ヵ所)

年 度	利用日数 (日)	団 体		個人(人)	計(人)	利用料(円)	健康相談	
		回数(回)	人員(人)				回数(回)	人員(人)
2	1,593	0	0	7,921	7,921 (861)	706,000	0	0
3	2,202	0	0	13,059	13,059 (1,148)	1,191,100	155	630
4	2,628	21	118	19,241	21,088 (1,729)	1,935,900	211	1,284
5	2,642	225	1,878	73,662	83,046 (7,506)	7,554,000	345	3,123
6	2,629	258	2,483	88,313	103,219 (12,423)	9,079,600	365	3,863

※利用料は1人100円(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたは免除)

※()内は利用者の内、利用料免除者の人数

2 高齢者総合福祉センター「サンテピア」（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・老人デイサービスセンター・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター）

高齢者総合福祉センター「サンテピア」は、高齢者のニーズに合わせたサービスの充実を図るため、要介護状態で常時介護が必要な高齢者を対象とした特別養護老人ホームや心身機能の減衰等のために日常生活に支障があり、自宅において適切な介護を受けられない高齢者を対象とした養護老人ホーム、自炊ができないなど心身機能の低下や高齢のため独立して生活できない高齢者のためのケアハウスといった入居型施設と老人デイサービスセンター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターを併設した高齢者総合福祉施設です。

また、社会的理由等により高齢者を介護できない場合、一時的に保護し介護者の負担を軽減する短期入所生活介護も行っています。

（１）施設概要

種 別	定員	開所年月日	敷地面積	構造	床面積	所在地
特別養護老人ホーム	100人	H9. 4. 1	7,602.39 m ²	鉄筋 コンクリート造 地上6階 地下1階	延床面積 14,444.48 m ²	大字赤井 1055
短期入所生活介護	20人					
養護老人ホーム	50人					
ケアハウス	50人					
新郷れんげそう	50人					

（２）入居及び利用状況

○特別養護老人ホーム

（単位：人）

年齢 年度	60～ 64歳	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～ 89	90～ 94	95～ 99	100 以上	計	男性	女性	平均 年齢 (歳)
6	1	0	7	16	21	14	28	12	1	100	27	73	84.1

○養護老人ホーム

（単位：人）

年齢 年度	60～ 64歳	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～ 89	90～ 94	95～ 99	100 以上	計	男性	女性	平均 年齢 (歳)
6	0	1	1	7	5	6	2	0	0	22	8	14	81.5

○ケアハウス

（単位：人）

年齢 年度	60～ 64歳	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～ 89	90～ 94	95～ 99	100 以上	計	男性	女性	平均 年齢 (歳)
6	1	0	3	7	10	12	7	1	0	41	16	25	83.4

※老人デイサービスセンターについては、「4 老人デイサービスセンター」の項を参照。居宅介護支援事業所については、「5 居宅介護支援事業所」の項を参照。地域包括支援センターについては、「7 地域包括支援センター」の項を参照。

3 やすらぎの家

60歳以上のかたに憩いの場を提供し、心身の健康保持及びレクリエーション等を供与し、高齢者が健康で明るい生活ができるよう努めています。

やすらぎの家の運営は、昭和61年4月1日から川口市社会福祉事業団が行っています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	構 造	床面積	開所年月日
並木 やすらぎの家	並木 4-22-1	690.00 m ²	鉄骨造平屋建	延床面積 161.76 m ²	S54. 1. 8
元郷 やすらぎの家	元郷 3-15-19	旧元郷保育所敷地内 354.92 m ²	木造平屋建	延床面積 147.40 m ²	S58. 2. 3

※利用料は無料

(2) 利用状況

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用日数	210 日	299 日	357 日	358 日	357 日
利用者人数	延 1,282 人	延 1,581 人	延 2,639 人	延 3,912 人	延 6,670 人

4 老人デイサービスセンター「れんげそう」

川口市から委託を受け、老人福祉法及び介護保険法に基づき、在宅で要介護状態の高齢者に対して、通所により各種サービスを提供し、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図っています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日	定員
横曽根 れんげそう	川口 6-5-14	850.88 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建	延床面積 1,175.85 m ² 内 479.79 m ²	H7. 1. 17	40
新郷 れんげそう	大字赤井1055	7,602.39 m ²	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階	延床面積 14,444.48 m ² 内 917.38 m ²	H9. 4. 1	50
芝 れんげそう	大字伊刈20	2,298.58 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	延床面積 1,797.45 m ² 内 742.14 m ²	H10. 12. 1	45
芝南 れんげそう	芝 3-17-1	芝南小学校敷地内 10,683.00 m ²	鉄筋コンクリート造 4階建 1階一部	206.59 m ²	H10. 11. 9	15
鳩ヶ谷 れんげそう	八幡木 1-19-5	944.84 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	延床面積 737.50 m ² 内 377.50 m ²	H23. 11. 1	35

(2) サービス内容及び利用状況

○横曽根れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業 1	事業 2	要支援 1	要支援 2	1	2	3	4	5	計			
2	9,001	0	0	185	678	1,880	1,843	1,237	763	593	7,179	13,987	7,156	5,437
3	8,348	0	0	176	331	2,017	1,722	1,674	425	314	6,659	12,988	6,604	4,775
4	6,692	0	0	130	180	2,128	1,604	982	502	221	5,747	11,389	5,687	4,237
5	7,428	0	0	306	263	2,426	1,545	1,105	575	185	6,405	12,742	6,280	4,840
6	8,737	0	0	243	528	2,671	2,004	1,064	645	187	7,342	14,606	7,159	5,650

※事業 1・2 … 第 1 号通所事業対象者（要支援 1 相当・要支援 2 相当）

○新郷れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業 1	事業 2	要支援 1	要支援 2	1	2	3	4	5	計			
2	12,450	0	1	311	553	1,866	3,515	1,982	873	825	9,926	15,656	7,874	7,765
3	12,155	0	0	382	722	1,545	3,207	2,271	1,027	950	10,104	16,121	8,118	7,622
4	12,240	0	0	392	784	1,889	2,742	2,631	1,130	570	10,138	16,047	8,021	7,884
5	11,841	0	0	330	950	2,245	2,503	2,372	1,035	583	10,018	16,651	8,315	7,897
6	11,721	0	0	211	1,038	2,671	2,794	1,751	648	570	9,683	16,200	8,046	7,924

※事業 1・2 … 第 1 号通所事業対象者（要支援 1 相当・要支援 2 相当）

○芝れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業 1	事業 2	要支援 1	要支援 2	1	2	3	4	5	計			
2	11,267	0	0	140	690	2,681	2,375	1,041	1,213	672	8,812	17,539	8,790	7,105
3	10,072	0	0	107	486	2,546	2,399	1,188	1,034	545	8,305	16,516	8,302	6,580
4	10,040	0	0	129	454	2,588	1,896	1,733	834	369	8,003	16,098	7,969	6,528
5	9,615	0	0	155	241	2,515	1,671	1,458	977	512	7,529	14,966	7,409	6,283
6	9,545	0	0	90	409	2,265	1,986	1,128	1,299	633	7,810	15,501	7,678	6,467

※事業 1・2 … 第 1 号通所事業対象者（要支援 1 相当・要支援 2 相当）

○芝南れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業 1	事業 2	要支援 1	要支援 2	1	2	3	4	5	計			
2	3,023	0	0	91	0	653	602	810	148	206	2,510	5,006	2,495	—
3	1,462	0	0	84	1	242	321	274	140	62	1,124	2,241	1,071	—
4	1,492	0	0	7	66	322	182	356	75	103	1,111	2,201	1,005	—
5	1,447	0	0	3	27	302	487	442	2	6	1,269	2,529	1,222	—
6	1,191	0	0	19	0	242	282	409	41	10	1,003	1,993	953	—

※事業 1・2 … 第 1 号通所事業対象者（要支援 1 相当・要支援 2 相当）

○鳩ヶ谷れんげそう

(単位：人)

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業 1	事業 2	要支援 1	要支援 2	1	2	3	4	5	計			
2	7,536	0	0	154	714	1,154	1,199	1,447	616	817	6,101	12,121	6,071	5,075
3	6,862	0	0	97	605	1,239	1,190	1,583	604	590	5,908	11,750	5,812	5,077
4	6,463	0	0	99	685	990	1,438	1,390	378	434	5,414	10,796	5,369	4,785
5	6,338	0	0	72	586	925	1,717	1,418	266	364	5,348	10,682	5,284	4,791
6	6,714	0	0	32	592	1,317	1,431	1,504	323	435	5,634	11,257	5,610	5,094

※事業 1・2 … 第 1 号通所事業対象者（要支援 1 相当・要支援 2 相当）

5 居宅介護支援事業所

介護保険制度の情報提供及びケアプラン作成を行い、制度の円滑な推進に努めています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日
横曽根居宅介護 支 援 事 業 所	川口 6-5-14	850.88 m ²	鉄筋コンクリート造 3 階建	延床面積 1,175.85 m ² 内 31.30 m ²	H 7. 4. 1
新郷居宅介護 支 援 事 業 所	大字赤井1055	7,602.39 m ²	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 6 階	延床面積 14,444.48 m ² 内 30.60 m ²	H 9. 4. 1
芝居宅介護 支 援 事 業 所	大字伊刈20	2,298.58 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建	延床面積 1797.45 m ² 内 33 m ²	H 10. 12. 2
鳩ヶ谷居宅介護 支 援 事 業 所	桜町 6-4-5	1,247.08 m ²	鉄筋コンクリート造 1 階部分	延床面積 1,185.81 m ² 内 19.33 m ²	H 18. 5. 1 (H 27. 4. 1 現所在地に移転)
神根居宅介護 支 援 事 業 所	大字道合 1421	3,234.25 m ²	鉄筋コンクリート造 3 階建	延床面積 2,739.74 m ²	R 4. 4. 1

(2) 相談件数

○横曽根居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認 定 調 査	月平均	ケアプラン作成	月平均
2	1 0 7 (0)	9	2, 5 4 3	2 1 2
3	1 2 0 (0)	1 0	2, 5 1 3	2 0 9
4	8 7 (0)	7	2, 0 6 8	1 7 2
5	1 1 1 (0)	9	2, 0 2 9	1 6 9
6	1 0 1 (0)	8	1, 6 5 3	1 3 8

※ () 内は他市町村からの委託件数

○新郷居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認 定 調 査	月平均	ケアプラン作成	月平均
2	1 4 4 (2 6)	1 4	3, 2 6 7	2 7 2
3	1 7 3 (3 8)	1 4	3, 3 0 2	2 7 5
4	1 2 4 (1 8)	1 0	2, 5 7 5	2 1 5
5	1 2 6 (2 1)	1 1	2, 0 8 6	1 7 4
6	1 3 9 (1 2)	1 3	2, 0 5 3	1 7 1

※ () 内は他市町村からの委託件数

○芝居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認 定 調 査	月平均	ケアプラン作成	月平均
2	9 4 (1)	8	2, 9 1 4	2 4 3
3	1 3 2 (1)	1 1	2, 9 1 1	2 4 3
4	1 1 7 (0)	1 0	2, 2 8 2	1 9 0
5	1 8 1 (0)	1 5	2, 4 3 4	2 0 3
6	1 5 7 (0)	1 3	2, 5 6 5	2 1 4

※ () 内は他市町村からの委託件数

○鳩ヶ谷居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認 定 調 査	月平均	ケアプラン作成	月平均
2	7 2 (7)	7	1, 6 5 5	1 3 8
3	1 1 1 (6)	9	1, 6 4 4	1 3 7
4	8 9 (4)	7	1, 5 8 0	1 3 2
5	1 0 0 (3)	8	1, 5 4 5	1 2 9
6	9 6 (1 0)	9	1, 5 7 7	1 3 1

※ () 内は他市町村からの委託件数

○神根居宅介護支援事業所

(単位：件)

年度	認 定 調 査	月平均	ケアプラン作成	月平均
2	—	—	—	—
3	—	—	—	—
4	6 6 (6)	6	1, 0 1 4	8 5
5	9 3 (7)	8	1, 2 5 6	1 0 5
6	8 9 (6)	8	1, 3 5 7	1 1 3

※ () 内は他市町村からの委託件数

※令和4年4月1日より開所

6 社会福祉センター（神根福祉センター）

川口市から委託を受け、地域における福祉活動の拠点として地域住民の福祉のニーズに応じたサービスの提供を行うとともに、老人デイサービス事業・地域活動支援センター事業・ボランティア活動支援事業の管理運営を行い、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の向上を図っています。

（１）施設概要

種 別	定員	開所年月日	敷地面積	構造	床面積	所在地
老人デイサービス事業	50 人	H 9 . 4 . 1	3, 234. 25 m ²	鉄筋コンクリート造 3 階建	延床面積 2, 739. 74 m ²	大字道合 1421
ボランティア活動支援事業	—					
地域活動支援センター事業	15 人					
（神根たたら荘）	—					

※地域活動支援センター事業については、「第 5 節障害福祉施設」、神根たたら荘については、「第 2 節老人福祉施設」を参照。

（２）利用及び活動状況

○老人デイサービス事業

（単位：人）

年度	登録者数	要介護度別利用者数										送迎	給食	入浴
		事業 1	事業 2	要支援 1	要支援 2	1	2	3	4	5	計			
2	11,113	0	96	209	531	2,406	2,526	1,690	550	348	8,356	16,722	8,356	6,556
3	9,736	0	100	238	210	2,368	2,208	1,603	567	170	7,464	14,904	7,423	6,028
4	9,391	0	103	190	363	2,508	1,974	1,384	643	244	7,409	14,752	7,406	5,882
5	9,179	0	46	236	519	2,350	1,929	1,236	846	267	7,429	14,800	7,408	6,077
6	9,258	0	0	196	568	2,181	2,258	1,494	837	309	7,843	15,491	7,813	6,535

※事業 1・2 … 第 1 号通所事業対象者（要支援 1 相当・要支援 2 相当）

○ボランティア活動支援事業

事業名	活動内容	参加者				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
会食サービス	神根地区で一人暮らしの高齢者（70歳以上）を対象とした昼食サービス	0名	0名	0名	8名	71名
ボランティア交流	意見交換・アンケート等	0名	0名	0名	0名	0名
関連団体への支援	介護者研修室、調理実習室の貸出	75回	117回	144回	247回	280回

ボランティア活動に関する相談や福祉・家事援助体験研修を行っています。

7 地域包括支援センター

川口市から委託を受け、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活のために必要な援助及び支援を目的とし、地域の中核機関として高齢者の状態の変化に応じたサービスの提供を包括的に行い、高齢者が住みなれた地域で安定した生活をおくることができるよう努めています。

（１）施設概要

名称	所在地	敷地面積	構造	床面積	開所年月日
神根地域包括支援センター	大字道合 1421	3,234.25 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建 1階部分	延床面積 2,739.74 m ² 内 16.44 m ²	H18. 4. 1
新郷地域包括支援センター	大字赤井 1055	7,602.39 m ²	鉄筋コンクリート造 6階建 1階部分	延床面積 14,444.48 m ² 内 63.8 m ²	H21. 1. 1
芝刈地域包括支援センター	大字伊刈 20	2,298.58 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建 1階部分	延床面積 1,797.45 m ² 内 56.25 m ²	H21. 6. 1
西地域包括支援センター	川口 6-5-14	850.88 m ²	鉄筋コンクリート造 3階建 2階部分	延床面積 1,175.85 m ² 内 43.6 m ²	H22. 6. 1
鳩ヶ谷東部地域包括支援センター	桜町 6-4-5	1,247.08 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建 1階部分	延床面積 1,185.81 m ² 内 30 m ²	H25. 4. 1
新郷東地域包括支援センター	大字峯 901	※	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建 1階部分	63.50 m ²	H27.10. 1

※新郷東地域包括支援センターに関しては、建物の一部を賃借しているため詳細不明。

8 鳩ヶ谷福祉センター

地域の高齢者のかたが各種の集まりや研修会等に利用できる大小の会議室を1階に設置し、健康増進及びレクリエーションのために利用できる施設として「は～とふる鳩ヶ谷」を2階に設置し、それぞれ利便性に配慮した施設運営に努めています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	構 造	床面積	開所年月日
鳩ヶ谷福祉センター	桜町 6-4-5	1,247.08 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	延床面積 1,185.81 m ²	H23. 10. 11

(2) 利用状況

(単位：人)

年 度	会議室		は～とふる鳩ヶ谷利用者数 (人)	合計	
	団体数 (件)	利用者数 (人)		団体数 (件)	利用者数 (人)
2	228	2,986	241	228	3,227
3	462	6,354	791	462	7,145
4	533	9,246	1,120	533	10,366
5	820	12,414	9,829	820	22,243
6	887	12,603	12,839	887	25,442

(3) 施設利用料金

○会議室

(単位：円)

区分	時間区分			
	午前9時～午前12時	午前12時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後9時
大会議室	410	1,370	1,650	3,430
小会議室	210	680	830	1,720

※は～とふる鳩ヶ谷 1人100円 (身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたは免除)

第 3 節 児童福祉施設

1 児童センター

川口市から委託を受けて、地域児童に健全な遊びを提供し、個別的集団的に指導して、その健康を増進し情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等、児童組織活動の育成助長を図る総合的な機能を有した児童厚生施設です。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日
南平 児童センター	末広 3-7-21	1,322.37 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建 2階部分	延床面積 1,195.47 m ² 内 426.17 m ²	S 52. 12. 4

(2) 年間行事

①恒例行事…児童センターまつり、親子ふれあいランド、季節を楽しもう、

にこにこ赤ちゃん広場、観劇会等

②製作教室…工作教室、夏休み工作教室、親子陶芸教室等

③そ の 他…異世代交流、歯科衛生士による歯磨き講座等

(3) クラブ

①母親…おはなし会、リトミック教室等

②子供…親子で楽しく運動あそび、わんぱくサッカー教室等

(4) 利用状況

(単位：人)

年度	利用日数	幼 児	小学生	中学生	一般(高校)	計
2	2 4 2 日	2,764	1,012	199	2,459	6,434
3	2 9 2 日	3,870	1,294	140	3,737	9,041
4	2 9 0 日	4,520	1,440	176	4,517	10,653
5	2 9 0 日	6,542	2,939	208	6,447	16,136
6	2 9 0 日	6,132	5,870	515	5,969	18,486

第4節 障害福祉施設

1 相談支援事業

川口市に居住する在宅障害者（児）及び家族等に対し介護相談、情報の提供を行い、生活の支援を図っています。

（1）施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日
障害者相談支援 センターきらり	八幡木 1-19-5	944.84 m ²	鉄筋 コンクリート造 2階建	延床面積 737.50 m ² 内 22.89 m ²	H 7 . 4 . 1

2 地域活動支援センター事業

川口市から委託を受け、障害者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上等を図るため、各種のサービスを提供し障害者の福祉の増進を図っています。

（1）施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構 造	床面積	開所年月日	定員
地域活動支援 センター事業 (社会福祉センター)	大字道合 1421	3,234.25 m ²	鉄筋 コンクリート造 3階建	延床面積 2,739.74 m ² 内 1,703.85 m ²	H 9 . 5 . 6	15人

（2）利用状況

（単位：人）

年 度	登録者数	利用者数	サ ー ビ ス 内 容 及 び 利 用 者 数						
			機能訓練	創作活動	健康チェック	生活更生相談	送 迎	給 食	入 浴 (特浴)
2	3,488	2,647	2,647	2,647	2,647	2,647	4,787	2,647	896 (713)
3	3,383	2,655	2,655	2,655	2,655	2,655	4,917	2,655	806 (654)
4	3,262	2,453	2,453	2,453	2,453	2,453	4,547	2,453	414 (544)
5	3,234	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	4,903	2,596	548 (567)
6	2,917	2,490	2,490	2,490	2,490	2,490	4,723	2,490	580 (394)

3 生活介護事業

在宅の障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に提供しています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構造	床面積	開設年月日	定員
生活介護 夢工房	西青木 1-5-1	6,365.92 m ²	鉄筋 コンクリート造 2階建	延床面積 6,060.08 m ² 内 492.35 m ²	H 2 3 . 4 . 1 (H 2 6 . 4 . 7 現所在地に移転)	25 人
生活介護 きじばと	八幡木 1-19-5	944.84 m ²	鉄骨造 2階建	延床面積 737.50 m ² 内 360 m ²	H 2 3 . 4 . 1	30 人

4 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかったかたに、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練及びその他必要な支援の提供に努めています。

(1) 施設概要

名 称	所 在 地	敷地面積	構造	床面積	開設年月日	定員
就労継続支援 きじばと	大字里 1125	356 m ²	鉄骨造 2階建	延床面積 356 m ² 内 189.05 m ²	H 2 3 . 4 . 1	20 人

福祉関係 団体名簿



「福祉の日デザイン画」 佳作 戴 之瑶

川口市社会福祉審議会委員

(任期R6.4.1～R8.3.31)

◎ 委員長 ○ 副委員長

	役職等	委員氏名	専門分科会※1				部会※2	
			民生	地域	障害	児童	障害審査	児童認可
委員 (臨時委員含む)	川口市議会 福祉保健常任委員会委員長	◎福森 悦子	○	○				
	川口地区保護司会副会長	畑中 芳隆	○	○				
	社会福祉法人川口市社会福祉協議会常務理事	藤波 康彰	○	○				
	新郷地区社会福祉協議会会長	漆山 隆	○	○				
	川口商工会議所総務広報課長	鈴木 真理子	○	○				
	一般社団法人川口市医師会理事	神山 浩		○				
	一般社団法人川口歯科医師会副会長	吉井 正俊		○	○			
	一般社団法人川口薬剤師会副会長	浅見 まゆみ		○				
	一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 21世紀委員会 委員	堀 弘尚		○				
	埼玉県立大学准教授	大岡 華子		○				
	埼玉学園大学人間学部子ども発達学科教授	堀田 正央		○		○		
	川口市内障害者施設運営団体連絡会事務局長	山下 朋和		○	○			
	公募	小柳 健		○				
	公募	植杉 勝紀		○				
	社会福祉法人川口市社会福祉協議会事務局長	石川 真司			○			
	一般社団法人川口市医師会理事	山森 裕之			○		○	
	埼玉県南児童相談所副所長	中田 晃史			○			
	社会福祉法人桐和会理事長	岡本 和久			○			
	川口市立小学校長会川口市立領家小学校 校長	中村 義郎			○			
	川口公共職業安定所統括職業指導官	佐方 秀行			○			
	社会福祉法人みぬま福祉会 総合施設長	松本 哲			○			
	一般社団法人川口市身体障害者福祉会代表理事	宮崎 勲			○			
	日本女子大学教授	○田中 恵美子			○			
	社会福祉法人ひふみ会理事長	吉田 優			○			
	川口市精神障害者の会よつば会長	片山 理			○			
	公募	田中 眞弓			○			
	公募	真辺 厚子			○			
	川口市民生委員児童委員協議会主任児童委員会 会長	岡田 真理子				○		

	役職等	委員氏名	専門分科会※ 1				部会※ 2	
			民生	地域	障害	児童	障害 審査	児童 認可
委員 (臨時委員含む)	社会福祉法人川口市社会福祉協議会 かわぐちボランティアセンター登録団体 NUSHの会 代表	笹川 綿子				○		
	川口市立医療センター医師	山南 貞夫				○		
	埼玉県南児童相談所所長	堀越 陽子				○		
	川口市立小学校長会川口市立上青木南小学校 校長	菊地 陽子				○		
	浦和大学特任教授	加藤 邦子				○		○
	埼玉県保育協議会副会長	大野 智子				○		
	連合埼玉川口・戸田・蕨地域協議会議長	長沢 英俊				○		
	川口市子ども会連絡協議会会長	宮崎 清人				○		
	埼玉県助産師会川口地区地区長	飯塚 仁美				○		
	川口市保育連盟	高島 光博				○		
	川口市私立幼稚園協会ひのつめ幼稚園 園長	安藤 孝代				○		
	公募	鈴木 舞				○		
	公募	渡邊 香織				○		
	川口眼科院長	蒲山 俊夫					○	
	埼玉協同病院耳鼻咽喉科部長	堤内 亮博					○	
	済生会川口総合病院副院長・診療部長・主任部長	新井 嘉容					○	
	朝日橋ひだまりクリニック理事長	古屋 徳郎					○	
	川口市立医療センター院長	立花 栄三					○	
	須田医院院長	須田 雅一					○	
	川口市立医療センター診療局長	羽田 憲彦					○	
	済生会川口総合病院病院長	佐藤 雅彦					○	
	済生会川口総合病院副院長	松井 茂					○	
	有限会社ますいりリビングカンパニー代表取締役	増井 真也						○
	川口市立芝保育所所長	上西 尋子						○
	川口市立舟戸幼稚園園長	須山 恵美子						○

※ 1 専門分科会における「民生」は民生委員審査専門分科会、「地域」は地域福祉専門分科会、「障害」は障害者福祉専門分科会、「児童」は児童福祉専門分科会を表す。

※ 2 部会における「障害審査」は障害者福祉専門分科会審査部会、「児童認可」は児童福祉専門分科会施設認可部会を表す。

民 生 委 員 推 薦 会 委 員

(任期R6.4.1～R9.3.31)

◎ 委員長

○ 副委員長

選出区分	氏 名	職 務
民 生 委 員	○ 厚 川 葉 子	川 口 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 副 会 長
	高 橋 登 美 雄	上 青 木 地 区 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 会 長
社会福祉事業の実施 に関係のある者	松 本 保 子	川 口 地 区 保 護 司 会 長 副 事 務 局 会 長
	◎ 漆 山 隆	新 郷 地 区 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
	森 朝 哉	川 口 市 福 祉 部 長
市町村の区域を単位 とする社会福祉関係 団体の代表者	宮 崎 勲	一 般 社 団 法 人 川 口 市 身 体 障 害 者 福 祉 会 代 表 理 事
教 育 関 係 者	三 浦 伸 之	川 口 市 立 岸 川 中 学 校 長
学 識 経 験 者	野 尻 由 香	常 磐 大 学 教 授
	荻 島 正 擴	西 川 口 駅 周 辺 地 区 ま ち づ く り 協 議 会 会 長
	濱 田 由 美	前 川 口 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 主 任 児 童 委 員 会 会 長

身体障害者・知的障害者相談員

身体障害者相談員 (任期R6.4.1～R8.3.31)	知的障害者相談員 (任期R6.4.1～R8.3.31)
氏 名	氏 名
小巻 喜一	芳賀 トリ
中山 勝人	羽場 ひで子
寺菌 正明	池田 敬子
國仙 繁則	大津 千晶
東海林 明	小杉 千絵
片桐 孝	川和 麻希
宮崎 勲	平田 敦子
千島 達雄	松井 靖
小熊 雅美	
土屋 洋子	
大井田 弘子	
荒金 弘子	

川口市介護保険運営協議会委員

(任期R6.4.1～R9.3.31)

◎ 会 長

○ 副会長

区分	氏 名	
知識経験者	◎ 田 口 孝 行	埼 玉 県 立 大 学 教 授
	柳 田 つ と む	川 口 市 議 会 議 員
保健・医療・福祉関係者	竹 中 健 智	川 口 市 医 師 会
	○ 陽 野 載 紀	川 口 歯 科 医 師 会
	金 子 裕 子	川 口 薬 剤 師 会
	小 川 由 美	埼 玉 県 看 護 協 会
	山 本 明 美	埼 玉 県 介 護 支 援 専 門 員 協 会
	根 本 光	川 口 市 介 護 事 業 者 協 議 会
	高 木 輝 久	埼 玉 県 老 人 福 祉 施 設 協 議 会
	須 佐 和 行	川口市内障害者施設運営団体連絡会
被保険者	近 藤 利 雄	川 口 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
	野 村 洋 子	川 口 市 婦 人 団 体 会 連 絡 協 議 会
	内 田 洋 子	川 口 市 食 生 活 改 善 推 進 員 協 議 会
	長 谷 部 正 子	川 口 C E W 女 性 会 議
	熊 木 明 美	公 募 委 員

川口市社会福祉協議会役員

(任期R7.6.27～R9の定時評議員会の終結時まで)

理事13名

◎ 会長

○ 副会長

△ 常務理事

役員の資格等	氏 名	公 職 等
その他	◎ 奥ノ木 信夫	川口市 市長
	野村 洋子	川口CEW女性会議理事
事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	○ 平柳 清	朝日東地区社会福祉協議会会長
	荻島 正 拡	前西川口地区連合町会会長
	○ 山喜 光明	川口地区保護司会会長
	羽場 ひで子	川口市障害者団体連絡協議会副会長
	宗像 和子	川口市ボランティア団体連絡協議会会長
	島 永 幸一	川口市老人クラブ連合会理事
	小野寺 秀明	川口市教育委員会委員
	森 朝 哉	川口市福祉部長
社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	△ 藤波 康彰	川口市社会福祉協議会
	飯塚 元一	川口商工会議所副会頭
	野口 宏明	川口商工会議所議員

監事2名

役員の資格等	氏 名	公 職 等
財務管理について識見を有する者	平野 玲奈	税 理 士
社会福祉事業について識見を有する者	守谷 茂幸	元埼玉県共同募金会事務局長

社会福祉法人川口市社会福祉事業団役員

(任期 令和7年6月25日から令和9年6月定時評議員会終了まで)

役 職	氏 名	公 職 等
理事長	池 田 誠	川口市社会福祉事業団理事長
常務理事	鈴木 浩幸	川口市社会福祉事業団常務理事
理 事	吉 田 英 司	川口市議会議員
理 事	松 本 進	川口市議会議員
理 事	岡 崎 俊 哉	川口市医師会副会長
理 事	小 川 由 美	埼玉県看護協会 川口訪問看護ステーション所長
理 事	田 中 宣 充	川口市商店街連合会役員
理 事	岩 澤 勝 徳	川口市老人クラブ連合会会長
理 事	宮 澤 章 公	川口市社会福祉事業団 川口市高齢者総合福祉センターサンテピア所長兼 川口市特別養護老人ホーム所長
理 事	漆 山 隆	新郷地区社会福祉協議会会長
監 事	小 川 勇 太 郎	元川口市社会福祉事業団常務理事
監 事	長谷川 優子	税理士

川口市福祉の日推進委員

(任期 R6. 4. 1～R8. 3. 31)

役 職	氏 名	備 考
会 長	北 原 伸 泰	モ ラ ロ ジ ー 会 員
副 会 長	森 朝 哉	川 口 市 福 祉 部 長
	渡 邊 進	川 口 グ ラ ン ド ワ ー ク 運 営 委 員
	佐 多 薩 雄	血 液 循 環 ロ コ モ 体 操 指 導 協 会 理 事
	湯 本 孝 子	元 市 民 後 見 人
	神 田 美 代 子	西 川 口 を 活 性 化 さ せ る 会
	金 丸 貴 邦	川 口 柳 崎 郵 便 局 長
	大 房 明 美	主 任 児 童 委 員
	鈴 木 和 子	学 識 経 験 者
	萩 原 実	青 少 年 ボ ラ ン テ ィ ア 育 成 委 員
	田 村 伊 佐 雄	川 口 市 子 ど も 部 長
	石 川 真 司	川 口 市 社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長
	富 田 克 弘	川 口 市 社 会 福 祉 事 業 団 事 務 局 長

社 会 福 祉 関 係 団 体

名 称	会員数	代 表 者
川 口 地 区 保 護 司 会	7. 4. 1 現在 117	山 喜 光 明
川 口 地 区 更 生 保 護 女 性 会	7. 4. 1 現在 97	中 牟 田 雅 子
川 口 市 遺 族 会	7. 4. 1 現在 200	片 野 誠 治
川 口 市 民 生 委 員 会 児 童 委 員 協 議 会	7. 4. 1 現在 599	厚 川 葉 子 (職 務 代 理)
川 口 市 聴 力 障 害 者 協 会	7. 4. 1 現在 56	土 屋 進
一 般 社 団 法 人 川 口 市 身 体 障 害 者 福 祉 会	7. 4. 1 現在 110	宮 崎 勲
川 口 市 視 覚 障 害 者 福 祉 協 会	7. 4. 1 現在 21	大 井 田 弘 子
川 口 あ さ ひ 福 祉 会	7. 4. 1 現在 137	柴 田 俊 枝
川 口 市 障 害 者 団 体 連 絡 協 議 会	7. 4. 1 現在 19 団体	小 巻 喜 一
川 口 市 精 神 障 害 者 家 族 会	7. 4. 1 現在 46	谷 久 子
川 口 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	7. 4. 1 現在 9,685	岩 澤 勝 徳
川 口 市 ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 連 絡 協 議 会	7. 4. 1 現在 8 団体	宗 像 和 子
川 口 市 プ レ イ リ ー ダ ー 協 議 会	7. 4. 1 現在 36	岸 本 英 樹

川口市青少年問題協議会

(任期R7.6.1～R9.5.31)

職	氏 名	役 職 等
委 員 長	小野寺 秀 明	川口市青少年団体連絡協議会
副 委 員 長	吉 田 照 司	川口機械工業協同組合
委 員	庵 地 眞 見	公募市民
〃	萩 原 実	公募市民
〃	遠 藤 ミツル	川口市民生委員児童委員協議会
〃	笠 井 裕 江	川口市P T A連合会
〃	森 元 秀 樹	川口地区保護司会
〃	菊 地 美代子	川口商工会議所女性会
〃	小 松 和 人	川口商工会議所青年部
〃	富 田 政 弘	川口市少年軟式野球連盟
〃	小 柳 美佐子	川口市青少年育成推進員協議会
〃	中 村 優 美	川口警察署生活安全課長
〃	池 野 智 康	武南警察署生活安全課長
〃	柳 田 朗	川口市立中学校長会
〃	齊 藤 敦 史	川口市立小学校長会

川口市いじめから子どもを守る委員会

(任期R7.4.1～R9.3.31)

職	氏 名	区 分
委 員 長	宮 下 聡	教育関係者
委 員	宮 崎 裕 悟	学識経験者
委 員	中 田 富美代	子どもの発達及び心理等について 専門的知識を有する者

川 口 市 民 憲 章

昭和42年4月1日 制定

“鑄物のまち”としての長い伝統の上に各種産業を加えて、躍進を誇るわが川口市は、新しい時代のいぶきのもと近代都市として大きな発展を期しています。これが市民ひとりひとりの理想であります。

わたくしたちはここに誇りを感じ、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民の願いをこめて、この憲章を定めました。

わたくしたちは、

- 1 すすんで環境を浄化し、
きれいな家庭・美しいまちをつくりましょう。
- 1 いつも健康で元気よく働き、
しあわせな家庭・豊かな都市をつくりましょう。
- 1 互いにきまりを守り、助け合って、
なごやかな家庭・明るい社会をつくりましょう。
- 1 文化を育て、教養を高めて、
楽しい家庭・住みよい郷土をつくりましょう。
- 1 力いっぱい両手をひろげ、
伸びゆく家庭・理想の大川口市をつくりましょう。

令和7年度版 川 口 市 の 福 祉

発行 川口市

編集 川口市福祉部福祉総務課

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048(259)7929